

# 野村インデックスファンド・ 海外5資産バランス

## 愛称：Funds-i 海外5資産バランス

追加型投信 海外 資産複合 インデックス型

### 【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2023年11月30日）

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・海外5資産バランスの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月29日に関東財務局長に提出しており、2023年11月30日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	30
4【手数料等及び税金】	34
5【運用状況】	37
第2【管理及び運営】	58
1【申込（販売）手続等】	58
2【換金（解約）手続等】	59
3【資産管理等の概要】	60
4【受益者の権利等】	63
第3【ファンドの経理状況】	65
1【財務諸表】	68
2【ファンドの現況】	204
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	206
第三部【委託会社等の情報】	207
第1【委託会社等の概況】	207
1【委託会社等の概況】	207
2【事業の内容及び営業の概況】	209
3【委託会社等の経理状況】	210
4【利害関係人との取引制限】	246
5【その他】	246
約款	247

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

(ファンドの愛称を「Funds-i 海外5資産バランス」とします。なお、「ファンド」という場合、または「野村 Funds-i 海外5資産バランス」という場合があります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%(税抜2.00%)以内<sup>\*</sup>で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額と

します。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

#### (6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位

※分配金を再投資する場合には 1 口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (7) 【申込期間】

2023 年 11 月 30 日から 2024 年 11 月 28 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

#### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村インデックスファンド・海外5資産バランス)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般	年2回	日本			
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	日経225
中小型株	年6回 (隔月)	欧州			
債券	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
一般	日々	オセアニア			
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
社債		アフリカ			
その他債券 (クレジット属性 ( )		中近東 (中東)			
不動産投信		エマージング			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投 信)資産配分固定 型))					
資産複合 ( )					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。



- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

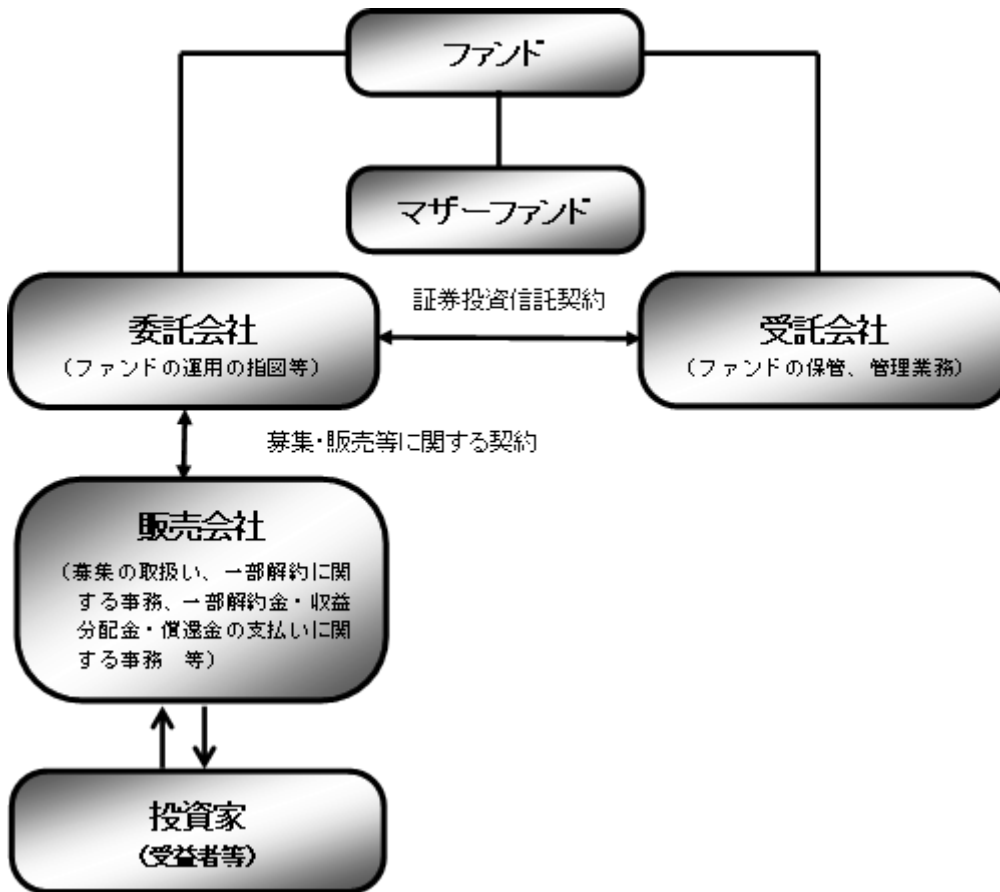
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月12日

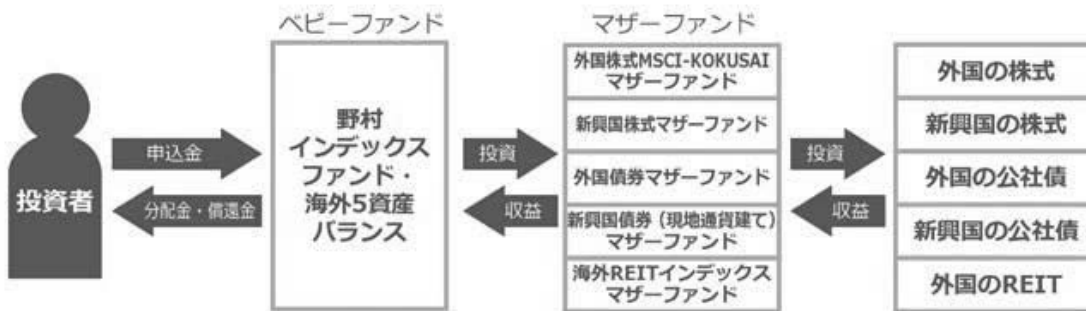
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村インデックスファンド・海外5資産バランス
マザーファンド (親投資信託)	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 新興国株式マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2023年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

[1] ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	基本投資割合	主要投資対象	対象指数
①外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	1/6	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数 (円換算ベース・為替ヘッジなし)* <sup>1</sup>
②新興国株式マザーファンド	1/6	新興国の株式(DR (預託証券) <sup>*1</sup> を含みます。)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)* <sup>2</sup>
③外国債券マザーファンド	1/6	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
④新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	1/6	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス -エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)* <sup>3</sup>
⑤海外 REIT インデックス マザーファンド	1/3	日本を除く世界各国の REIT <sup>*2</sup>	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)* <sup>4</sup>

※1 Depositary Receipt (預託証券) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

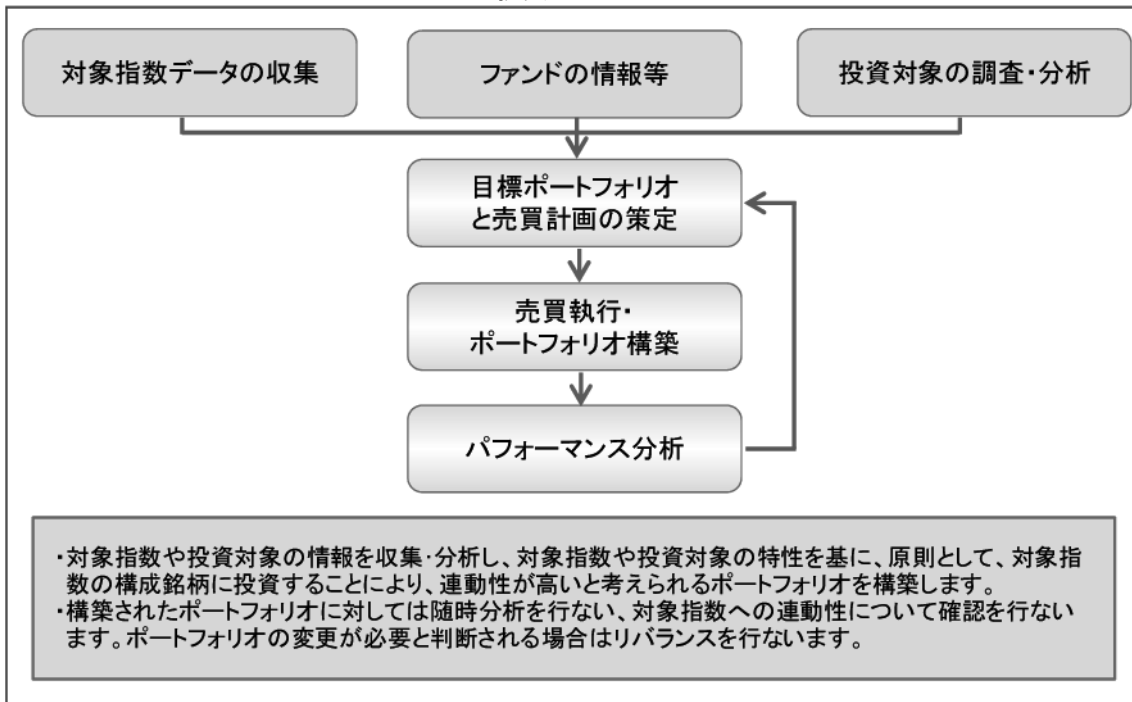
\*1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。MSCI-KOKUSAI 指数(円換算ベース・為替ヘッジなし)は、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの運用の基本方針における「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」と同一の指数です。

\*2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*3 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

\*4 S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

■投資プロセス■



\*上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2] 合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

[3] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

OMSCI-KOKUSAI 指数(円換算ベース・為替ヘッジなし)

OMSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.(MSCI )、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI 、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

#### ○FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

#### ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品 (インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。)(以下、「本インデックス」といいます。 )に関する情報 (以下、「当情報」といいます。 )は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション (ロング若しくはショート) を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。 )は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引 (以下「該当商品」といいます。 )を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員) 及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、[index.research@jpmorgan.com](mailto:index.research@jpmorgan.com)宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、[www.morganmarkets.com](http://www.morganmarkets.com) もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

#### OS&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

#### (2) 【投資対象】

外国および新興国の各株式、外国および新興国の各債券、外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。



■各マザーファンドの主要投資対象■

マザーファンド名	主要投資対象
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式
新興国株式マザーファンド	新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)
外国債券マザーファンド	外国の公社債
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限り、後述の「(5)投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

ロ 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

② 有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド、および海外 REIT インデックス マザーファンド(以下「各マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

#### ④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 金利先渡取引<sup>※1</sup>
- 4 為替先渡取引<sup>※2</sup>
- 5 直物為替先渡取引<sup>※3</sup>

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (参考)各マザーファンドの概要

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債<sup>\*</sup>への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国株式マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)  
運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーGING・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーGING・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行いません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行いません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

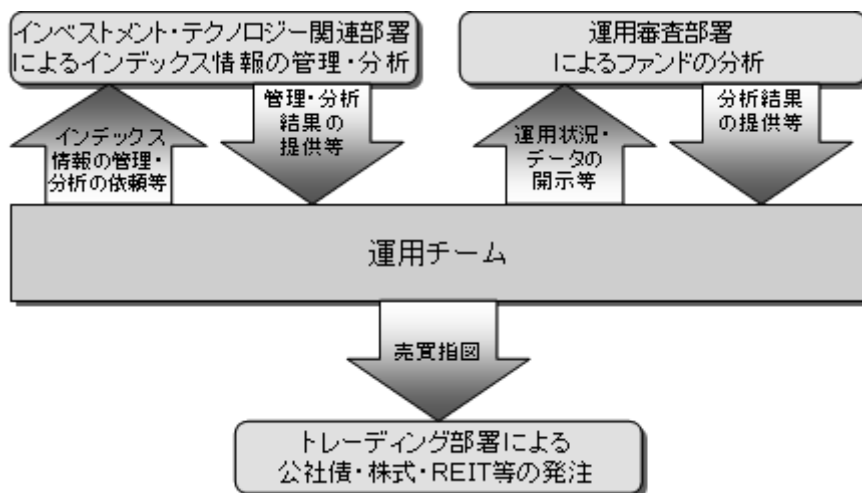
⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



### (3) 【運用体制】

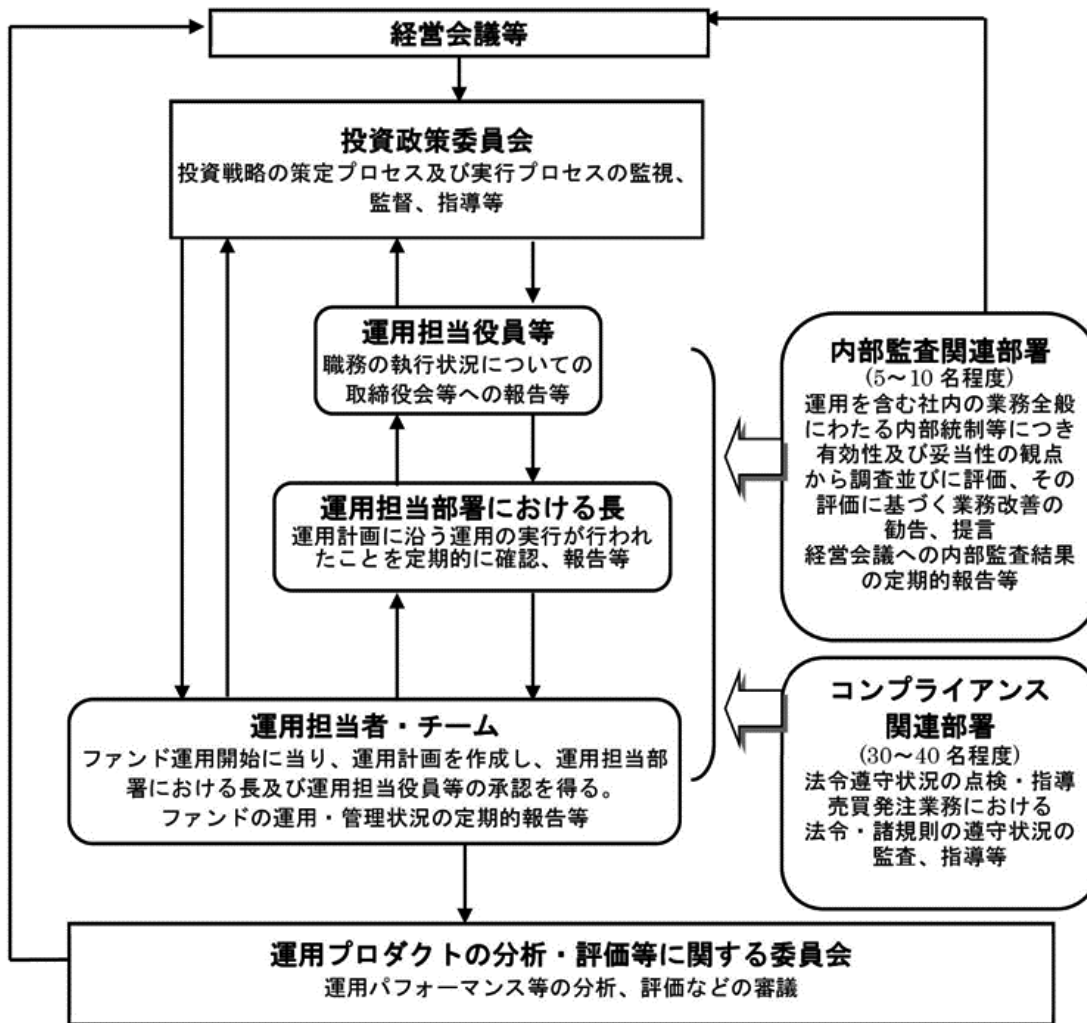
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

\*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年9月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### (5)【投資制限】

##### ①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

##### ②投資する株式等の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

##### ③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債

の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑦ 公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑩ 直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑪ 資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で

保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はあり

ません。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REIT に関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

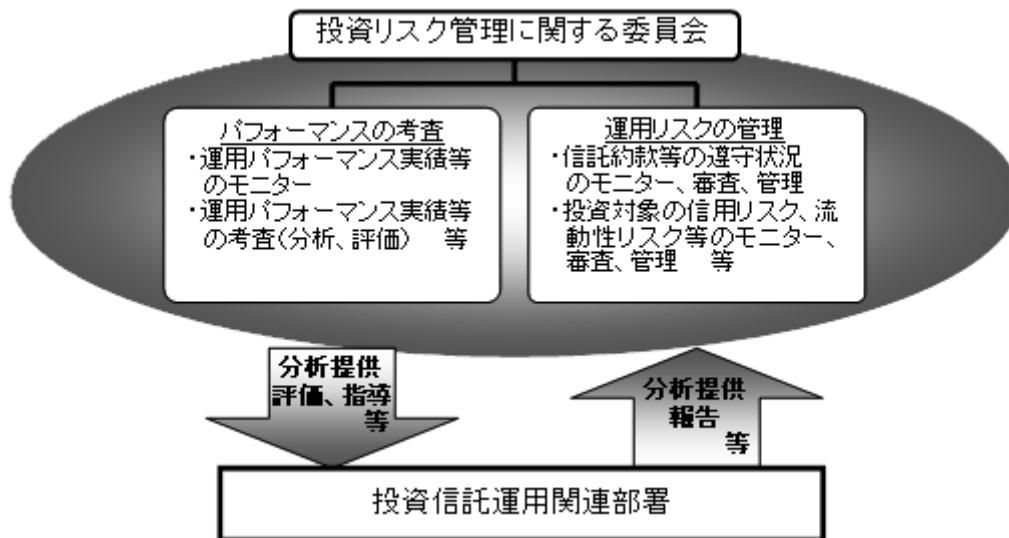
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

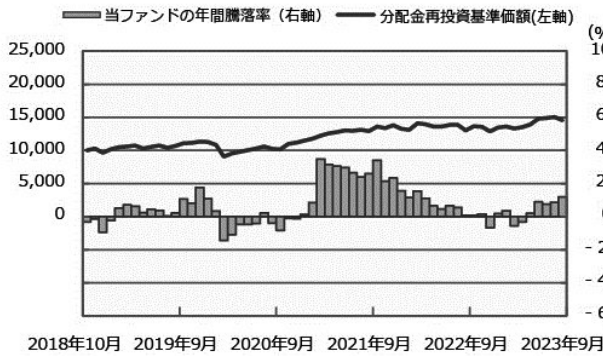


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

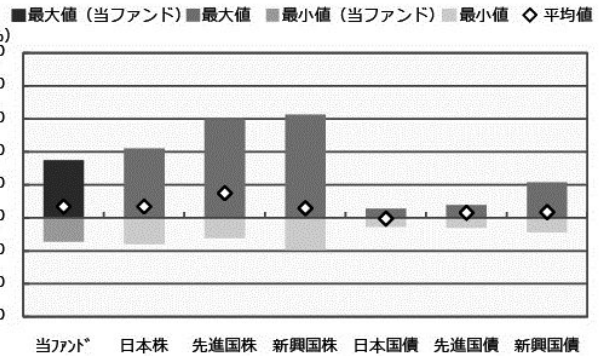


# リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



## ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 14.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.9	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPXI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.00%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%（税抜年0.60%）以内（2023年11月29日現在 年0.66%（税抜年0.60%））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.28%	年0.28%	年0.04%

\*上記配分は、2023年11月29日現在の信託報酬率における配分です。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

##### 《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債権回収に要する弁護士費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支

払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額\*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債<sup>(注1)</sup>の利子</li> <li>・ 公募公社債投資信託の収益分配金</li> </ul>	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益</li> <li>・ 譲渡損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式の配当</li> <li>・ 公募株式投資信託の収益分配金</li> </ul>

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**\*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合**

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**◆法人の投資家に対する課税**

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。  
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**■換金（解約）時および償還時の課税について■**

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益\*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**■個別元本について■**

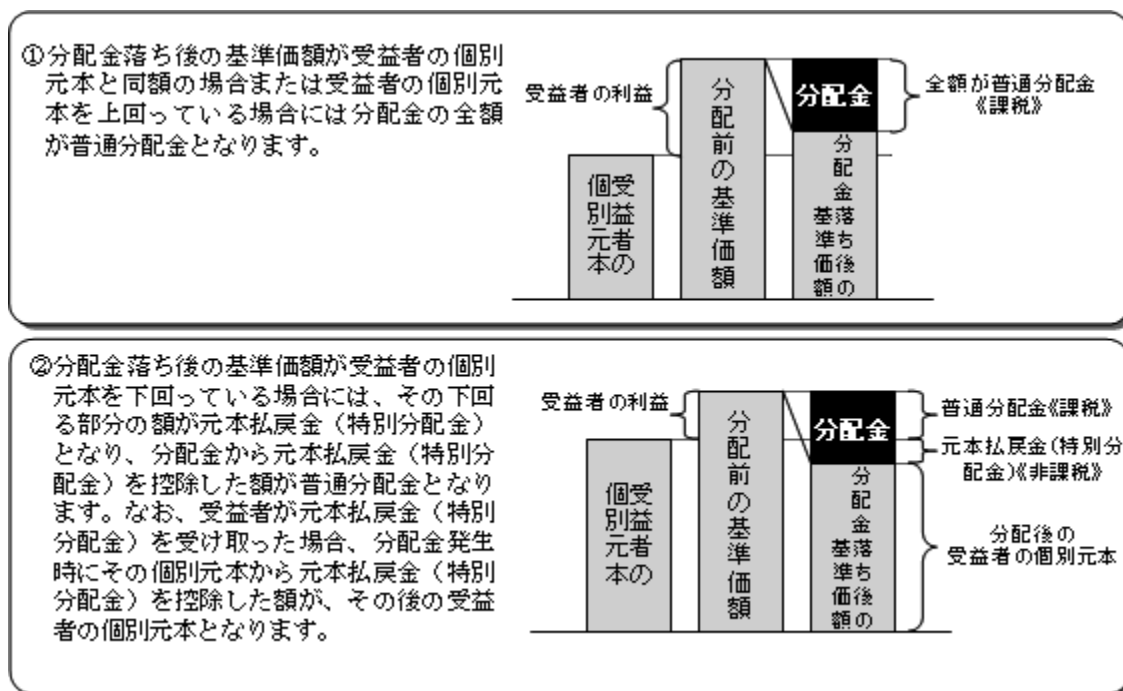
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

**■分配金の課税について■**

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の

元本の一部払戻しに相当する部分) があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

\*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,725,056,665	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,719,268	0.09
合計（純資産総額）		5,730,775,933	100.00

#### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,269,063,823,867	71.58
	カナダ	59,458,425,386	3.35
	ドイツ	41,478,698,622	2.33
	イタリア	12,785,517,052	0.72

	フランス	58,679,453,073	3.31
	オランダ	22,147,766,162	1.24
	スペイン	12,689,361,453	0.71
	ベルギー	3,800,711,851	0.21
	オーストリア	916,820,280	0.05
	ルクセンブルグ	256,437,792	0.01
	フィンランド	4,304,442,664	0.24
	アイルランド	2,687,089,094	0.15
	ポルトガル	1,068,280,028	0.06
	スイス	526,874,700	0.02
	イギリス	76,392,971,674	4.30
	スイス	49,641,234,582	2.80
	スウェーデン	15,544,148,047	0.87
	ノルウェー	3,602,830,822	0.20
	デンマーク	16,447,485,382	0.92
	オーストラリア	34,605,942,276	1.95
	ニュージーランド	930,099,185	0.05
	香港	10,370,201,794	0.58
	シンガポール	5,800,756,587	0.32
	イスラエル	1,942,745,058	0.10
	小計	1,705,142,117,431	96.18
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	29,412,197,337	1.65
	カナダ	160,725,821	0.00
	フランス	587,616,852	0.03
	ベルギー	133,756,480	0.00
	イギリス	499,906,957	0.02
	オーストラリア	2,059,653,199	0.11
	香港	416,607,555	0.02
	シンガポール	727,877,229	0.04
	小計	33,998,341,430	1.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,620,568,279	1.89
合計（純資産総額）		1,772,761,027,140	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,978,925,121	1.40
	買建	カナダ	1,149,631,797	0.06
	買建	ドイツ	3,126,870,560	0.17

	買建	イギリス	1,480,425,978	0.08
	買建	スイス	948,900,002	0.05
	買建	オーストラリア	711,285,876	0.04

(参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	3,117,790,660	3.14
	メキシコ	2,303,893,079	2.32
	ブラジル	5,097,773,893	5.14
	チリ	206,454,948	0.20
	コロンビア	51,632,348	0.05
	ギリシャ	412,242,028	0.41
	トルコ	709,802,684	0.71
	チェコ	160,734,494	0.16
	ハンガリー	217,713,263	0.21
	ポーランド	715,234,338	0.72
	香港	21,144,810,741	21.35
	マレーシア	1,338,169,388	1.35
	タイ	1,778,495,496	1.79
	フィリピン	618,505,673	0.62
	インドネシア	1,902,633,611	1.92
	韓国	11,660,914,297	11.77
	台湾	14,077,674,494	14.21
	インド	14,840,441,612	14.98
	カタール	903,527,562	0.91
	エジプト	11,356,058	0.01
	南アフリカ	2,855,606,352	2.88
	アラブ首長国連邦	1,355,917,744	1.36
	クウェート	797,883,836	0.80
サウジアラビア	3,969,345,900	4.00	
	小計	90,248,554,499	91.12
投資信託受益証券	アメリカ	3,921,921,081	3.96
投資証券	メキシコ	76,427,404	0.07
	南アフリカ	24,358,140	0.02
	小計	100,785,544	0.10
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	4,763,915,017	4.81
合計 (純資産総額)		99,035,176,141	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,016,155,682	4.05
	買建	香港	665,234,613	0.67

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	370,440,570,778	48.24
	カナダ	15,504,862,788	2.01
	メキシコ	7,531,196,276	0.98
	ドイツ	39,327,344,958	5.12
	イタリア	67,968,332,001	8.85
	フランス	54,019,979,511	7.03
	オランダ	9,940,026,029	1.29
	スペイン	42,934,618,746	5.59
	ベルギー	14,190,436,858	1.84
	オーストリア	9,071,097,669	1.18
	フィンランド	2,268,890,476	0.29
	アイルランド	3,428,173,346	0.44
	イギリス	36,939,141,977	4.81
	スウェーデン	1,495,599,066	0.19
	ノルウェー	1,228,096,415	0.15
	デンマーク	2,389,406,986	0.31
	ポーランド	3,756,079,661	0.48
	オーストラリア	11,219,334,767	1.46
	ニュージーランド	1,735,597,572	0.22
	シンガポール	3,513,731,868	0.45
	マレーシア	4,054,435,066	0.52
中国	53,369,009,497	6.95	
イスラエル	2,320,100,382	0.30	
	小計	758,646,062,693	98.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,164,128,203	1.19
合計（純資産総額）		767,810,190,896	100.00

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	871,433,334	9.50
	ブラジル	893,173,896	9.74
	チリ	177,116,641	1.93
	コロンビア	388,492,473	4.23
	ペルー	216,528,194	2.36



	ウルグアイ	15,124,041	0.16
	ドミニカ共和国	24,885,450	0.27
	セルビア	26,415,831	0.28
	トルコ	56,677,580	0.61
	チェコ	546,996,774	5.96
	ハンガリー	264,203,152	2.88
	ポーランド	664,105,054	7.24
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	337,971,667	3.68
	マレーシア	915,540,371	9.98
	タイ	861,455,330	9.39
	インドネシア	905,335,311	9.87
	中国	925,685,788	10.09
	エジプト	84,815,479	0.92
	南アフリカ	719,601,101	7.84
	小計	8,895,557,467	97.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	274,144,809	2.98
合計（純資産総額）		9,169,702,276	100.00

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	48,985,771,371	76.91
	カナダ	1,014,815,978	1.59
	ドイツ	24,326,312	0.03
	イタリア	5,887,080	0.00
	フランス	1,048,742,190	1.64
	オランダ	118,422,896	0.18
	スペイン	252,652,270	0.39
	ベルギー	640,536,977	1.00
	アイルランド	22,409,772	0.03
	シンガポール	25,084,080	0.03
	イギリス	2,889,854,642	4.53
	オーストラリア	4,119,740,013	6.46
	ニュージーランド	187,562,110	0.29
	香港	764,275,345	1.20
	シンガポール	2,179,681,012	3.42
	韓国	125,509,725	0.19
	イスラエル	80,495,975	0.12
小計	62,485,767,748	98.11	
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,201,574,851	1.88

合計（純資産総額）	63,687,342,599	100.00
-----------	----------------	--------

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,043,799,154	1.63

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	585,390,104	3.3370	1,953,500,134	3.1800	1,861,540,530	32.48
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	357,620,604	2.7478	982,677,815	2.7162	971,369,084	16.95
3	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	566,955,973	1.7540	994,459,333	1.7054	966,886,716	16.87
4	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	580,739,645	1.6839	977,908,559	1.6577	962,692,109	16.79
5	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	175,095,177	5.6561	990,370,882	5.4974	962,568,226	16.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.90
合計	99.90

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,575,100	24,333.06	86,993,125,730	25,531.81	91,278,774,646	5.14
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,605,600	42,655.85	68,488,248,295	46,914.27	75,325,553,839	4.24
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,099,000	15,389.99	32,303,592,417	18,844.08	39,553,741,552	2.23
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	561,440	41,652.61	23,385,443,200	64,452.52	36,186,226,310	2.04
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,350,400	15,178.91	20,497,605,253	19,790.92	26,725,671,602	1.50
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,201,600	15,208.08	18,274,040,916	19,913.58	23,928,164,217	1.34

				ス						
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	648,400	29,488.08	19,120,072,071	36,853.52	23,895,822,627	1.34
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	502,800	31,351.71	15,763,640,768	45,466.33	22,860,474,143	1.28
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	918,800	16,379.91	15,049,861,833	17,870.32	16,419,252,405	0.92
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	211,670	70,375.05	14,896,287,268	76,300.75	16,150,581,446	0.91
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	294,600	45,789.62	13,489,622,059	53,409.03	15,734,301,652	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	183,400	51,626.68	9,468,334,351	81,438.83	14,935,881,605	0.84
13	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	664,200	19,307.11	12,823,784,298	22,076.51	14,663,219,403	0.82
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	547,246	22,977.96	12,574,601,786	23,466.11	12,841,735,052	0.72
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	367,800	33,292.35	12,244,928,489	34,651.70	12,744,896,290	0.71
16	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	535,700	22,069.45	11,822,606,635	21,889.53	11,726,225,078	0.66
17	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	93,800	95,379.59	8,946,605,687	124,450.56	11,673,462,528	0.65
18	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	192,400	53,816.10	10,354,217,652	59,748.23	11,495,560,452	0.64
19	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	412,400	24,282.15	10,013,959,651	25,516.85	10,523,149,847	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	228,500	42,733.89	9,764,695,330	45,396.03	10,372,993,815	0.58
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	741,800	11,455.10	8,497,394,833	13,805.28	10,240,760,413	0.57
22	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	606,900	18,090.30	10,979,003,925	16,820.03	10,208,078,635	0.57
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	401,000	23,566.24	9,450,064,137	22,773.55	9,132,195,555	0.51
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	576,800	15,859.47	9,147,745,407	15,601.19	8,998,768,699	0.50
25	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	100,700	73,704.74	7,422,067,876	85,055.67	8,565,106,513	0.48
26	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	336,600	21,831.62	7,348,525,780	24,312.73	8,183,665,995	0.46
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	91,630	98,515.65	9,026,989,788	87,026.40	7,974,229,032	0.44
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	312,900	27,044.63	8,462,267,005	25,353.81	7,933,207,149	0.44
29	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	103,600	57,409.27	5,947,600,467	75,488.53	7,820,612,599	0.44
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	934,200	9,239.78	8,631,807,973	8,348.05	7,798,757,465	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.27

メディア	0.73
娯楽	1.05
不動産管理・開発	0.32
エネルギー設備・サービス	0.32
石油・ガス・消耗燃料	5.16
化学	1.88
建設資材	0.28
容器・包装	0.22
金属・鉱業	1.46
紙製品・林産品	0.09
航空宇宙・防衛	1.61
建設関連製品	0.59
建設・土木	0.31
電気設備	0.85
コングロマリット	0.87
機械	1.82
商社・流通業	0.42
商業サービス・用品	0.53
航空貨物・物流サービス	0.53
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.06
陸上運輸	1.04
運送インフラ	0.09
自動車用部品	0.17
自動車	2.00
家庭用耐久財	0.28
レジャー用品	0.02
繊維・アパレル・贅沢品	1.16
ホテル・レストラン・レジャー	2.03
販売	0.09
大規模小売り	2.63
専門小売り	1.59
生活必需品流通・小売り	1.70
飲料	1.63
食品	1.51
タバコ	0.58
家庭用品	1.07
パーソナルケア用品	0.61
ヘルスケア機器・用品	2.19
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.18

		バイオテクノロジー	1.98
		医薬品	5.23
		銀行	5.28
		金融サービス	3.07
		保険	3.11
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	7.96
		通信機器	0.70
		コンピュータ・周辺機器	5.40
		電子装置・機器・部品	0.50
		半導体・半導体製造装置	5.86
		各種電気通信サービス	0.93
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.60
		ガス	0.10
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.33
		資本市場	3.04
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.26
		専門サービス	1.01
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.91
合計			98.10

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,417,000	2,368.89	5,725,624,992	2,424.05	5,858,935,376	5.91
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	6,136,100	724.45	4,445,298,168	639.15	3,921,921,081	3.96
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	657,500	6,274.02	4,125,171,401	5,683.31	3,736,778,955	3.77
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	468,040	7,263.49	3,399,606,575	7,599.24	3,556,748,290	3.59
5	香港	株式	ALIBABA GROUP	大規模小	1,609,280	1,518.48	2,443,660,460	1,586.12	2,552,527,286	2.57

			HOLDING LIMITED	売り						
6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	298,600	4,145.44	1,237,829,280	4,224.72	1,261,501,691	1.27
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	497,240	2,482.00	1,234,153,061	2,117.38	1,052,850,009	1.06
8	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	507,800	1,691.95	859,173,124	1,706.10	866,360,627	0.87
9	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	329,300	2,299.96	757,379,133	2,605.40	857,959,702	0.86
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	58,650	9,564.84	560,978,285	14,301.34	838,773,814	0.84
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	9,424,000	105.86	997,713,225	83.31	785,203,910	0.79
12	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	273,488	2,962.84	810,302,089	2,757.89	754,251,735	0.76
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	52,870	9,699.02	512,787,716	12,743.17	673,731,398	0.68
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	332,952	2,098.76	698,787,969	1,980.30	659,345,841	0.66
15	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,237,649	493.61	610,924,400	482.02	596,583,452	0.60
16	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	91,200	5,943.68	542,064,112	6,401.51	583,818,396	0.58
17	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	189,550	2,626.47	497,848,981	2,889.43	547,691,836	0.55
18	香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	217,460	2,226.31	484,134,460	2,461.36	535,249,085	0.54
19	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	631,000	1,119.27	706,260,609	840.84	530,570,040	0.53
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	189,300	3,012.23	570,215,139	2,712.60	513,496,126	0.51
21	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	150,538	3,074.71	462,861,558	3,406.65	512,830,504	0.51
22	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	233,567	2,597.21	606,623,652	2,123.12	495,891,003	0.50
23	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	80,700	6,184.71	499,106,484	6,054.95	488,634,465	0.49
24	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	458,000	736.60	337,363,468	1,022.81	468,447,056	0.47
25	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	5,440,000	86.57	470,954,400	86.08	468,316,000	0.47
26	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	19,510	23,906.26	466,411,301	23,706.23	462,508,579	0.46
27	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	6,390,000	84.87	542,347,711	70.70	451,817,730	0.45
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	98,500	4,523.27	445,542,688	4,490.85	442,348,725	0.44
29	韓国	株式	POSCO HOLDINGS INC	金属・鉱業	6,910	41,418.08	286,198,933	59,438.50	410,720,035	0.41
30	インド	株式	AXIS BANK LIMITED	銀行	218,400	1,617.18	353,192,265	1,865.92	407,518,894	0.41

種別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.20
		メディア	0.07
		娯楽	1.00
		不動産管理・開発	1.45
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.83
		化学	2.60
		建設資材	0.84
		容器・包装	0.06
		金属・鉱業	3.45
		紙製品・林産品	0.19
		航空宇宙・防衛	0.26
		建設関連製品	0.03
		建設・土木	0.58
		電気設備	1.12
		コングロマリット	1.24
		機械	0.52
		商社・流通業	0.13
		商業サービス・用品	0.04
		航空貨物・物流サービス	0.25
		旅客航空輸送	0.28
		海上運輸	0.29
		陸上運輸	0.29
		運送インフラ	0.67
		自動車用部品	0.62
		自動車	2.88
		家庭用耐久財	0.26
		レジャー用品	0.02
		繊維・アパレル・贅沢品	0.90
		ホテル・レストラン・レジャー	2.39
		大規模小売り	4.76
		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.42
		飲料	1.16
		食品	1.49
		タバコ	0.35
		家庭用品	0.08
		パーソナルケア用品	0.69
		ヘルスケア機器・用品	0.09
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.84

		バイオテクノロジー	0.59
		医薬品	1.07
		銀行	15.53
		金融サービス	1.00
		保険	2.56
		情報技術サービス	2.21
		ソフトウェア	0.16
		通信機器	0.19
		コンピュータ・周辺機器	5.74
		電子装置・機器・部品	2.27
		半導体・半導体製造装置	8.27
		各種電気通信サービス	1.30
		無線通信サービス	1.39
		電力	1.02
		ガス	0.40
		総合公益事業	0.03
		水道	0.11
		消費者金融	0.67
		資本市場	0.74
		各種消費者サービス	0.21
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.75
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.61
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.96
投資証券	—	—	0.10
合 計			95.18

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,493.82	15,158,401,908	16,313.56	14,135,707,322	6.25	2030/5/15	1.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,882.67	13,928,205,047	15,691.29	12,945,315,914	5.375	2031/2/15	1.68
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	16,217.75	13,655,346,431	15,349.47	12,924,260,294	5.25	2028/11/15	1.68
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,659.35	13,725,424,818	14,425.70	12,644,130,092	4.125	2032/11/15	1.64
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	73,100,000	15,821.07	11,565,206,994	15,291.63	11,178,183,143	6	2026/2/15	1.45
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000	18,214.39	10,555,240,599	17,459.00	10,117,490,500	5.5	2029/4/25	1.31
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	13,049.16	9,291,004,552	12,887.83	9,176,138,689	0.5	2027/4/30	1.19
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	14,015.05	9,053,726,826	13,753.17	8,884,553,938	2	2026/11/15	1.15



9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,000,000	14,014.57	9,249,620,371	13,128.56	8,664,853,756	2.875	2032/5/15	1.12
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,050,000	18,433.75	8,857,418,617	17,389.14	8,355,485,710	4.75	2035/4/25	1.08
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	15,817.52	8,541,465,780	15,275.44	8,248,737,600	3.85	2029/12/15	1.07
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,354.77	8,426,860,897	12,859.78	8,114,526,851	1.125	2028/2/29	1.05
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,367.27	8,117,509,406	14,127.71	7,982,157,750	2.25	2025/11/15	1.03
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000	15,632.52	8,089,829,100	15,256.48	7,895,228,400	3.4	2028/4/1	1.02
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	54,500,000	14,563.25	7,936,974,606	14,357.34	7,824,751,425	3	2025/10/31	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000	15,800.92	7,718,749,984	15,656.22	7,648,063,470	3.6	2025/9/29	0.99
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,668.92	8,859,637,559	7,298.45	7,459,016,878	1.375	2050/8/15	0.97
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	17,856.31	7,829,992,096	16,931.28	7,424,366,280	5.75	2033/2/1	0.96
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,383.36	7,691,684,063	14,420.44	7,210,223,438	4	2030/2/28	0.93
20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,490.24	7,435,527,613	18,534.36	7,070,859,790	5.75	2032/10/25	0.92
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,450,000	18,322.54	7,228,243,171	17,713.06	6,987,803,748	6.5	2027/7/4	0.91
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,653.87	7,107,128,138	14,373.70	6,971,246,016	3	2025/9/30	0.90
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,650,000	13,619.85	6,898,456,403	13,640.40	6,908,867,468	0.25	2025/8/31	0.89
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,800,000	13,870.21	6,907,365,226	13,861.27	6,902,914,181	0.375	2025/4/30	0.89
25	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,201.37	7,007,531,130	17,562.50	6,761,564,733	6	2029/1/31	0.88
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,500,000	13,059.73	6,595,163,678	12,835.54	6,481,947,990	1.25	2028/5/31	0.84
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,937.27	6,494,509,814	12,843.42	6,447,401,570	0.5	2027/5/31	0.83
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,300,000	13,660.97	6,461,639,358	13,563.86	6,415,708,871	1.375	2026/8/31	0.83
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000	17,424.50	6,577,749,982	16,958.93	6,401,996,075	5.15	2028/10/31	0.83
30	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000	19,336.20	6,554,972,860	18,446.02	6,253,202,814	5.5	2031/1/4	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.80
合計	98.80

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000	2,050.59	153,794,583	2,052.18	153,913,759	2.47	2024/9/2	1.67
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000	2,052.64	147,790,177	2,065.92	148,746,318	2.69	2026/8/12	1.62
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000	2,106.78	126,406,867	2,174.41	130,464,933	—	2026/1/1	1.42
4	中国	国債証券	CHINA	6,000,000	2,073.16	124,390,115	2,098.87	125,932,629	3.02	2031/5/27	1.37

			GOVERNMENT BOND								
5	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,900,000	2,523.46	123,649,837	2,557.10	125,298,237	—	2024/7/1	1.36
6	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,800,000	2,114.42	122,636,764	2,128.98	123,480,855	—	2026/7/1	1.34
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,900,000	704.12	126,038,846	680.38	121,788,244	8	2030/1/31	1.32
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000	2,888.80	112,955,938	3,010.16	117,697,593	10	2025/1/1	1.28
9	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000	2,752.85	104,608,475	2,945.53	111,930,162	2.75	2029/10/25	1.22
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000	834.18	108,443,634	805.61	104,729,391	10.5	2026/12/21	1.14
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000	758.89	99,415,484	763.53	100,023,477	5.75	2026/3/5	1.09
12	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	4,100,000	2,249.89	92,245,888	2,303.85	94,457,945	—	2025/7/1	1.03
13	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000	3,221.78	91,820,843	3,207.20	91,405,401	3.899	2027/11/16	0.99
14	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000	2,682.46	83,157,053	2,885.08	89,437,534	10	2029/1/1	0.97
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,600,000	608.53	101,016,536	537.74	89,265,155	8.75	2048/2/28	0.97
16	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000	674.30	93,054,697	634.73	87,593,333	8.25	2032/3/31	0.95
17	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	14,200,000	601.81	85,457,939	612.21	86,934,259	1.25	2025/2/14	0.94
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000	791.28	89,415,160	746.45	84,349,200	7.75	2031/5/29	0.91
19	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,331.35	79,266,130	2,478.36	84,264,345	1.75	2032/4/25	0.91
20	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	829.34	85,422,923	794.37	81,820,984	8.5	2029/5/31	0.89
21	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	270,000	2,802.70	75,677,489	2,967.96	80,135,159	10	2027/1/1	0.87
22	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000	2,749.78	74,244,274	2,946.30	79,550,302	0.25	2026/10/25	0.86
23	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,400,000	816.99	76,797,464	826.98	77,736,748	8	2024/9/5	0.84
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000	740.30	76,250,995	731.97	75,393,152	5.5	2027/3/4	0.82
25	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000	765.16	81,108,002	695.23	73,695,206	8	2047/11/7	0.80
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000	795.68	74,396,709	776.42	72,595,300	7.5	2027/6/3	0.79
27	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,400,000	2,062.87	70,137,780	2,083.44	70,837,105	2.91	2028/10/14	0.77
28	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000	3,028.51	66,627,328	3,195.04	70,291,081	0.75	2025/4/25	0.76
29	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000	3,191.05	70,203,256	3,174.30	69,834,809	3.885	2029/8/15	0.76
30	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000	2,878.41	71,960,739	2,771.04	69,276,046	10	2033/1/1	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.01
合計	97.01

## (参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	327,140	18,146.01	5,936,288,033	16,772.40	5,486,924,703	8.61
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,130	111,397.47	3,690,598,319	107,842.69	3,572,828,406	5.60
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	56,040	42,878.63	2,402,918,920	39,531.00	2,215,317,374	3.47
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	183,710	12,147.30	2,231,581,779	12,035.20	2,210,987,841	3.47
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	107,020	15,787.06	1,689,531,623	17,731.21	1,897,594,437	2.97
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	115,700	16,583.93	1,918,761,233	16,278.79	1,883,456,165	2.95
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	250,590	9,059.77	2,270,289,759	7,422.15	1,859,918,974	2.92
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	358,500	4,825.33	1,729,884,024	4,408.12	1,580,311,952	2.48
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	74,790	21,492.14	1,607,397,315	18,072.25	1,351,623,996	2.12
10	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	50,290	28,158.88	1,416,110,195	25,621.55	1,288,508,162	2.02
11	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	606,000	1,886.94	1,143,486,023	2,072.97	1,256,222,729	1.97
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	122,030	9,886.57	1,206,459,307	8,790.81	1,072,743,350	1.68
13	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	203,500	5,127.60	1,043,467,089	4,750.66	966,759,473	1.51
14	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	103,270	8,403.40	867,819,573	8,955.35	924,819,470	1.45
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	142,400	6,837.00	973,589,938	6,312.27	898,868,102	1.41
16	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	55,110	18,025.88	993,406,567	14,854.78	818,647,466	1.28
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	41,300	23,041.30	951,605,822	19,286.84	796,546,707	1.25
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	44,040	19,496.25	858,615,167	17,708.77	779,894,504	1.22
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,720	35,046.59	796,258,615	31,523.98	716,224,939	1.12
20	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	92,910	7,436.34	690,910,683	6,895.63	640,673,727	1.00
21	香港	投資証券	LINK REIT	903,300	901.01	813,882,390	706.11	637,833,228	1.00
22	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	65,900	9,764.93	643,508,989	9,502.81	626,235,667	0.98
23	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	75,740	10,581.28	801,426,844	8,179.03	619,480,065	0.97
24	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	251,600	2,646.94	665,972,550	2,456.10	617,955,666	0.97
25	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	219,300	2,901.53	636,306,203	2,637.09	578,315,021	0.90
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	107,300	6,354.15	681,801,197	5,335.51	572,501,146	0.89
27	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	112,400	5,260.22	591,249,590	5,064.77	569,281,137	0.89
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	433,900	1,456.28	631,880,655	1,284.64	557,407,960	0.87
29	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	73,040	7,710.86	563,201,691	7,422.15	542,114,537	0.85
30	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	37,770	16,918.34	639,006,040	14,153.25	534,568,615	0.83

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.11
合計	98.11

## ②【投資不動産物件】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2023年12月限)	買建	770	米ドル	171,121,397.5	25,596,338,640	166,993,750	24,978,925,121	1.40
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2023年12月限)	買建	44	カナダドル	10,562,266	1,169,665,336	10,381,360	1,149,631,797	0.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2023年12月限)	買建	473	ユーロ	20,055,905	3,168,832,990	19,790,320	3,126,870,560	0.17
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2023年12月限)	買建	42	豪ドル	7,516,075	721,994,165	7,404,600	711,285,876	0.04
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2023年12月限)	買建	106	英ポンド	8,091,780	1,476,992,598	8,110,590	1,480,425,978	0.08
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2023年12月限)	買建	53	スイスフラン	5,847,510	955,833,980	5,805,090	948,900,002	0.05

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2023年12月限)	買建	562	米ドル	27,673,690	4,139,430,552	26,849,550	4,016,155,682	4.05

			月限)								
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2023年10月限)	買建	90	米ドル	4,535,550	678,427,569	4,447,350	665,234,613	0.67

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先物 (2023年12月限)	買建	230	米ドル	7,454,220	1,115,002,226	6,978,200	1,043,799,154	1.63

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2014年9月8日)	370	370	1.1988	1.1988
第2計算期間	(2015年9月7日)	955	955	1.1844	1.1844
第3計算期間	(2016年9月6日)	1,148	1,148	1.1966	1.1966
第4計算期間	(2017年9月6日)	1,268	1,268	1.3396	1.3396
第5計算期間	(2018年9月6日)	1,571	1,571	1.3748	1.3748
第6計算期間	(2019年9月6日)	1,920	1,920	1.4229	1.4229
第7計算期間	(2020年9月7日)	2,407	2,407	1.4222	1.4222
第8計算期間	(2021年9月6日)	3,390	3,390	1.7870	1.7870
第9計算期間	(2022年9月6日)	4,914	4,914	1.8576	1.8576
第10計算期間	(2023年9月6日)	5,868	5,868	2.0174	2.0174
	2022年9月末日	4,667	—	1.7487	—
	10月末日	5,065	—	1.8396	—
	11月末日	5,144	—	1.8224	—

12月末日	4,961	—	1.7309	—
2023年1月末日	5,259	—	1.8117	—
2月末日	5,286	—	1.8269	—
3月末日	5,247	—	1.7912	—
4月末日	5,320	—	1.8158	—
5月末日	5,463	—	1.8683	—
6月末日	5,674	—	1.9883	—
7月末日	5,773	—	1.9998	—
8月末日	5,895	—	2.0236	—
9月末日	5,730	—	1.9567	—

## ②【分配の推移】

### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	0.0000円
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	0.0000円
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	0.0000円
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	0.0000円
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	0.0000円
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	0.0000円
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	0.0000円
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	0.0000円
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	0.0000円
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	0.0000円

## ③【収益率の推移】

### 野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	収益率
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	19.9%
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	△1.2%
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	1.0%
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	12.0%
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	2.6%
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	3.5%
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	△0.0%
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	25.7%
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	4.0%

第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	8.6%
---------	---------------------	------

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年9月12日～2014年9月8日	395,745,491	86,381,200	309,364,291
第2計算期間	2014年9月9日～2015年9月7日	906,155,539	408,381,112	807,138,718
第3計算期間	2015年9月8日～2016年9月6日	292,583,145	139,766,859	959,955,004
第4計算期間	2016年9月7日～2017年9月6日	302,213,416	314,884,385	947,284,035
第5計算期間	2017年9月7日～2018年9月6日	493,990,022	297,907,683	1,143,366,374
第6計算期間	2018年9月7日～2019年9月6日	451,040,057	244,895,168	1,349,511,263
第7計算期間	2019年9月7日～2020年9月7日	682,842,826	339,267,398	1,693,086,691
第8計算期間	2020年9月8日～2021年9月6日	638,979,217	434,718,250	1,897,347,658
第9計算期間	2021年9月7日～2022年9月6日	1,130,649,254	382,358,166	2,645,638,746
第10計算期間	2022年9月7日～2023年9月6日	701,565,390	438,334,113	2,908,870,023

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2023年9月29日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
設定来累計	0 円

### ■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率 (%)
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	16.8
新興国株式マザーファンド	16.9
外国債券マザーファンド	17.0
新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド	16.8
海外REITインデックス マザーファンド	32.5

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
3	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.3
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1.0
2	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.7
3	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.6
4	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.6
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.4

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.2



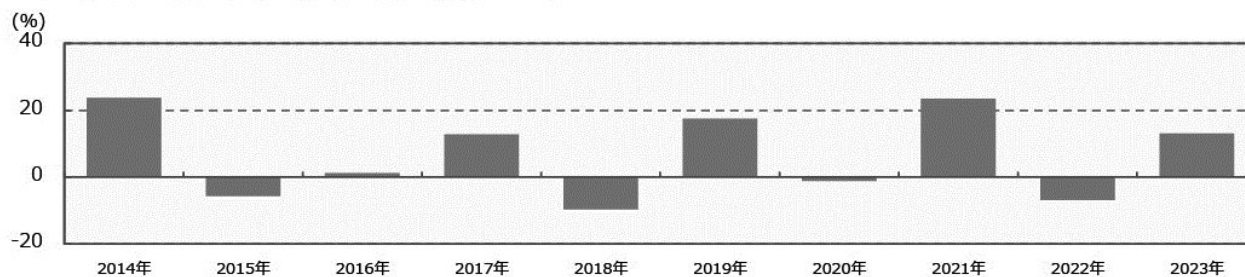
・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.3
2	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.3
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2
4	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2
5	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.2

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	投資証券	2.8
2	EQUINIX INC	投資証券	1.8
3	PUBLIC STORAGE	投資証券	1.1
4	WELLTOWER INC	投資証券	1.1
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	1.0

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

午後 3 時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合

- ・ ニューヨーク証券取引所
- ・ ニューヨークの銀行

#### (4) 販売単位

1 万口以上 1 万口単位（当初元本 1 口=1 円）または 1 万円以上 1 円単位（分配金を再投資する場合には 1 口単位）とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約\*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金(解約)手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、かつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

(4) 換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

### (9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>※2</sup> ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします(2013年9月12日設定)。

## (4) 【計算期間】

原則として、毎年9月7日から翌年9月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議

(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案

につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

#### (d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかると一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前にお

いて一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2022年9月7日から2023年9月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年11月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2022年9月7日から2023年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インデックスファンド・海外5資産バランスの2023年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村インデックスファンド・海外5資産バランス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2022年9月6日現在)	第10期 (2023年9月6日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	22,864,235	39,385,959
親投資信託受益証券	4,909,618,207	5,862,604,050
流動資産合計	4,932,482,442	5,901,990,009
資産合計	4,932,482,442	5,901,990,009
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,164,619	15,354,496
未払受託者報酬	983,053	1,220,551
未払委託者報酬	13,762,664	17,087,619
未払利息	23	73
その他未払費用	73,669	91,479
流動負債合計	17,984,028	33,754,218
負債合計	17,984,028	33,754,218
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,645,638,746	2,908,870,023
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,268,859,668	2,959,365,768
(分配準備積立金)	699,760,176	1,069,706,143
元本等合計	4,914,498,414	5,868,235,791
純資産合計	4,914,498,414	5,868,235,791
負債純資産合計	4,932,482,442	5,901,990,009

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	187,200,930	512,897,343
その他収益	511	-
営業収益合計	187,201,441	512,897,343
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,446	10,442
受託者報酬	1,765,615	2,323,220
委託者報酬	24,718,474	32,524,969
その他費用	132,298	174,113

営業費用合計	26,619,833	35,032,744
営業利益又は営業損失(△)	160,581,608	477,864,599
経常利益又は経常損失(△)	160,581,608	477,864,599
当期純利益又は当期純損失(△)	160,581,608	477,864,599
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	14,727,407	9,984,509
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,493,192,309	2,268,859,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	931,093,091	594,579,229
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	931,093,091	594,579,229
剰余金減少額又は欠損金増加額	301,279,933	371,953,219
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	301,279,933	371,953,219
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,268,859,668	2,959,365,768

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年9月7日から2023年9月6日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2022年9月6日現在	第10期 2023年9月6日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,645,638,746口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,908,870,023口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8576円 (10,000口当たり純資産額) (18,576円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0174円 (10,000口当たり純資産額) (20,174円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自2021年9月7日 至2022年9月6日	第10期 自2022年9月7日 至2023年9月6日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>111,610,571円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>34,243,630円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,569,099,492円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>553,905,975円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,268,859,668円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,645,638,746口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>8,575円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	111,610,571円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,243,630円	収益調整金額	C	1,569,099,492円	分配準備積立金額	D	553,905,975円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,268,859,668円	当ファンドの期末残存口数	F	2,645,638,746口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,575円	10,000口当たり分配金額	H	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>175,149,395円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>292,730,695円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,889,659,625円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>601,826,053円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,959,365,768円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,908,870,023口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>10,173円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	175,149,395円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,730,695円	収益調整金額	C	1,889,659,625円	分配準備積立金額	D	601,826,053円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,959,365,768円	当ファンドの期末残存口数	F	2,908,870,023口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,173円	10,000口当たり分配金額	H	0円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	111,610,571円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,243,630円																																																					
収益調整金額	C	1,569,099,492円																																																					
分配準備積立金額	D	553,905,975円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,268,859,668円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	2,645,638,746口																																																					
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,575円																																																					
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	175,149,395円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	292,730,695円																																																					
収益調整金額	C	1,889,659,625円																																																					
分配準備積立金額	D	601,826,053円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,959,365,768円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	2,908,870,023口																																																					
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,173円																																																					
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
---------	--------------	----

収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第9期 2022年9月6日現在	第10期 2023年9月6日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日		第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	
期首元本額	1,897,347,658円	期首元本額	2,645,638,746円
期中追加設定元本額	1,130,649,254円	期中追加設定元本額	701,565,390円
期中一部解約元本額	382,358,166円	期中一部解約元本額	438,334,113円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第9期 自 2021年9月7日 至 2022年9月6日	第10期 自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	161,537,590	503,881,432
合計	161,537,590	503,881,432

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド	355,414,025	976,748,823	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	173,978,099	984,298,492	
		海外REITインデックス マザーファンド	581,613,427	1,941,541,942	
		新興国株式マザーファンド	562,937,968	987,674,664	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	577,330,560	972,340,129	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 99.9%	2,251,274,079	5,862,604,050	100.0%
合計			5,862,604,050		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「外国債券マザーファン

ド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	11,248,900,079
コール・ローン	1,881,296,776
株式	1,741,095,414,346
投資証券	35,757,983,942
派生商品評価勘定	219,809,180
未収入金	78,539,942
未収配当金	2,754,112,378
差入委託証拠金	8,087,969,187
流動資産合計	1,801,124,025,830
資産合計	1,801,124,025,830
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	63,427,623
未払金	174,752,009
未払解約金	380,675,476
未払利息	3,523
その他未払費用	6,362,900
流動負債合計	625,221,531
負債合計	625,221,531
純資産の部	
元本等	
元本	318,243,240,085
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,482,255,564,214
元本等合計	1,800,498,804,299
純資産合計	1,800,498,804,299
負債純資産合計	1,801,124,025,830

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
--------------------	--



	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5.6576円
(10,000口当たり純資産額)	(56,576円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p>

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在		2022年9月7日
期首		2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		296,346,833,540円
同期中における追加設定元本額		50,785,625,461円
同期中における一部解約元本額		28,889,218,916円
期末元本額		318,243,240,085円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		25,709,536円
バランスセレクト50		81,304,526円
バランスセレクト70		104,512,545円
野村外国株式インデックスファンド		491,819,980円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		2,494,042,137円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		3,371,646,138円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		4,414,238,654円
野村資産設計ファンド2015		7,285,548円
野村資産設計ファンド2020		8,302,351円
野村資産設計ファンド2025		12,802,494円
野村資産設計ファンド2030		21,460,253円
野村資産設計ファンド2035		20,549,565円
野村資産設計ファンド2040		38,135,571円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		40,989,819,139円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,175,943,043円
のむラップ・ファンド(普通型)		12,382,048,336円
のむラップ・ファンド(積極型)		14,117,467,513円
野村資産設計ファンド2045		8,803,805円
野村インデックスファンド・外国株式		8,741,969,107円
マイ・ロード		1,241,152,551円
ネクストコア		7,249,807円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		173,978,099円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		2,924,786,292円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		362,098,657円
野村資産設計ファンド2050		9,776,809円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,383,805円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,530,854円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,240,898円

野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,207,668円
のむらップ・ファンド(やや保守型)	268,066,378円
のむらップ・ファンド(やや積極型)	1,263,862,049円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	4,159,773円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	4,533,333円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	39,040,821円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	14,057,249円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	50,953,728円
野村6資産均等バランス	1,799,890,753円
野村つみたて外国株投信	16,559,463,688円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	5,173,662,475円
世界6資産分散ファンド	40,091,318円
野村資産設計ファンド2060	7,853,299円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,189,031,308円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カントリー)	88,655,326円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	7,058,512,040円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	6,493,609,153円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	88,527,627円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	52,169,381円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	368,993,881円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	287,810,573円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	703,276円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	2,575,477円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	204,233円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	235,208円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	4,730,420円
野村外国株式インデックスファンド(適格機関投資家専用)	309,061,586円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	3,127,124円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	21,788,024円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	61,089,277円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,877,543,115円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	14,191,315円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	1,127,015,454円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド(適格機関投資家専用)	11,329,511,407円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	866,058円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	1,214,255円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	8,053,129円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	8,383,452円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I(確定拠出年金向け)	99,729,151,464円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	1,753,759,097円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	7,135,462,517円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	7,626,812,522円
マイバランスDC30	755,396,174円
マイバランスDC50	1,841,801,694円
マイバランスDC70	1,806,840,822円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	44,701,380,365円
野村DC運用戦略ファンド	289,764,964円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	20,695,484円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	523,246,593円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	454,940,271円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	472,748,340円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	20,492,855円

野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	10,010,666円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	59,813,366円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	11,403,643円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	11,661,585円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	8,797,945円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	297,844,675円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	229,479,983円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	157,567,079円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	202,193,934円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	7,081,353円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	77,905,497円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	88,750,498円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	55,243,335円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	36,490,720円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	231,000	37.07	8,563,170.00	
		HALLIBURTON CO	202,000	40.70	8,221,400.00	
		SCHLUMBERGER LTD	323,000	60.21	19,447,830.00	
		APA CORPORATION	72,000	45.32	3,263,040.00	
		CHENIERE ENERGY INC	55,000	166.18	9,139,900.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	88.76	2,316,636.00	
		CHEVRON CORP	409,100	166.46	68,098,786.00	
		CONOCOPHILLIPS	272,800	122.83	33,508,024.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	28.15	4,982,550.00	
		DEVON ENERGY CORP	148,000	53.50	7,918,000.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	39,200	154.19	6,044,248.00	
		EOG RESOURCES INC	130,900	133.39	17,460,751.00	
		EQT CORP	83,000	43.21	3,586,430.00	
		EXXON MOBIL CORP	911,400	113.53	103,471,242.00	
		HESS CORP	62,900	157.83	9,927,507.00	
		HF SINCLAIR CORP	34,200	57.22	1,956,924.00	
		KINDER MORGAN INC	461,000	17.07	7,869,270.00	
		MARATHON OIL CORP	138,000	27.16	3,748,080.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	95,700	147.02	14,069,814.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	150,800	66.18	9,979,944.00	

ONEOK INC	102,200	65.66	6,710,452.00
OVINTIV INC	53,500	47.39	2,535,365.00
PHILLIPS 66	102,300	116.74	11,942,502.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	52,600	243.03	12,783,378.00
TARGA RESOURCES CORP	48,000	86.85	4,168,800.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,350	1,808.00	2,440,800.00
VALERO ENERGY CORP	82,100	133.12	10,929,152.00
WILLIAMS COS	273,000	34.44	9,402,120.00
AIR PRODUCTS	50,400	292.70	14,752,080.00
ALBEMARLE CORP	26,100	200.80	5,240,880.00
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	126.35	3,108,210.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	43,500	82.56	3,591,360.00
CORTEVA INC	157,800	50.96	8,041,488.00
DOW INC	161,000	54.19	8,724,590.00
DUPONT DE NEMOURS INC	102,500	75.39	7,727,475.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	81.86	2,226,592.00
ECOLAB INC	57,400	182.09	10,451,966.00
FMC CORP	28,400	82.62	2,346,408.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	58,600	70.73	4,144,778.00
LINDE PLC	110,400	381.60	42,128,640.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	58,200	98.72	5,745,504.00
MOSAIC CO/THE	76,000	39.44	2,997,440.00
PPG INDUSTRIES	52,800	136.47	7,205,616.00
RPM INTERNATIONAL INC	27,800	96.86	2,692,708.00
SHERWIN-WILLIAMS	55,600	269.59	14,989,204.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	127.72	1,200,568.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	14,200	441.68	6,271,856.00
VULCAN MATERIALS CO	30,000	216.24	6,487,200.00
AMCOR PLC	335,000	9.48	3,175,800.00
AVERY DENNISON CORP	18,000	184.06	3,313,080.00
BALL CORP	68,700	53.69	3,688,503.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	92.05	2,494,555.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	73,000	34.32	2,505,360.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	20,300	145.52	2,954,056.00
SEALED AIR CORP	33,000	36.24	1,195,920.00

WESTROCK CO	57,000	32.05	1,826,850.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	15.16	1,743,400.00
FREEMONT-MCMORAN INC	326,000	40.80	13,300,800.00
NEWMONT CORP	177,000	38.84	6,874,680.00
NUCOR CORP	57,200	170.24	9,737,728.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	12,800	270.84	3,466,752.00
STEEL DYNAMICS	36,400	105.58	3,843,112.00
AXON ENTERPRISE INC	16,100	212.25	3,417,225.00
BOEING CO	128,900	222.57	28,689,273.00
GENERAL DYNAMICS	53,000	223.33	11,836,490.00
HEICO CORP	9,300	167.03	1,553,379.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	134.59	2,288,030.00
HOWMET AEROSPACE INC	89,000	48.31	4,299,590.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	8,400	217.12	1,823,808.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	43,200	172.45	7,449,840.00
LOCKHEED MARTIN	51,600	445.19	22,971,804.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	32,600	431.08	14,053,208.00
RTX CORP	329,100	85.05	27,989,955.00
TEXTRON INC	46,400	76.91	3,568,624.00
TRANSDIGM GROUP INC	12,310	889.16	10,945,559.60
ALLEGION PLC	19,700	111.14	2,189,458.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	28,900	136.56	3,946,584.00
CARLISLE COS INC	11,400	257.87	2,939,718.00
CARRIER GLOBAL CORP	188,000	56.42	10,606,960.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	27,500	66.70	1,834,250.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	156,000	58.35	9,102,600.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,100	373.54	2,652,134.00
MASCO CORP	49,600	57.28	2,841,088.00
OWENS CORNING INC	21,100	141.81	2,992,191.00
SMITH (A.O.) CORP	27,900	71.94	2,007,126.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50,900	200.54	10,207,486.00
AECOM	28,700	86.72	2,488,864.00
QUANTA SERVICES INC	32,200	208.81	6,723,682.00
AMETEK INC	51,600	157.12	8,107,392.00

EATON CORP PLC	90,300	229.57	20,730,171.00
EMERSON ELEC	127,600	97.88	12,489,488.00
GENERAC HOLDINGS INC	13,100	117.81	1,543,311.00
HUBBELL INC	12,200	313.74	3,827,628.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	25,600	307.20	7,864,320.00
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	32,000	38.39	1,228,480.00
3M CORP	125,300	106.85	13,388,305.00
GENERAL ELECTRIC CO	245,200	112.88	27,678,176.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	150,100	185.70	27,873,570.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	34,000	47.36	1,610,240.00
CATERPILLAR INC DEL	116,200	281.63	32,725,406.00
CUMMINS INC	31,400	231.84	7,279,776.00
DEERE & COMPANY	63,000	414.43	26,109,090.00
DOVER CORP	31,300	143.78	4,500,314.00
FORTIVE CORP	80,200	77.40	6,207,480.00
GRACO INC	36,800	76.69	2,822,192.00
IDEX CORP	17,100	222.78	3,809,538.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	68,500	242.35	16,600,975.00
INGERSOLL-RAND INC	92,600	68.44	6,337,544.00
NORDSON CORP	11,200	240.60	2,694,720.00
OTIS WORLDWIDE CORP	91,700	84.35	7,734,895.00
PACCAR	119,000	81.66	9,717,540.00
PARKER HANNIFIN CORP	29,200	411.67	12,020,764.00
PENTAIR PLC	37,300	68.97	2,572,581.00
SNAP-ON INC	11,500	263.27	3,027,605.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	35,400	92.64	3,279,456.00
TORO CO	22,700	99.89	2,267,503.00
WABTEC CORP	41,400	109.47	4,532,058.00
XYLEM INC	54,000	97.74	5,277,960.00
AERCAP HOLDINGS NV	35,000	60.36	2,112,600.00
FASTENAL CO	130,000	56.08	7,290,400.00
FERGUSON PLC	45,600	157.45	7,179,720.00
GRAINGER (W. W.) INC	10,110	693.01	7,006,331.10
UNITED RENTALS INC	15,400	470.62	7,247,548.00
WATSCO INC	7,400	351.44	2,600,656.00

CINTAS CORP	20,800	496.74	10,332,192.00
COPART INC	191,000	45.20	8,633,200.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	49,700	145.07	7,209,979.00
ROLLINS INC	57,000	37.97	2,164,290.00
WASTE CONNECTIONS INC	57,200	139.11	7,957,092.00
WASTE MANAGEMENT INC	92,300	157.03	14,493,869.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	88.65	2,296,035.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	115.56	4,021,488.00
FEDEX CORPORATION	54,200	256.62	13,908,804.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	163,400	163.97	26,792,698.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	41.76	1,503,360.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	30.77	1,046,180.00
CSX CORP	465,000	29.92	13,912,800.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.81	1,714,500.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	19,200	187.11	3,592,512.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	53.49	2,032,620.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	51,000	201.09	10,255,590.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	22,400	423.44	9,485,056.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	52.98	1,271,520.00
UBER TECHNOLOGIES INC	413,000	46.55	19,225,150.00
UNION PAC CORP	137,500	215.71	29,660,125.00
APTIV PLC	64,700	103.16	6,674,452.00
BORGWARNER INC	50,000	40.55	2,027,500.00
LEAR CORP	13,700	144.45	1,978,965.00
FORD MOTOR COMPANY	884,000	12.09	10,687,560.00
GENERAL MOTORS CO	315,000	33.28	10,483,200.00
LUCID GROUP INC	205,000	6.30	1,291,500.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	151,000	23.39	3,531,890.00
TESLA INC	643,200	256.49	164,974,368.00
DR HORTON INC	69,000	114.28	7,885,320.00
GARMIN LTD	35,400	104.92	3,714,168.00
LENNAR CORP-A	57,000	114.73	6,539,610.00
MOHAWK INDUSTRIES	10,900	97.34	1,061,006.00
NVR INC	740	6,181.67	4,574,435.80



PULTEGROUP INC	51,000	77.89	3,972,390.00
WHIRLPOOL CORP	13,000	137.66	1,789,580.00
HASBRO INC	28,100	72.64	2,041,184.00
DECKERS OUTDOOR CORP	5,900	524.12	3,092,308.00
LULULEMON ATHLETICA INC	26,300	401.81	10,567,603.00
NIKE INC-B	277,100	100.32	27,798,672.00
V F CORP	72,000	19.48	1,402,560.00
AIRBNB INC-CLASS A	93,200	142.29	13,261,428.00
ARAMARK	58,000	37.36	2,166,880.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,330	3,144.64	26,194,851.20
CAESARS ENTERTAINMENT INC	48,000	54.07	2,595,360.00
CARNIVAL CORP	228,000	15.37	3,504,360.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,270	1,951.49	12,235,842.30
DARDEN RESTAURANTS INC	26,600	150.70	4,008,620.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	389.89	3,119,120.00
DOORDASH INC-A	58,300	83.68	4,878,544.00
DRAFTKINGS INC	94,000	29.75	2,796,500.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	110.22	3,725,436.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	58,900	148.58	8,751,362.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	111.46	1,181,476.00
LAS VEGAS SANDS CORP	77,900	52.61	4,098,319.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	58,100	201.03	11,679,843.00
MCDONALD'S CORP	164,600	279.16	45,949,736.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	43.22	2,809,300.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	52,400	98.96	5,185,504.00
STARBUCKS CORP	258,500	96.84	25,033,140.00
VAIL RESORTS INC	8,900	235.93	2,099,777.00
WYNN RESORTS LTD	22,000	97.41	2,143,020.00
YUM BRANDS INC	63,900	128.68	8,222,652.00
GENUINE PARTS CO	31,900	152.34	4,859,646.00
LKQ CORP	62,000	51.46	3,190,520.00
POOL CORP	8,800	358.15	3,151,720.00
AMAZON.COM INC	2,082,100	137.27	285,809,867.00
EBAY INC	121,000	44.29	5,359,090.00
ETSY INC	28,000	72.82	2,038,960.00

GLOBAL-E ONLINE LTD	20,000	39.95	799,000.00
MERCADOLIBRE INC	10,120	1,435.05	14,522,706.00
AUTOZONE	4,110	2,556.06	10,505,406.60
BATH & BODY WORKS INC	50,400	37.63	1,896,552.00
BEST BUY COMPANY INC	44,700	73.95	3,305,565.00
BURLINGTON STORES INC	14,300	161.63	2,311,309.00
CARMAX INC	36,700	82.35	3,022,245.00
CHEWY INC - CLASS A	30,000	24.41	732,300.00
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	112.04	1,557,356.00
HOME DEPOT	226,700	327.78	74,307,726.00
LOWES COS INC	132,100	230.43	30,439,803.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	13,760	945.53	13,010,492.80
ROSS STORES INC	76,200	120.61	9,190,482.00
TJX COS INC	260,200	91.62	23,839,524.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,500	218.08	5,342,960.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	415.49	4,778,135.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	76,000	22.55	1,713,800.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	99,900	544.73	54,418,527.00
DOLLAR GENERAL CORP	50,100	127.22	6,373,722.00
DOLLAR TREE INC	47,200	116.27	5,487,944.00
KROGER CO	152,000	45.02	6,843,040.00
SYSCO CORP	115,500	68.66	7,930,230.00
TARGET CORP	104,800	125.19	13,119,912.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	166,000	22.73	3,773,180.00
WALMART INC	333,900	160.27	53,514,153.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	71,100	64.99	4,620,789.00
COCA COLA CO	926,200	58.82	54,479,084.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	46,300	61.96	2,868,748.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	36,900	257.50	9,501,750.00
KEURIG DR PEPPER INC	207,000	33.05	6,841,350.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	41,900	62.28	2,609,532.00
MONSTER BEVERAGE CORP	178,000	55.96	9,960,880.00
PEPSICO INC	310,400	174.16	54,059,264.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	121,200	78.88	9,560,256.00
BUNGE LIMITED	33,900	113.09	3,833,751.00

CAMPBELL SOUP CO	41,000	41.22	1,690,020.00
CONAGRA BRANDS INC	104,000	29.15	3,031,600.00
DARLING INGREDIENTS INC	37,500	60.26	2,259,750.00
GENERAL MILLS	130,800	66.10	8,645,880.00
HERSHEY CO/THE	33,000	212.10	6,999,300.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	37.65	2,522,550.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	143.01	3,460,842.00
KELLOGG CO	62,600	59.47	3,722,822.00
KRAFT HEINZ CO/THE	197,000	32.55	6,412,350.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	32,500	96.86	3,147,950.00
MCCORMICK & CO INC.	57,800	80.49	4,652,322.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	305,700	69.56	21,264,492.00
TYSON FOODS INC-CL A	62,400	52.15	3,254,160.00
ALTRIA GROUP INC	400,000	44.09	17,636,000.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	350,000	94.51	33,078,500.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,700	95.17	5,205,799.00
CLOROX CO	28,400	153.46	4,358,264.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	179,000	72.78	13,027,620.00
KIMBERLY-CLARK CORP	76,600	127.02	9,729,732.00
PROCTER & GAMBLE CO	531,400	152.44	81,006,616.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	52,600	161.07	8,472,282.00
KENVUE INC	340,970	22.61	7,709,331.70
ABBOTT LABORATORIES	392,100	100.88	39,555,048.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	368.63	6,156,121.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	116,000	38.99	4,522,840.00
BECTON, DICKINSON	64,400	272.88	17,573,472.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	323,000	53.30	17,215,900.00
DENTSPLY SIRONA INC	49,000	36.69	1,797,810.00
DEXCOM INC	87,900	100.33	8,819,007.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	137,900	75.97	10,476,263.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	91,400	67.66	6,184,124.00
HOLOGIC INC	54,500	74.06	4,036,270.00
IDEXX LABORATORIES INC	18,900	496.01	9,374,589.00
INSULET CORP	15,700	186.97	2,935,429.00
INTUITIVE SURGICAL INC	78,800	307.68	24,245,184.00

MEDTRONIC PLC	299,200	80.20	23,995,840.00
RESMED INC	32,600	153.89	5,016,814.00
STERIS PLC	22,200	223.64	4,964,808.00
STRYKER CORP	77,400	286.29	22,158,846.00
TELEFLEX INC	10,300	208.34	2,145,902.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,100	352.21	3,909,531.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	46,900	117.81	5,525,289.00
CARDINAL HEALTH INC	58,300	86.91	5,066,853.00
CENCORA INC	38,900	172.87	6,724,643.00
CENTENE CORP	121,800	61.88	7,536,984.00
CVS HEALTH CORP	290,500	65.61	19,059,705.00
DAVITA INC	12,500	96.65	1,208,125.00
ELEVANCE HEALTH INC	53,700	450.15	24,173,055.00
HCA HEALTHCARE INC	46,200	274.25	12,670,350.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	74.80	2,251,480.00
HUMANA INC	28,000	470.22	13,166,160.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,000	204.45	4,089,000.00
MCKESSON CORP	30,400	407.13	12,376,752.00
MOLINA HEALTHCARE INC	13,200	312.72	4,127,904.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	25,200	127.24	3,206,448.00
THE CIGNA GROUP	66,300	278.75	18,481,125.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	209,970	480.81	100,955,675.70
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	128.88	1,842,984.00
ABBVIE INC	397,800	146.10	58,118,580.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	27,800	200.34	5,569,452.00
AMGEN INC	120,200	254.01	30,532,002.00
BIOGEN INC	32,300	266.29	8,601,167.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	43,200	90.74	3,919,968.00
EXACT SCIENCES CORP	39,800	82.70	3,291,460.00
GILEAD SCIENCES INC	282,500	75.16	21,232,700.00
HORIZON THERAPEUTICS PLC	48,600	115.51	5,613,786.00
INCYTE CORP	41,100	63.28	2,600,808.00
MODERNA INC	74,500	109.36	8,147,320.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,800	109.93	2,286,544.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	24,440	822.91	20,111,920.40

SEAGEN INC	31,100	207.18	6,443,298.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,000	225.23	2,477,530.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	57,800	348.26	20,129,428.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	471,800	60.64	28,609,952.00
CATALENT INC	43,000	50.07	2,153,010.00
ELI LILLY & CO.	181,900	558.19	101,534,761.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,100	138.94	2,097,994.00
JOHNSON & JOHNSON	542,846	160.68	87,224,495.28
MERCK & CO INC	572,100	107.51	61,506,471.00
PFIZER INC	1,272,500	35.38	45,021,050.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	87,000	29.50	2,566,500.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	253,000	9.56	2,418,680.00
VIATRIS INC	267,000	10.62	2,835,540.00
ZOETIS INC	104,000	190.43	19,804,720.00
BANK OF AMERICA CORP	1,617,000	28.65	46,327,050.00
CITIGROUP	441,000	41.36	18,239,760.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	28.38	3,093,420.00
FIFTH THIRD BANCORP	151,000	27.07	4,087,570.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,339.15	3,361,266.50
FIRST HORIZON CORP	113,000	12.49	1,411,370.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	317,000	11.16	3,537,720.00
JPMORGAN CHASE & CO	658,900	145.20	95,672,280.00
KEYCORP	200,000	11.47	2,294,000.00
M & T BANK CORP	37,600	123.81	4,655,256.00
PNC FINANCIAL	89,300	120.49	10,759,757.00
REGIONS FINANCIAL CORP	209,000	18.42	3,849,780.00
TRUIST FINANCIAL CORP	297,000	30.44	9,040,680.00
US BANCORP	345,000	36.52	12,599,400.00
WEBSTER FINANCIAL CORP	37,000	42.89	1,586,930.00
WELLS FARGO CO	827,000	41.54	34,353,580.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	89,300	88.77	7,927,161.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	292,200	360.47	105,329,334.00
BLOCK INC	124,000	58.74	7,283,760.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	28.54	2,254,660.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	133,000	55.64	7,400,120.00

FISERV INC	140,000	121.81	17,053,400.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	15,700	273.18	4,288,926.00
GLOBAL PAYMENTS INC	59,000	126.50	7,463,500.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	16,000	156.11	2,497,760.00
MASTERCARD INC	190,600	411.50	78,431,900.00
PAYPAL HOLDINGS INC	237,500	63.74	15,138,250.00
TOAST INC-CLASS A	72,000	21.67	1,560,240.00
VISA INC-CLASS A SHARES	364,900	245.34	89,524,566.00
AFLAC INC	128,700	74.20	9,549,540.00
ALLSTATE CORP	60,200	107.22	6,454,644.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	15,500	113.75	1,763,125.00
AMERICAN INTL GROUP	163,000	58.60	9,551,800.00
AON PLC	45,800	329.45	15,088,810.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82,600	75.86	6,266,036.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	48,600	226.80	11,022,480.00
ASSURANT INC	11,300	138.32	1,563,016.00
BROWN & BROWN INC	52,800	72.50	3,828,000.00
CHUBB LTD	93,900	200.06	18,785,634.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	36,000	105.06	3,782,160.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5,400	276.16	1,491,264.00
EVEREST GROUP LTD	9,800	361.66	3,544,268.00
FNF GROUP	59,000	42.18	2,488,620.00
GLOBE LIFE INC	19,700	108.90	2,145,330.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	70,800	71.82	5,084,856.00
LOEWS CORP	45,300	61.73	2,796,369.00
MARKEL GROUP INC	2,780	1,457.78	4,052,628.40
MARSH & MCLENNAN COS	112,000	192.96	21,611,520.00
METLIFE INC	149,600	63.77	9,539,992.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	53,600	77.07	4,130,952.00
PROGRESSIVE CO	131,400	133.52	17,544,528.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	83,600	94.45	7,896,020.00
TRAVELERS COS INC/THE	51,700	160.39	8,292,163.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	24,300	204.12	4,960,116.00
WR BERKLEY CORP	48,600	61.75	3,001,050.00
ACCENTURE PLC-CL A	142,200	326.16	46,379,952.00

AKAMAI TECHNOLOGIES	33,600	104.55	3,512,880.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	62,300	65.31	4,068,813.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	113,200	70.97	8,033,804.00
EPAM SYSTEMS INC	12,900	259.92	3,352,968.00
GARTNER INC	17,500	350.35	6,131,125.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	72.95	2,516,775.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	204,000	148.13	30,218,520.00
MONGODB INC	16,000	394.13	6,306,080.00
OKTA INC	33,500	87.17	2,920,195.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	58,600	159.38	9,339,668.00
TWILIO INC - A	41,400	65.69	2,719,566.00
VERISIGN INC	20,700	206.25	4,269,375.00
WIX.COM LTD	12,200	95.23	1,161,806.00
ADOBE INC	102,700	564.88	58,013,176.00
ANSYS INC	19,600	317.46	6,222,216.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	6,100	190.96	1,164,856.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	34,300	205.91	7,062,713.00
AUTODESK INC.	47,900	219.46	10,512,134.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	49.73	2,387,040.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	118.20	2,647,680.00
BLACK KNIGHT INC	33,000	75.76	2,500,080.00
CADENCE DESIGN SYS INC	61,900	245.51	15,197,069.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	133.85	2,917,930.00
CONFLUENT INC-CLASS A	37,000	33.74	1,248,380.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	50,400	165.43	8,337,672.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	168.96	1,605,120.00
DATADOG INC - CLASS A	56,800	98.00	5,566,400.00
DOCUSIGN INC	45,600	52.27	2,383,512.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	27.62	1,574,340.00
DYNATRACE INC	58,000	47.82	2,773,560.00
FAIR ISAAC CORP	5,540	892.71	4,945,613.40
FORTINET INC	150,200	61.91	9,298,882.00
GEN DIGITAL INC	128,000	20.61	2,638,080.00
HUBSPOT INC	10,700	550.45	5,889,815.00

INTUIT INC	63,100	550.58	34,741,598.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	14,000	199.87	2,798,180.00
MICROSOFT CORP	1,592,700	333.55	531,245,085.00
MONDAY.COM LTD	4,300	174.24	749,232.00
ORACLE CORPORATION	367,200	123.98	45,525,456.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	408,000	15.21	6,205,680.00
PALO ALTO NETWORKS INC	69,400	245.07	17,007,858.00
PTC INC	25,500	146.11	3,725,805.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	23,900	493.39	11,792,021.00
SALESFORCE INC	219,640	218.69	48,033,071.60
SERVICENOW INC	45,800	597.16	27,349,928.00
SPLUNK INC	36,300	124.21	4,508,823.00
SYNOPSYS INC	34,500	466.85	16,106,325.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,200	392.13	3,607,596.00
UIPATH INC - CLASS A	80,000	16.18	1,294,400.00
UNITY SOFTWARE INC	52,000	38.58	2,006,160.00
VMWARE INC - CLASS A	53,300	163.91	8,736,403.00
WORKDAY INC-CLASS A	46,800	247.21	11,569,428.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	54,200	73.28	3,971,776.00
ZSCALER INC	19,700	162.74	3,205,978.00
ARISTA NETWORKS INC	58,700	197.46	11,590,902.00
CISCO SYSTEMS	916,900	57.26	52,501,694.00
F5 INC	13,900	164.59	2,287,801.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	29.01	2,088,720.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,400	281.07	10,512,018.00
APPLE INC	3,546,400	189.70	672,752,080.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	68.10	4,017,900.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	285,000	17.81	5,075,850.00
HP INC	198,000	30.14	5,967,720.00
NETAPP INC	49,100	79.49	3,902,959.00
SEAGATE TECHNOLOGY	40,100	70.89	2,842,689.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	10,700	280.28	2,998,996.00
WESTERN DIGITAL CORP	73,000	45.79	3,342,670.00
AMPHENOL CORP-CL A	135,300	87.97	11,902,341.00
ARROW ELECTRS INC	13,700	129.87	1,779,219.00



CDW CORPORATION	30,200	212.64	6,421,728.00
COGNEX CORP	38,000	45.47	1,727,860.00
CORNING INC	181,000	32.20	5,828,200.00
JABIL INC	29,500	112.76	3,326,420.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	40,200	134.56	5,409,312.00
TE CONNECTIVITY LTD	71,100	131.01	9,314,811.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,800	412.90	4,459,320.00
TRIMBLE INC	53,400	53.47	2,855,298.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11,500	273.25	3,142,375.00
ADVANCED MICRO DEVICES	363,048	110.78	40,218,457.44
ANALOG DEVICES INC	113,500	181.54	20,604,790.00
APPLIED MATERIALS	190,100	153.61	29,201,261.00
BROADCOM INC	93,050	872.17	81,155,418.50
ENPHASE ENERGY INC	30,600	127.77	3,909,762.00
ENTEGRIS INC	33,400	100.95	3,371,730.00
FIRST SOLAR INC	23,100	186.48	4,307,688.00
INTEL CORP	940,500	36.71	34,525,755.00
KLA CORP	30,800	512.55	15,786,540.00
LAM RESEARCH	30,400	700.77	21,303,408.00
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	30,700	95.64	2,936,148.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	196,000	57.89	11,346,440.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	122,100	81.56	9,958,476.00
MICRON TECHNOLOGY	245,700	70.29	17,270,253.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	10,300	528.72	5,445,816.00
NVIDIA CORP	556,940	485.48	270,383,231.20
NXP SEMICONDUCTORS NV	59,000	207.57	12,246,630.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	98,400	99.31	9,772,104.00
QORVO INC	22,500	107.17	2,411,325.00
QUALCOMM INC	251,200	116.55	29,277,360.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,700	109.13	3,895,941.00
SOLAREEDGE TECHNOLOGIES INC	12,300	161.67	1,988,541.00
TERADYNE INC	34,300	106.62	3,657,066.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	204,700	169.74	34,745,778.00
WOLFSPEED INC	26,100	45.45	1,186,245.00
AT & T INC	1,604,000	14.48	23,225,920.00

LIBERTY GLOBAL PLC-C	64,000	19.05	1,219,200.00
VERIZON COMMUNICATIONS	948,000	34.30	32,516,400.00
T-MOBILE US INC	121,700	136.89	16,659,513.00
ALLIANT ENERGY CORP	55,100	49.23	2,712,573.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	115,000	76.00	8,740,000.00
CONSTELLATION ENERGY	73,700	106.05	7,815,885.00
DUKE ENERGY CORP	174,800	86.65	15,146,420.00
EDISON INTERNATIONAL	85,300	67.23	5,734,719.00
ENTERGY CORP	48,300	92.67	4,475,961.00
EVERGY INC	52,000	52.73	2,741,960.00
EVERSOURCE ENERGY	77,800	61.38	4,775,364.00
EXELON CORPORATION	221,000	39.51	8,731,710.00
FIRSTENERGY CORP	120,000	34.96	4,195,200.00
NEXTERA ENERGY INC	456,200	66.20	30,200,440.00
NRG ENERGY INC	49,000	37.97	1,860,530.00
PG&E CORP	433,000	16.26	7,040,580.00
PPL CORPORATION	163,000	24.29	3,959,270.00
SOUTHERN CO.	245,100	66.30	16,250,130.00
XCEL ENERGY INC	122,800	55.59	6,826,452.00
ATMOS ENERGY CORP	31,800	112.22	3,568,596.00
AMEREN CORPORATION	60,200	77.28	4,652,256.00
CENTERPOINT ENERGY INC	143,000	27.33	3,908,190.00
CMS ENERGY CORP	63,400	54.84	3,476,856.00
CONSOLIDATED EDISON INC	79,200	86.51	6,851,592.00
DOMINION ENERGY INC	186,500	46.79	8,726,335.00
DTE ENERGY COMPANY	46,900	100.75	4,725,175.00
NISOURCE INC	93,000	26.19	2,435,670.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	113,700	58.88	6,694,656.00
SEMPRA	140,800	69.20	9,743,360.00
WEC ENERGY GROUP INC	72,000	82.02	5,905,440.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	43,400	136.38	5,918,892.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	35.97	2,050,290.00
ALLY FINANCIAL INC	57,000	28.44	1,621,080.00
AMERICAN EXPRESS CO	142,200	160.00	22,752,000.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	84,800	101.74	8,627,552.00

DISCOVER FINANCIAL SERVICES	57,100	91.81	5,242,351.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	31.80	3,110,040.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	23,900	340.33	8,133,887.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	35,400	103.33	3,657,882.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	176,000	45.20	7,955,200.00
BLACKROCK INC	33,910	695.93	23,598,986.30
BLACKSTONE INC	160,100	108.24	17,329,224.00
CARLYLE GROUP INC/THE	45,000	32.70	1,471,500.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	149.00	3,605,800.00
CME GROUP INC	81,600	202.53	16,526,448.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	38,400	77.50	2,976,000.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8,400	432.52	3,633,168.00
FRANKLIN RESOURCES INC	65,000	26.13	1,698,450.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	62.72	815,360.00
GOLDMAN SACHS GROUP	74,700	323.75	24,184,125.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	127,100	114.64	14,570,744.00
INVESCO LTD	77,000	15.69	1,208,130.00
KKR & CO INC-A	136,000	61.98	8,429,280.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	17,400	233.37	4,060,638.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	242.02	2,057,170.00
MOODYS CORP	36,900	338.30	12,483,270.00
MORGAN STANLEY	281,300	84.84	23,865,492.00
MSCI INC	18,200	541.16	9,849,112.00
NASDAQ INC	79,000	50.71	4,006,090.00
NORTHERN TRUST CORP	48,200	76.43	3,683,926.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	46,700	106.28	4,963,276.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	96,000	10.82	1,038,720.00
S&P GLOBAL INC	73,995	393.55	29,120,732.25
SCHWAB (CHARLES) CORP	337,000	59.68	20,112,160.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	61.33	1,594,580.00
STATE STREET CORP	75,100	70.08	5,263,008.00
T ROWE PRICE GROUP INC	49,900	111.81	5,579,319.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	85.29	2,072,547.00
AES CORP	152,000	17.44	2,650,880.00
VISTRA CORP	73,000	32.50	2,372,500.00

VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	33,000	219.85	7,255,050.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	67,400	118.73	8,002,402.00
AVANTOR INC	150,000	21.05	3,157,500.00
BIO TECHNE CORP	34,500	77.26	2,665,470.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	382.24	1,949,424.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	11,300	204.29	2,308,477.00
DANAHER CORP	158,100	260.85	41,240,385.00
ILLUMINA INC	35,000	159.43	5,580,050.00
IQVIA HOLDINGS INC	42,300	220.89	9,343,647.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,010	1,215.89	6,091,608.90
REPLIGEN CORP	12,500	169.41	2,117,625.00
REVVITY INC	27,400	113.27	3,103,598.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	86,940	542.01	47,122,349.40
WATERS CORP	13,000	276.35	3,592,550.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	17,000	403.67	6,862,390.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	93,500	252.85	23,641,475.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28,900	114.74	3,315,986.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	25,900	187.69	4,861,171.00
CERIDIAN HCM HOLDING INC	34,400	72.76	2,502,944.00
CLARIVATE PLC	94,000	7.37	692,780.00
EQUIFAX INC	27,600	204.06	5,632,056.00
JACOBS SOLUTIONS INC	29,300	132.64	3,886,352.00
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	97.46	2,904,308.00
PAYCHEX INC	74,000	121.37	8,981,380.00
PAYCOM SOFTWARE INC	11,700	294.12	3,441,204.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	202.66	2,127,930.00
ROBERT HALF INC	24,700	73.65	1,819,155.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	49,300	56.22	2,771,646.00
TRUNSION	43,100	80.18	3,455,758.00
VERISK ANALYTICS INC	32,300	240.61	7,771,703.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	21,900	408.99	8,956,881.00
COMCAST CORP-CL A	938,100	44.56	41,801,736.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	31.43	1,917,230.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	29.05	871,500.00

INTERPUBRIC GROUP	85,000	32.18	2,735,300.00	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	88.78	2,405,938.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	34,000	23.63	803,420.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	21.19	1,822,340.00	
OMNICOM GROUP	45,600	79.67	3,632,952.00	
PARAMOUNT GLOBAL	109,000	13.65	1,487,850.00	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	4.28	731,880.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	101,500	81.42	8,264,130.00	
ACTIVISION BLIZZARD INC	178,300	92.03	16,408,949.00	
DISNEY (WALT) CO	412,000	81.19	33,450,280.00	
ELECTRONIC ARTS	58,300	121.50	7,083,450.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	43,700	66.85	2,921,345.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	35,200	82.86	2,916,672.00	
NETFLIX INC	100,200	448.68	44,957,736.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	96,000	29.13	2,796,480.00	
ROKU INC	27,700	83.73	2,319,321.00	
SEA LTD-ADR	80,900	37.31	3,018,379.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	38,600	141.18	5,449,548.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	513,000	11.64	5,971,320.00	
ALPHABET INC-CL A	1,339,500	135.77	181,863,915.00	
ALPHABET INC-CL C	1,192,000	136.71	162,958,320.00	
MATCH GROUP INC	63,000	45.98	2,896,740.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	498,800	300.15	149,714,820.00	
PINTEREST INC- CLASS A	138,000	28.78	3,971,640.00	
SNAP INC-A	239,000	10.46	2,499,940.00	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	67,000	18.11	1,213,370.00	
CBRE GROUP INC	70,300	85.87	6,036,661.00	
COSTAR GROUP INC	90,700	83.08	7,535,356.00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.54	920,400.00	
ZILLOW GROUP INC - C	33,200	52.38	1,739,016.00	
小計	銘柄数：606		8,793,690,579.37	
			(1,300,235,089,065)	
	組入時価比率：72.2%		74.7%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	131,000	21.14	2,769,340.00
	CAMECO CORP	100,000	50.64	5,064,000.00

CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	251,200	89.12	22,386,944.00
CENOVUS ENERGY INC	321,000	27.54	8,840,340.00
ENBRIDGE INC	459,000	48.16	22,105,440.00
IMPERIAL OIL	44,000	78.79	3,466,760.00
KEYERA CORP	48,000	34.00	1,632,000.00
PARKLAND CORP	36,000	36.72	1,321,920.00
PEMBINA PIPELINE CORP	127,000	42.43	5,388,610.00
SUNCOR ENERGY INC	297,000	46.84	13,911,480.00
TC ENERGY CORP	231,000	49.57	11,450,670.00
TOURMALINE OIL CORP	72,000	70.93	5,106,960.00
NUTRIEN LTD	110,500	87.50	9,668,750.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	32,000	60.22	1,927,040.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	111,000	64.47	7,156,170.00
BARRICK GOLD	396,000	21.72	8,601,120.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	128,000	34.91	4,468,480.00
FRANCO-NEVADA CORP	43,800	192.52	8,432,376.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	12.13	1,710,330.00
KINROSS GOLD CORP	300,000	6.64	1,992,000.00
LUNDIN MINING CORP	137,000	10.76	1,474,120.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	21.08	1,707,480.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	105,000	57.06	5,991,300.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	100,000	57.07	5,707,000.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	100.18	1,422,556.00
CAE INC	67,000	33.22	2,225,740.00
STANTEC INC	25,000	91.74	2,293,500.00
WSP GLOBAL INC	27,700	191.47	5,303,719.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	112.53	2,183,082.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	44.42	2,398,680.00
RB GLOBAL INC	39,900	87.87	3,506,013.00
AIR CANADA	43,000	22.57	970,510.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	127,200	151.91	19,322,952.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	211,100	108.26	22,853,686.00
TFI INTERNATIONAL INC	17,000	184.96	3,144,320.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	63,000	80.02	5,041,260.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	104.56	773,744.00

GILDAN ACTIVEWEAR INC	37,000	39.92	1,477,040.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	66,000	93.62	6,178,920.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	156.16	1,795,840.00
DOLLARAMA INC	65,200	88.81	5,790,412.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	178,000	71.93	12,803,540.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	35.24	1,374,360.00
LOBLAW COMPANIES	35,600	119.14	4,241,384.00
METRO INC	53,000	71.37	3,782,610.00
WESTON(GEORGE)LTD	13,200	153.67	2,028,444.00
SAPUTO INC	57,000	28.90	1,647,300.00
BANK OF MONTREAL	159,600	116.32	18,564,672.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	271,000	64.51	17,482,210.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	207,000	54.13	11,204,910.00
NATIONAL BANK OF CANADA	77,200	94.24	7,275,328.00
ROYAL BANK OF CANADA	311,700	122.02	38,033,634.00
TORONTO DOMINION BANK	414,500	82.73	34,291,585.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	83,000	20.94	1,738,020.00
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	14,000	25.20	352,800.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	1,118.64	5,526,081.60
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	39.52	2,529,280.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	85.52	2,061,032.00
INTACT FINANCIAL CORP	40,000	194.06	7,762,400.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	416,000	25.30	10,524,800.00
POWER CORPORATION OF CANADA	133,000	37.24	4,952,920.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	133,000	66.54	8,849,820.00
CGI INC	48,500	140.05	6,792,425.00
SHOPIFY INC - CLASS A	272,000	89.75	24,412,000.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,480	2,830.21	12,679,340.80
CONSTELLATION SOFTWARE-RIGHTS	4,480	0.25	1,120.00
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	17,800	102.61	1,826,458.00
OPEN TEXT CORP	62,000	54.63	3,387,060.00
BCE INC	14,400	56.00	806,400.00
TELUS CORP	98,600	23.47	2,314,142.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	79,000	54.99	4,344,210.00

	EMERA INC	61,000	50.55	3,083,550.00	
	FORTIS INC	112,000	52.90	5,924,800.00	
	HYDRO ONE LTD	70,000	35.76	2,503,200.00	
	ALTAGAS LTD	60,000	27.25	1,635,000.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	10.17	1,413,630.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	32.00	864,000.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	46.92	3,753,600.00	
	BROOKFIELD CORP	314,000	46.15	14,491,100.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	38.45	807,450.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	85.58	1,446,302.00	
	TMX GROUP LTD	66,000	29.62	1,954,920.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	37.29	1,081,410.00	
	NORTHLAND POWER INC	53,000	25.25	1,338,250.00	
	THOMSON REUTERS CORP	36,630	174.16	6,379,480.80	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	30.41	1,033,940.00	
	FIRSTSERVICE CORP	8,500	206.21	1,752,785.00	
	小計 銘柄数 : 87			552,016,308.20	
				(59,810,966,993)	
	組入時価比率 : 3.3%			3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	101,000	15.07	1,522,070.00	
	ENI SPA	539,000	14.83	7,995,526.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	109,000	13.35	1,455,150.00	
	NESTE OYJ	96,000	33.67	3,232,320.00	
	OMV AG	32,000	44.67	1,429,440.00	
	REPSOL SA	288,000	14.71	4,237,920.00	
	TOTALENERGIES SE	507,000	59.90	30,369,300.00	
	AIR LIQUIDE SA	117,500	163.78	19,244,150.00	
	AKZO NOBEL	39,400	73.72	2,904,568.00	
	ARKEMA	13,600	95.04	1,292,544.00	
	BASF SE	203,000	45.88	9,314,655.00	
	COVESTRO AG	43,000	48.21	2,073,030.00	
	DSM-FIRMENICH AG	43,000	82.08	3,529,440.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	48,000	17.76	852,720.00	
	OCI	21,000	24.40	512,400.00	
	SOLVAY SA	16,400	108.70	1,782,680.00	



SYMRISE AG	28,900	95.22	2,751,858.00
UMICORE	44,000	23.93	1,052,920.00
WACKER CHEMIE AG	4,100	132.25	542,225.00
CRH PLC	166,000	51.82	8,602,120.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	71.66	2,414,942.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	55,000	38.04	2,092,200.00
ARCELORMITTAL	119,000	24.96	2,970,835.00
VOESTALPINE AG	29,000	27.84	807,360.00
STORA ENSO OYJ-R	139,000	11.71	1,628,385.00
UPM-KYMMENE OYJ	120,000	31.25	3,750,000.00
AIRBUS SE	134,000	134.10	17,969,400.00
DASSAULT AVIATION SA	4,700	180.80	849,760.00
MTU AERO ENGINES AG	11,900	212.50	2,528,750.00
RHEINMETALL AG	9,400	248.90	2,339,660.00
SAFRAN SA	77,500	145.70	11,291,750.00
THALES SA	23,500	137.15	3,223,025.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	104,300	57.59	6,006,637.00
KINGSPAN GROUP PLC	33,400	75.86	2,533,724.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	52,598	32.26	1,696,811.48
BOUYGUES	43,000	31.23	1,342,890.00
EIFFAGE SA	18,100	90.90	1,645,290.00
FERROVIAL SE	117,847	29.10	3,429,347.70
VINCI	119,200	102.10	12,170,320.00
LEGRAND SA	59,100	90.26	5,334,366.00
PRYSMIAN SPA	59,000	37.48	2,211,320.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	123,300	156.72	19,323,576.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	12.56	1,507,200.00
SIEMENS AG	171,400	137.96	23,646,344.00
ALSTOM	71,000	24.67	1,751,570.00
CNH INDUSTRIAL NV	221,000	13.08	2,891,785.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	113,000	31.92	3,606,960.00
GEA GROUP AG	34,000	35.82	1,217,880.00
KNORR-BREMSE AG	15,200	61.98	942,096.00
KONE OYJ	76,000	41.90	3,184,400.00
METSO CORPORATION	145,000	10.90	1,580,500.00

RATIONAL AG	1,050	683.50	717,675.00
WARTSILA OYJ	101,000	12.00	1,212,000.00
BRENTAG SE	34,100	74.94	2,555,454.00
IMCD NV	12,600	124.75	1,571,850.00
DHL GROUP	227,000	41.16	9,344,455.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	8.26	1,132,031.00
ADP	6,100	121.10	738,710.00
AENA SME SA	17,200	144.85	2,491,420.00
GETLINK	74,000	15.34	1,135,530.00
CONTINENTAL AG	26,000	68.68	1,785,680.00
MICHELIN (CGDE)	156,000	29.78	4,645,680.00
VALEO SA	45,000	17.75	798,750.00
BAYER MOTOREN WERK	67,900	96.53	6,554,387.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	12,500	88.45	1,105,625.00
DR ING HC F PORSCHE AG	25,500	100.85	2,571,675.00
FERRARI NV	28,700	285.20	8,185,240.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	180,900	66.91	12,104,019.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	49.01	1,725,152.00
RENAULT SA	40,000	35.33	1,413,400.00
STELLANTIS NV	508,000	16.90	8,588,248.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	125.75	792,225.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	46,800	108.48	5,076,864.00
SEB SA	5,400	96.65	521,910.00
ADIDAS AG	36,700	182.88	6,711,696.00
HERMES INTERNATIONAL	7,190	1,868.20	13,432,358.00
KERING SA	16,750	479.80	8,036,650.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	62,260	759.10	47,261,566.00
MONCLER SPA	45,500	61.58	2,801,890.00
PUMA SE	24,100	61.30	1,477,330.00
ACCOR SA	39,000	33.66	1,312,740.00
AMADEUS IT GROUP SA	99,500	62.80	6,248,600.00
DELIVERY HERO SE	38,000	33.42	1,270,150.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	39,900	164.80	6,575,520.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.82	787,680.00

SODEXO	20,400	99.52	2,030,208.00
D' IETEREN GROUP	4,300	154.30	663,490.00
PROSUS NV	158,100	65.00	10,276,500.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	243,000	35.42	8,607,060.00
ZALANDO SE	50,000	27.61	1,380,500.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	130,000	16.76	2,178,800.00
HELLOFRESH SE	35,000	30.89	1,081,150.00
JERONIMO MARTINS	64,000	22.04	1,410,560.00
KESKO OYJ-B SHS	58,000	17.95	1,041,100.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	221,000	28.52	6,304,025.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	197,000	51.85	10,214,450.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	12.12	1,490,760.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	73.10	2,222,240.00
HEINEKEN NV	65,900	88.28	5,817,652.00
PERNOD RICARD SA	45,800	179.10	8,202,780.00
REMY COINTREAU	4,900	142.70	699,230.00
DANONE	143,900	52.79	7,596,481.00
JDE PEET'S BV	31,000	25.14	779,340.00
KERRY GROUP PLC-A	36,800	83.98	3,090,464.00
LOTUS BAKERIES	92	7,170.00	659,640.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	63.58	1,455,982.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	38,300	70.24	2,690,192.00
BEIERSDORF AG	23,000	121.40	2,792,200.00
LOREAL-ORD	54,200	403.85	21,888,670.00
BIOMERIEUX	8,800	93.94	826,672.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	90.04	774,344.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	95.00	570,000.00
ESSILORLUXOTTICA	67,000	174.20	11,671,400.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	205,798	20.30	4,178,728.39
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61,400	45.28	2,780,192.00
AMPLIFON SPA	30,000	29.53	885,900.00
FRESENIUS MEDICAL CARE	45,000	42.60	1,917,000.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	92,000	28.73	2,643,160.00
ARGENX SE	12,500	479.30	5,991,250.00
GRIFOLS SA	63,000	12.59	793,485.00

BAYER AG-REG	219,500	50.65	11,117,675.00
IPSEN	9,000	114.70	1,032,300.00
MERCK KGAA	29,700	169.80	5,043,060.00
ORION OYJ	24,200	37.41	905,322.00
RECORDATI SPA	24,000	45.26	1,086,240.00
SANOFI	255,200	99.03	25,272,456.00
UCB SA	29,100	81.04	2,358,264.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	94,000	13.48	1,267,120.00
AIB GROUP PLC	320,000	4.16	1,333,120.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,338,000	7.15	9,574,728.00
BANCO SANTANDER SA	3,660,000	3.50	12,820,980.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	8.90	2,162,700.00
BNP PARIBAS	236,600	59.39	14,051,674.00
CAIXABANK	920,000	3.64	3,351,560.00
COMMERZBANK AG	236,000	9.60	2,267,016.00
CREDIT AGRICOLE SA	265,000	11.35	3,009,870.00
ERSTE GROUP BANK AG	76,000	33.43	2,540,680.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	12.78	1,776,420.00
ING GROEP NV	815,000	12.99	10,591,740.00
INTESA SANPAOLO	3,500,000	2.44	8,562,750.00
KBC GROEP NV	55,600	60.00	3,336,000.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	12.17	1,509,080.00
SOCIETE GENERALE	162,000	25.68	4,160,160.00
UNICREDIT SPA	412,000	22.03	9,078,420.00
ADYEN NV	4,780	781.30	3,734,614.00
EDENRED	56,900	58.58	3,333,202.00
EURAZEO SE	10,700	55.85	597,595.00
EXOR NV	24,300	81.56	1,981,908.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	74.78	1,600,292.00
NEXI SPA	130,000	6.52	847,860.00
SOFINA SA	3,700	209.60	775,520.00
WENDEL	6,000	83.50	501,000.00
WORLDLINE SA	54,000	28.67	1,548,180.00
AEGON NV	360,000	4.66	1,680,120.00

AGEAS	36,000	36.21	1,303,560.00
ALLIANZ SE-REG	91,300	221.95	20,264,035.00
ASR NEDERLAND NV	36,000	40.32	1,451,520.00
ASSICURAZIONI GENERALI	226,000	18.91	4,273,660.00
AXA SA	417,000	27.83	11,607,195.00
HANNOVER RUECK SE	14,000	197.20	2,760,800.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30,800	357.10	10,998,680.00
NN GROUP NV	56,000	35.30	1,976,800.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.16	1,219,200.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	40.60	4,303,600.00
TALANX AG	14,000	62.45	874,300.00
BECHTLE AG	20,000	45.28	905,600.00
CAPGEMINI SA	37,600	172.35	6,480,360.00
DASSAULT SYSTEMES SE	153,000	36.66	5,608,980.00
NEMETSCHEK SE	14,200	63.50	901,700.00
SAP SE	235,400	128.26	30,192,404.00
NOKIA OYJ	1,220,000	3.75	4,575,610.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,300	453.30	4,668,990.00
ASML HOLDING NV	90,900	619.40	56,303,460.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	17,400	108.15	1,881,810.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	294,000	32.85	9,657,900.00
STMICROELECTRONICS NV	156,000	43.49	6,784,440.00
CELLNEX TELECOM SA	126,000	35.57	4,481,820.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	735,000	19.86	14,602,980.00
ELISA OYJ	31,700	44.96	1,425,232.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	11.50	828,000.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.21	2,349,140.00
ORANGE SA	408,000	10.37	4,234,224.00
TELECOM ITALIA SPA	1,930,000	0.30	588,071.00
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	210,000	1.74	366,240.00
TELEFONICA SA	1,140,000	3.75	4,276,140.00
ACCIONA S. A.	5,800	126.35	732,830.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	102.40	678,502.40
ENDESA S. A.	75,000	18.77	1,408,125.00
ENEL SPA	1,843,000	6.13	11,303,119.00

ENERGIAS DE PORTUGAL	730,000	4.09	2,989,350.00
FORTUM OYJ	100,000	12.16	1,216,000.00
IBERDROLA SA	1,380,502	10.64	14,688,541.28
REDEIA CORP SA	89,000	14.83	1,320,315.00
TERNA SPA	301,000	7.59	2,286,396.00
VERBUND AG	14,500	74.00	1,073,000.00
ENAGAS SA	60,000	15.63	937,800.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	25.96	830,720.00
SNAM SPA	460,000	4.77	2,197,420.00
E.ON SE	505,000	11.23	5,673,675.00
ENGIE	411,000	14.58	5,992,380.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	156,000	27.87	4,347,720.00
AMUNDI SA	12,800	54.45	696,960.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	433,000	9.76	4,226,080.00
DEUTSCHE BOERSE AG	42,600	162.55	6,924,630.00
EURONEXT NV	18,000	66.25	1,192,500.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	25.88	362,320.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	16.50	1,103,520.00
RWE AG	143,000	36.56	5,228,080.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	55.32	1,692,792.00
QIAGEN N.V.	52,000	40.33	2,097,160.00
SARTORIUS AG-VORZUG	5,600	364.30	2,040,080.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6,000	259.50	1,557,000.00
BUREAU VERITAS SA	68,000	24.66	1,676,880.00
RANDSTAD NV	25,500	53.70	1,369,350.00
TELEPERFORMANCE	13,300	129.00	1,715,700.00
WOLTERS KLUWER	58,700	112.00	6,574,400.00
PUBLICIS GROUPE	52,800	72.66	3,836,448.00
VIVENDI SE	164,000	8.37	1,373,992.00
BOLLORE SE	162,000	5.28	856,170.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	187,000	22.68	4,241,160.00
SCOUT24 SE	17,900	63.76	1,141,304.00
LEG IMMOBILIEN SE	17,000	66.20	1,125,400.00
VONOVIA SE	170,000	22.05	3,748,500.00

小計	銘柄数：223			1,052,288,282.25 (166,745,601,205)
	組入時価比率：9.3%			9.6%
英ポンド	BP PLC	3,912,000	5.11	20,009,880.00
	SHELL PLC-NEW	1,512,000	24.69	37,331,280.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	52.84	1,643,324.00
	JOHNSON MATTHEY PLC	40,000	17.18	687,400.00
	ANGLO AMERICAN PLC	289,000	21.01	6,073,335.00
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	14.78	1,315,420.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	15.78	646,980.00
	GLENCORE PLC	2,400,000	4.32	10,372,800.00
	RIO TINTO PLC-REG	252,900	49.75	12,581,775.00
	MONDI PLC	113,000	12.98	1,467,305.00
	BAE SYSTEMS PLC	693,000	10.10	6,999,300.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	305,000	5.05	1,541,470.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1,850,000	2.19	4,055,200.00
	DCC PLC	21,200	42.65	904,180.00
	SMITHS GROUP PLC	80,000	16.35	1,308,400.00
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	99.02	1,683,340.00
	ASHTED GROUP PLC	97,900	53.10	5,198,490.00
	BUNZLE	77,000	27.66	2,129,820.00
	RENTOKIL INTIAL PLC	554,000	5.85	3,245,332.00
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	207,000	4.43	917,631.00
	PERSIMMON PLC	77,000	10.43	803,495.00
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.13	952,560.00
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	40.09	974,187.00
	BURBERRY GROUP PLC	82,000	21.88	1,794,160.00
	COMPASS GROUP PLC	390,000	20.13	7,850,700.00
	ENTAIN PLC	150,000	11.67	1,750,500.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	60.68	2,317,976.00
	WHITBREAD PLC	46,000	35.65	1,639,900.00
	NEXT PLC	28,600	70.42	2,014,012.00
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.40	859,795.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.27	1,024,200.00	
OCADO GROUP PLC	122,000	8.57	1,046,516.00	

SAINSBURY	340,000	2.65	902,360.00
TESCO PLC	1,620,000	2.56	4,152,060.00
COCA-COLA HBC AG-DI	46,000	22.10	1,016,600.00
DIAGEO PLC	505,000	31.47	15,894,875.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	19.94	1,575,260.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	477,000	25.86	12,337,605.00
IMPERIAL BRANDS PLC	196,000	17.60	3,450,580.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	163,100	56.96	9,290,176.00
HALEON PLC	1,270,000	3.14	3,988,435.00
UNILEVER PLC	565,300	39.94	22,580,908.50
SMITH & NEPHEW PLC	198,000	10.36	2,052,270.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	349,480	107.36	37,520,172.80
GSK PLC	929,000	13.81	12,833,206.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	21.19	784,030.00
BARCLAYS PLC	3,560,000	1.49	5,327,184.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,473,000	5.87	26,278,875.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	14,700,000	0.41	6,138,720.00
NATWEST GROUP PLC	1,310,000	2.30	3,013,000.00
STANDARD CHARTERED PLC	534,000	7.03	3,757,224.00
M&G PLC	500,000	1.91	955,000.00
WISE PLC - A	137,000	6.50	891,322.00
ADMIRAL GROUP PLC	51,000	23.94	1,220,940.00
AVIVA PLC	610,000	3.71	2,266,150.00
LEGAL & GENERAL	1,340,000	2.16	2,894,400.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.13	872,780.00
PRUDENTIAL PLC	617,000	9.54	5,891,116.00
SAGE GROUP PLC (THE)	239,000	9.73	2,325,470.00
HALMA PLC	83,000	21.51	1,785,330.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.14	1,724,420.00
VODAFONE GROUP PLC	5,120,000	0.73	3,760,640.00
SSE PLC	242,000	15.82	3,828,440.00
CENTRICA PLC	1,270,000	1.56	1,981,200.00
NATIONAL GRID PLC	819,000	9.69	7,936,110.00
SEVERN TRENT PLC	59,000	23.63	1,394,170.00



	UNITED UTILITIES GROUP PLC	151,000	9.27	1,400,978.00
	3I GROUP PLC	223,000	19.83	4,423,205.00
	ABRDN PLC	440,000	1.61	708,620.00
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.54	618,608.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	91,200	81.58	7,440,096.00
	SCHRODERS PLC	189,176	4.11	778,080.88
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	8.74	1,031,320.00
	PEARSON	143,000	8.52	1,218,646.00
	EXPERIAN PLC	205,000	27.57	5,651,850.00
	INTERTEK GROUP PLC	35,000	41.65	1,457,750.00
	RELX PLC	428,000	26.05	11,149,400.00
	INFORMA PLC	311,000	7.37	2,294,558.00
	WPP PLC	235,000	7.66	1,801,980.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	195,000	5.96	1,162,980.00
小計	銘柄数：81			396,899,764.18
				(73,684,441,220)
	組入時価比率：4.1%			4.2%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	14.49	767,970.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	664.00	1,082,320.00
	GIVAUDAN-REG	2,110	2,894.00	6,106,340.00
	SIKA AG-REG	32,700	241.80	7,906,860.00
	HOLCIM LTD	117,500	56.92	6,688,100.00
	SIG GROUP AG	66,000	23.00	1,518,000.00
	GEBERIT AG-REG	7,500	450.40	3,378,000.00
	ABB LTD	363,000	33.02	11,986,260.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	4,900	180.00	882,000.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	190.10	1,767,930.00
	VAT GROUP AG	6,000	358.60	2,151,600.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,400	255.70	3,170,680.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	117,100	123.45	14,455,995.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,200	253.90	1,574,180.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	48.20	506,100.00
	DUFREY AG-REG	22,000	38.59	848,980.00
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,511.00	1,223,910.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,350.00	2,349,450.00

	CHOCOLAFABRIKEN LINDT-REG	24	103,000.00	2,472,000.00	
	NESTLE SA-REG	602,000	103.74	62,451,480.00	
	ALCON INC	113,800	72.74	8,277,812.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	11,600	228.60	2,651,760.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	25,400	134.70	3,421,380.00	
	NOVARTIS AG-REG	462,200	87.79	40,576,538.00	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	158,400	253.90	40,217,760.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	7,400	274.40	2,030,560.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	95.30	619,450.00	
	BALOISE HOLDING AG	9,900	140.20	1,387,980.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	8,300	135.10	1,121,330.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	6,800	553.80	3,765,840.00	
	SWISS RE LTD	67,200	85.80	5,765,760.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	34,000	413.50	14,059,000.00	
	TEMENOS AG-REG	13,700	66.90	916,530.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	63.06	2,371,056.00	
	SWISSCOM AG-REG	5,690	529.20	3,011,148.00	
	BKW AG	4,600	150.60	692,760.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	46,400	61.04	2,832,256.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,040	1,028.00	5,181,120.00	
	UBS GROUP AG	745,000	23.67	17,634,150.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	79.30	626,470.00	
	LONZA AG-REG	16,900	494.40	8,355,360.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	38,000	37.39	1,420,820.00	
	SGS SA-REG	32,500	80.94	2,630,550.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	83.80	1,466,500.00	
小計	銘柄数 : 44			304,322,045.00	
				(50,563,107,776)	
	組入時価比率 : 2.8%			2.9%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	59,000	297.95	17,579,050.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	19,000	414.90	7,883,100.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	146.05	20,008,850.00	
	SAAB AB-B	18,000	587.60	10,576,800.00	
	ASSA ABLOY AB-B	226,000	249.30	56,341,800.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	338,000	82.70	27,952,600.00	

SKANSKA AB-B SHS	77,000	164.60	12,674,200.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	202.70	6,689,100.00
LIFCO AB-B SHS	52,000	207.40	10,784,800.00
ALFA LAVAL AB	63,000	390.10	24,576,300.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	613,000	147.65	90,509,450.00
ATLAS COPCO AB-B SHS	352,000	130.15	45,812,800.00
EPIROC AB - A	151,000	217.00	32,767,000.00
EPIROC AB - B	89,000	186.30	16,580,700.00
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	88.46	8,315,240.00
INDUTRADE AB	64,000	211.70	13,548,800.00
SANDVIK AB	239,000	210.70	50,357,300.00
SKF AB-B SHARES	76,000	180.65	13,729,400.00
VOLVO AB-A SHS	50,000	222.20	11,110,000.00
VOLVO AB-B SHS	344,000	220.45	75,834,800.00
BEIJER REF AB	94,000	127.30	11,966,200.00
SECURITAS AB-B SHS	110,857	89.56	9,928,352.92
VOLVO CAR AB-B	120,000	39.69	4,762,800.00
EVOLUTION AB	40,600	1,194.60	48,500,760.00
HENNES&MAURITZ AB-B	141,000	166.88	23,530,080.00
ESSITY AKTIEBOLAG-B	141,000	251.70	35,489,700.00
GETINGE AB-B SHS	53,000	191.85	10,168,050.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,000	218.40	7,862,400.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB-RTS	36,000	11.05	397,800.00
NORDEA BANK ABP	725,000	121.58	88,145,500.00
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	128.95	47,324,650.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	320,000	94.08	30,105,600.00
SWEDBANK AB	197,000	195.20	38,454,400.00
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	292.50	9,067,500.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	32,000	291.50	9,328,000.00
INVESTOR AB-B SHS	387,000	212.45	82,218,150.00
LUNDBERGS AB-B SHS	15,500	451.30	6,995,150.00
ERICSSON LM-B	658,000	57.73	37,986,340.00
HEXAGON AB-B SHS	472,000	98.58	46,529,760.00
TELIA CO AB	580,000	21.98	12,748,400.00
TELE 2 AB-B SHS	116,000	77.20	8,955,200.00

	EQT AB	81,000	226.80	18,370,800.00		
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	51.24	7,224,840.00		
	SAGAX AB-B	40,000	225.00	9,000,000.00		
小計	銘柄数：44			1,158,692,522.92		
	組入時価比率：0.9%			(15,433,784,405)	0.9%	
ノルウェークロ ーネ	AKER BP ASA	72,000	297.80	21,441,600.00		
	EQUINOR ASA	203,000	341.45	69,314,350.00		
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	410.90	15,203,300.00		
	NORSK HYDRO	291,000	62.32	18,135,120.00		
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	480.00	10,080,000.00		
	MOWI ASA	96,000	192.40	18,470,400.00		
	ORKLA ASA	180,000	79.10	14,238,000.00		
	SALMAR ASA	16,000	522.40	8,358,400.00		
	DNB BANK ASA	205,000	211.20	43,296,000.00		
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	40,000	164.00	6,560,000.00		
	TELENOR ASA	165,000	113.65	18,752,250.00		
	ADEVINTA ASA	63,000	74.15	4,671,450.00		
	小計	銘柄数：12			248,520,870.00	
		組入時価比率：0.2%			(3,422,132,379)	0.2%
デンマーククロ ーネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	462.60	10,871,100.00		
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	44,500	305.60	13,599,200.00		
	ROCKWOOL A/S-B SHS	1,700	1,735.00	2,949,500.00		
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	227,000	157.16	35,675,320.00		
	DSV A/S	41,700	1,288.50	53,730,450.00		
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	12,300.00	8,856,000.00		
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	12,480.00	13,603,200.00		
	PANDORA A/S	20,000	727.40	14,548,000.00		
	CARLSBERG B	21,800	980.40	21,372,720.00		
	COLOPLAST-B	31,500	788.60	24,840,900.00		
	DEMANT A/S	20,100	284.20	5,712,420.00		
	GENMAB A/S	15,000	2,660.00	39,900,000.00		
	NOVO NORDISK A/S-B	367,900	1,323.60	486,952,440.00		

	DANSKE BANK AS	155,000	156.20	24,211,000.00	
	TRYG A/S	83,000	132.35	10,985,050.00	
	ORSTED A/S	43,300	395.70	17,133,810.00	
小計	銘柄数：16			784,941,110.00	
	組入時価比率：0.9%			(16,687,847,998)	
				1.0%	
豪ドル	AMPOL LTD	49,000	34.53	1,691,970.00	
	SANTOS LTD.	760,000	7.88	5,988,800.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	432,000	38.02	16,424,640.00	
	ORICA LTD	99,000	15.45	1,529,550.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	46.84	4,730,840.00	
	BHP GROUP LIMITED	1,142,000	46.10	52,646,200.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	21.78	2,265,120.00	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	387,000	20.05	7,759,350.00	
	IGO LTD	150,000	14.61	2,191,500.00	
	MINERAL RESOURCES LTD	37,500	73.45	2,754,375.00	
	NEWCREST MINING	203,000	25.81	5,239,430.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	11.25	2,891,250.00	
	PILBARA MINERALS LTD	630,000	4.70	2,961,000.00	
	RIO TINTO LTD	81,900	117.32	9,608,508.00	
	SOUTH32 LTD	1,010,000	3.48	3,514,800.00	
	REECE LTD	49,000	20.26	992,740.00	
	BRAMBLES LTD	318,000	15.17	4,824,060.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.64	1,240,800.00	
	AURIZON HOLDINGS LTD	380,000	3.64	1,383,200.00	
	TRANSURBAN GROUP	686,000	13.33	9,144,380.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	41.85	5,607,900.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	480,000	5.01	2,404,800.00	
	WESFARMERS LIMITED	256,000	53.86	13,788,160.00	
	COLES GROUP LTD	293,000	15.94	4,670,420.00	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.45	1,798,500.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	271,000	38.07	10,316,970.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	156,000	11.54	1,800,240.00	
	COCHLEAR LTD	15,400	270.12	4,159,848.00	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	50.26	2,060,660.00	

	SONIC HEALTHCARE LTD	99,000	32.39	3,206,610.00	
	CSL LIMITED	109,300	270.84	29,602,812.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	670,000	25.20	16,884,000.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	378,000	102.22	38,639,160.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	713,000	29.01	20,684,130.00	
	WESTPAC BANKING CORP	783,000	21.53	16,857,990.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	33.44	1,906,080.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	540,000	5.76	3,110,400.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	590,000	3.58	2,112,200.00	
	QBE INSURANCE	332,000	15.00	4,980,000.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	13.65	3,972,150.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	39,000	70.10	2,733,900.00	
	XERO LIMITED	31,500	124.27	3,914,505.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	4.03	3,707,600.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	370,000	8.38	3,100,600.00	
	APA GROUP	300,000	8.80	2,640,000.00	
	ASX LTD	41,500	56.97	2,364,255.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	83,600	176.92	14,790,512.00	
	IDP EDUCATION LTD	62,000	25.08	1,554,960.00	
	COMPUTERSHARE LTD	125,000	25.46	3,182,500.00	
	REA GROUP LTD	12,500	162.86	2,035,750.00	
	SEEK LTD	87,000	22.84	1,987,080.00	
小計	銘柄数：51			370,357,205.00	
				(34,854,316,562)	
	組入時価比率：1.9%			2.0%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	270,000	8.10	2,187,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	127,000	22.45	2,851,150.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	36.79	1,287,650.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	4.99	2,145,700.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.16	843,920.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.34	1,602,000.00	
小計	銘柄数：6			10,917,420.00	
				(947,850,404)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	

香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	11.88	5,108,400.00
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	620,040	41.60	25,793,664.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	304,000	79.05	24,031,200.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	14.64	4,099,200.00
	MTR CORP	340,000	32.10	10,914,000.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	493,000	50.70	24,995,100.00
	SANDS CHINA LTD	564,000	26.40	14,889,600.00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	16.84	6,904,400.00
	WH GROUP LIMITED	1,759,806	4.05	7,127,214.30
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	22.15	18,606,000.00
	HANG SENG BANK	172,000	98.90	17,010,800.00
	AIA GROUP LTD	2,607,000	69.40	180,925,800.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	8.25	7,009,200.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	38.70	5,185,800.00
	CLP HLDGS	366,000	59.75	21,868,500.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	310,000	38.40	11,904,000.00
	HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	5.75	15,124,702.25
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	274,000	312.20	85,542,800.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	441,040	42.35	18,678,044.00
	ESR GROUP LTD	440,000	11.92	5,244,800.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	10.54	4,848,400.00
	HENDERSON LAND	310,443	21.05	6,534,825.15
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	16.94	5,249,977.04
	SINO LAND CO. LTD	890,000	9.14	8,134,600.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	322,000	88.65	28,545,300.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	55.30	5,751,200.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	16.80	3,864,000.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	32.30	12,370,900.00
小計	銘柄数：28 組入時価比率：0.6%			586,262,426.74 (11,051,046,744) 0.6%
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.85	1,463,000.00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	33.37	700,770.00
	KEPPEL CORP.	313,000	6.85	2,144,050.00

	SEATRIUM LTD	10,173,615	0.14	1,465,000.56	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	320,000	6.90	2,208,000.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.89	1,254,900.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.66	1,610,400.00	
	DBS GROUP HLDGS	412,000	33.33	13,731,960.00	
	OCBC-ORD	761,000	12.57	9,565,770.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	287,000	28.53	8,188,110.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,890,000	2.35	4,441,500.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.22	1,044,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.64	1,918,360.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.16	1,896,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.76	676,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	87,000	6.50	565,500.00	
	小計 銘柄数：16			52,873,320.56	
				(5,740,456,413)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	157,000	22.78	3,576,460.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	764.90	4,512,910.00	
	BANK HAPOALIM BM	291,000	31.50	9,166,500.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	337,000	29.38	9,901,060.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	19.09	5,345,200.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	33,000	125.80	4,151,400.00	
	NICE LTD	14,800	738.70	10,932,760.00	
	AZRIELI GROUP	8,600	202.40	1,740,640.00	
	小計 銘柄数：8			49,326,930.00	
				(1,918,773,182)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
合計				1,741,095,414,346	
				(1,741,095,414,346)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----



新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	(0)
		組入時価比率：0.0%			0.0%
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	37,500	4,363,875.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	75,000	2,655,000.00	
		AMERICAN TOWER CORP	104,600	18,871,932.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,330,440.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,000	5,752,960.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	2,247,840.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	24,700	2,600,169.00	
		CROWN CASTLE INC	96,800	9,679,032.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	66,400	8,678,480.00	
		EQUINIX INC	21,010	16,147,445.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,670,668.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	82,600	5,269,880.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,300	3,371,797.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	47,500	6,065,750.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,000	2,926,780.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	86,000	1,469,740.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,509,200.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	158,000	2,512,200.00	
		INVITATION HOMES INC	136,000	4,606,320.00	
		IRON MOUNTAIN INC	66,000	4,176,480.00	
		KIMCO REALTY CORP	133,000	2,464,490.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,800	3,803,456.00	
		PROLOGIS INC	207,712	25,351,249.60	
		PUBLIC STORAGE	36,000	9,762,840.00	
		REALTY INCOME CORP	154,000	8,508,500.00	
		REGENCY CENTERS CORP	39,000	2,436,720.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	24,300	5,390,712.00			
SIMON PROPERTY GROUP INC	73,400	8,436,596.00			
SUN COMMUNITIES INC	27,000	3,262,140.00			

		UDR INC	73,000	2,877,660.00	
		VENTAS INC	92,000	3,887,000.00	
		VICI PROPERTIES INC	227,000	6,996,140.00	
		WELLTOWER INC	112,100	9,064,406.00	
		WEYERHAEUSER CO	166,000	5,298,720.00	
		WP CAREY INC	49,100	3,130,125.00	
	小計	銘柄数：35	2,863,022	209,576,743.20	
				(30,988,017,249)	
		組入時価比率：1.7%		86.7%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,032,990.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	541,800.00	
	小計	銘柄数：2	49,000	1,574,790.00	
				(170,628,496)	
		組入時価比率：0.0%		0.5%	
	ユーロ	COVIVIO	11,300	495,392.00	
		GECINA SA	9,600	936,480.00	
		KLEPIERRE	49,000	1,185,310.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,337,154.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	37,000	926,480.00	
	小計	銘柄数：5	134,200	4,880,816.00	
				(773,414,103)	
		組入時価比率：0.0%		2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	152,000	874,000.00	
		SEGRO PLC	265,000	1,894,750.00	
	小計	銘柄数：2	417,000	2,768,750.00	
				(514,018,437)	
		組入時価比率：0.0%		1.4%	
	豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,947,960.00	
		GOODMAN GROUP	383,000	8,847,300.00	
		GPT GROUP	440,000	1,848,000.00	
		LENDLEASE GROUP	170,000	1,346,400.00	
		MIRVAC GROUP	890,000	2,153,800.00	
		SCENTRE GROUP	1,210,000	3,315,400.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,251,800.00	
		VICINITY CENTRES	800,000	1,496,000.00	

	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.1%	4,685,000	23,206,660.00 (2,183,978,772) 6.1%
	香港ドル	LINK REIT	555,600	21,612,840.00
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	555,600	21,612,840.00 (407,402,034) 1.1%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,483,211.60
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,160,021	2,215,640.11
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	710,029	1,192,848.72
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	744,800.00
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：0.0%	3,250,090	6,636,500.43 (720,524,851) 2.0%
	合計			35,757,983,942 (35,757,983,942)
	合計			35,757,983,942 (35,757,983,942)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	22,503,131,830	—	22,648,422,750	145,290,920
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,315,070,463	—	1,326,161,100	11,090,637
米ドル	995,991,493	—	1,005,218,400	9,226,907
カナダドル	161,408,430	—	162,501,000	1,092,570
ユーロ	157,670,540	—	158,441,700	771,160
合計	—	—	—	156,381,557

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

## 外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 新興国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,643,805,853
コール・ローン	593,993,549
株式	93,053,895,942
投資信託受益証券	4,002,935,887
投資証券	93,208,189
派生商品評価勘定	6,082,715
未収入金	18,747,803
未収配当金	135,606,785
差入委託証拠金	1,287,306,449
流動資産合計	101,835,583,172
資産合計	101,835,583,172
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	93,231,572
未払金	33,235,359
未払解約金	553,360,027
未払利息	1,112
その他未払費用	4,761,300
流動負債合計	684,589,370
負債合計	684,589,370
純資産の部	
元本等	
元本	57,651,070,439

剰余金

期末剰余金又は期末欠損金 (△)	43,499,923,363
元本等合計	101,150,993,802
純資産合計	101,150,993,802
負債純資産合計	101,835,583,172

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7545円
(10,000口当たり純資産額)	(17,545円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 9 月 7 日  
至 2023 年 9 月 6 日

### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

### 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。

当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

#### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

#### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

#### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 6 日現在

#### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

#### 2. 時価の算定方法

##### 株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### 投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### 投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

##### 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

##### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 9 月 6 日現在

期首	2022 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	48,484,354,580 円
同期中における追加設定元本額	16,296,302,365 円
同期中における一部解約元本額	7,129,586,506 円
期末元本額	57,651,070,439 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド 2015	17,067,227 円
野村資産設計ファンド 2020	19,449,210 円
野村資産設計ファンド 2025	29,583,260 円
野村資産設計ファンド 2030	49,813,891 円
野村資産設計ファンド 2035	47,963,276 円
野村資産設計ファンド 2040	89,806,144 円
野村資産設計ファンド 2045	20,503,058 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,785,246,948 円

ネクストコア	9,847,794 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	562,937,968 円
野村資産設計ファンド2050	22,844,738 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,584,455 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,586,272 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,897,842 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,830,776 円
インデックス・ブレンド (タイプI)	1,039,946 円
インデックス・ブレンド (タイプII)	999,943 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	8,273,793 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	3,073,509 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	11,841,855 円
野村つみたて外国株投信	6,761,831,585 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	931,330,520 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	2,108,060,725 円
世界6資産分散ファンド	129,722,794 円
野村資産設計ファンド2060	18,397,283 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	36,201,218 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	5,409,175 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,293,979,391 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	1,825,611,125 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	3,372,199 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式 (適格機関投資家専用)	1,899,740,743 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	700,450 円
野村新興国株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	37,369,860,396 円
野村DC運用戦略ファンド	394,180,954 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	28,972,927 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	26,465,689 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	27,469,965 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	20,555,665 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	16,593,538 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	57,422,192 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.36	116,195.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEXT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	

PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00
PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00
CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	8.36	180,576.00
NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00
PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00
PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00
POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00
SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00
SOUTHERN COPPER CORP	7,990	79.30	633,607.00
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	63.14	847,338.80
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	40,700	25.31	1,030,117.00
NIO INC ADR	140,400	10.81	1,517,724.00
H WORLD GROUP LTD-ADR	20,300	40.76	827,428.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	42,000	53.75	2,257,500.00
MINISO GROUP HOLDING LTD ADR	9,200	26.61	244,812.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
PDD HOLDINGS INC ADR	58,650	101.06	5,927,169.00
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	29,600	15.65	463,240.00
MAGNIT PJSC-SPON GDR REGS	31,300	0.00	0.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
CIA CERVECERIAS UNIDAS-ADR	7,100	13.74	97,554.00
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	5,700	68.75	391,875.00
BANCO DE CHILE-ADR	21,400	20.41	436,774.00
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.16	355,936.00
BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	25.45	255,263.50
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.27	330,245.72
CREDICORP LTD	7,450	138.40	1,031,080.00
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
STATE BANK OF INDIA-GDR	16,980	69.10	1,173,318.00
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	45,240	2.18	98,849.40
DAQO NEW ENERGY CORP-ADR	6,020	36.24	218,164.80
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00



	ENEL CHILE SA-ADR	42,900	3.12	133,848.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	LUFAX HOLDING LTD	67,100	1.23	82,533.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	17.25	208,725.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	39,000	7.25	282,750.00	
	IQIYI INC-ADR	41,500	4.95	205,425.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	71,500	6.90	493,350.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	29.33	219,975.00	
	JOYY INC	4,250	34.85	148,112.50	
	KANZHUN LTD	19,900	15.35	305,465.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	WEIBO CORP-SPON ADR	8,900	13.07	116,323.00	
	YANDEX NV-A	23,640	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	17.90	1,177,820.00	
小計	銘柄数 : 57			21,809,093.72	
				(3,224,692,597)	
	組入時価比率 : 3.2%			3.5%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	39.78	3,737,649.24	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	13.48	19,626,677.80	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	82.06	25,108,964.98	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	230.35	3,733,973.50	
	ALFA S. A. B. -A	218,000	11.59	2,526,620.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	137.02	8,906,300.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	462.26	8,736,714.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	307.34	11,371,580.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	161.99	3,013,014.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	512,000	67.38	34,498,560.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	162.11	9,402,380.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	145.48	7,564,960.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	190,600	190.04	36,221,624.00	
	GRUMA S. A. B. -B	14,700	285.19	4,192,293.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	83.70	10,964,700.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	38.16	5,456,880.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	53.47	3,635,960.00	

	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	260,800	145.15	37,855,120.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	209,000	36.51	7,630,590.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	16.14	1,791,540.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,797,000	15.97	28,698,090.00	
	GRUPO TELEVISIA SAB - SER CPO	201,000	14.04	2,822,040.00	
小計	銘柄数 : 22			277,496,230.52	
	組入時価比率 : 2.3%			(2,355,166,007)	
				2.5%	
リアル	COSAN SA	136,000	17.71	2,408,560.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	359,000	36.82	13,218,380.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	458,000	33.37	15,283,460.00	
	PRIO SA	65,300	47.49	3,101,097.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	18.33	1,576,380.00	
	KLABIN SA-UNIT	61,000	22.92	1,398,120.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	12.39	1,003,590.00	
	GERDAU SA PFD NPV	117,600	25.79	3,032,904.00	
	VALE SA	332,952	69.10	23,006,983.20	
	SUZANO SA	77,860	50.67	3,945,166.20	
	WEG SA	171,848	35.91	6,171,061.68	
	LOCALIZA RENT A CAR	92,095	62.21	5,729,229.95	
	RUMO SA	123,000	22.08	2,715,840.00	
	CCR SA	121,000	12.40	1,500,400.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	230,000	2.69	618,700.00	
	LOJAS RENNER S. A.	88,974	16.07	1,429,812.18	
	VIBRA ENERGIA SA	113,500	18.80	2,133,800.00	
	ATACADA0 SA	54,000	10.62	573,480.00	
	RAIA DROGASIL SA	130,080	27.49	3,575,899.20	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	12.77	1,736,720.00	
	AMBEV SA	464,956	14.01	6,514,033.56	
	JBS SA	74,600	18.69	1,394,274.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	15.26	1,411,550.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	4.41	2,275,502.67	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	28.73	1,876,069.00	
	HYPERA SA	33,000	39.40	1,300,200.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	156,953	12.98	2,037,249.94	

	BANCO BRADESCO SA - PREF	502,042	14.58	7,319,772.36	
	BANCO DO BRASIL SA	91,000	47.10	4,286,100.00	
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	26.90	1,175,530.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	463,991	26.99	12,523,117.09	
	ITAUSA SA	492,018	9.12	4,487,204.16	
	ITAUSA SA-RIGHTS	6,842	2.74	18,747.08	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	31.32	2,098,440.00	
	TOTVS SA	61,000	27.73	1,691,530.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	41,005	41.46	1,700,067.30	
	TIM SA	82,952	14.32	1,187,872.64	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	38.34	1,111,860.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	34.92	4,228,812.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	12.27	1,668,560.49	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	35.02	644,368.00	
	ENERGISA SA-UNITS	20,800	46.30	963,040.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	91,000	31.33	2,851,030.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	58.57	1,967,952.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	12.77	7,623,677.23	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	109,000	31.46	3,429,140.00	
	ENEVA SA	84,000	11.78	989,520.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	42.00	697,200.00	
小計	銘柄数：48			173,632,002.93	
				(5,159,527,056)	
	組入時価比率：5.1%			5.5%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	5,895.00	196,893,000.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,520.00	180,880,000.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	55.85	68,483,270.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	2,055.00	193,170,000.00	
	CENCOSUD SA	126,000	1,816.00	228,816,000.00	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	7,089	23,905.00	169,462,545.00	
	ENEL AMERICAS SA	2,325,000	99.12	230,454,000.00	
小計	銘柄数：7			1,268,158,815.00	
				(214,254,163)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	27,240.00	787,236,000.00	

	INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	14,010.00	473,538,000.00	
小計	銘柄数：2			1,260,774,000.00	
				(45,642,540)	
	組入時価比率：0.0%			0.0%	
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	23.48	138,532.00	
	MYTILINEOS S. A.	12,000	35.98	431,760.00	
	FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
	OPAP SA	20,200	16.40	331,280.00	
	JUMBO SA	10,732	26.74	286,973.68	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.44	298,805.50	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	220,000	1.53	337,480.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	60,700	5.86	355,823.40	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S. A.	50,900	3.08	157,179.20	
	HELLENIC TELECOM	18,000	13.78	248,040.00	
	PUBLIC POWER CORP	20,000	9.90	198,000.00	
小計	銘柄数：11			2,783,873.78	
				(441,132,639)	
	組入時価比率：0.4%			0.5%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	146.80	13,050,520.00	
	HEKTAS TICARET T. A. S	100,000	26.02	2,602,000.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	89,699	53.00	4,754,047.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	46.00	5,336,000.00	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	121,000	30.60	3,702,600.00	
	AELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	38.50	4,809,420.00	
	KOC HLDGS	85,000	144.00	12,240,000.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	53.80	8,070,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	878.20	5,269,200.00	
	TURK HAVA YOLLARI AO	44,000	252.00	11,088,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	893.20	5,537,840.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	273.00	3,276,000.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	45,000	264.20	11,889,000.00	
	AKBANK T. A. S	325,000	31.56	10,257,000.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	61.45	8,111,400.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	383,995	23.58	9,054,602.10	
	YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	260,000	17.14	4,456,400.00	

	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	117,000	58.85	6,885,450.00	
小計	銘柄数：18			130,389,479.10	
	組入時価比率：0.7%			(720,141,093)	
				0.8%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	701.00	6,344,050.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	83.20	3,494,400.00	
	CEZ AS	15,500	922.50	14,298,750.00	
小計	銘柄数：3			24,137,200.00	
	組入時価比率：0.2%			(158,105,901)	
				0.2%	
フォロント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,702.00	101,325,000.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	8,915.00	144,423,000.00	
	OTP BANK NYRT	22,300	13,920.00	310,416,000.00	
小計	銘柄数：3			556,164,000.00	
	組入時価比率：0.2%			(227,571,741)	
				0.2%	
ズロチ	ORLEN SA	59,587	61.79	3,681,880.73	
	KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	114.75	1,583,550.00	
	BUDIMEX	900	449.50	404,550.00	
	LPP SA	94	14,000.00	1,316,000.00	
	ALLEGRO. EU SA	44,400	31.15	1,383,282.00	
	PEPCO GROUP NV	21,700	32.92	714,364.00	
	DINO POLSKA SA	4,910	375.80	1,845,178.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	105.15	2,166,090.00	
	MBANK	1,100	422.80	465,080.00	
	PKO BANK POLSKI SA	87,100	37.17	3,237,507.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	365.40	1,132,740.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	63,600	41.38	2,631,768.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	7.89	575,970.00	
	CYFROWY POLSAT SA	18,900	13.48	254,772.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	153.55	1,228,400.00	
小計	銘柄数：15			22,621,131.73	
	組入時価比率：0.8%			(798,102,934)	
				0.9%	
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	

CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	9.35	1,907,400.00	
CHINA COAL ENERGY CO-H	150,000	5.71	856,500.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	4.66	11,700,794.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	23.50	7,919,500.00	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	8.30	1,045,800.00	
PETROCHINA CO LTD-H	2,070,000	5.84	12,088,800.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	207,000	13.52	2,798,640.00	
DONGYUE GROUP LTD	108,000	6.71	724,680.00	
GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	48,440	39.25	1,901,270.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	22.55	3,111,900.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	4.32	1,697,760.00	
CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LTD	176,000	2.62	461,120.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.32	2,116,800.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	8.11	2,027,500.00	
CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.15	2,085,750.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	13.16	1,289,680.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	15.42	925,200.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	11.22	1,896,180.00	
ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	12.98	7,255,820.00	
NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	118,000	4.44	523,920.00	
AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.57	721,140.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	3.49	608,656.00	
CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	184,000	7.82	1,438,880.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.24	1,780,800.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	8.89	2,020,252.50	
CITIC LTD	559,000	7.77	4,343,430.00	
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.89	1,104,846.60	
CRRC CORP LTD-H	550,000	3.91	2,150,500.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	16.80	957,600.00	
SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	77,000	12.92	994,840.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	14.58	991,440.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	10.62	2,281,176.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	28.80	1,589,760.00	
BOC AVIATION LTD	15,000	58.85	882,750.00	

CHINA EVERBRIGHT ENVIRONMENT	281,000	2.92	820,520.00
JD LOGISTICS INC	193,700	10.82	2,095,834.00
AIR CHINA LIMITED-H	148,000	5.80	858,400.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES H	216,000	4.19	905,040.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	273,000	8.07	2,203,110.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	105.20	1,420,200.00
BEIJING CAPITAL INTERNATIONAL AIRPORT-H	204,000	4.12	840,480.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	106,000	9.52	1,009,120.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	4.85	882,700.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	7.00	1,036,000.00
SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	129,000	5.46	704,340.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	114,000	5.95	678,300.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	35.90	2,225,800.00
MINIH GROUP LTD	66,000	22.10	1,458,600.00
BYD CO LTD-H	98,500	247.60	24,388,600.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	2.95	684,400.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	9.85	5,713,000.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	176,000	9.43	1,659,680.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	4.14	1,183,584.60
LI AUTO INC	107,100	158.00	16,921,800.00
XPENG INC	94,300	73.85	6,964,055.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	15.14	2,028,760.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	238,000	24.85	5,914,300.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	118,800	90.00	10,692,000.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	3.15	1,102,500.00
LI NING CO LTD	227,000	38.40	8,716,800.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	79.15	6,514,045.00
XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	105,000	8.02	842,100.00
H Aidilao INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	21.55	4,094,500.00
JiUMaoJIU INTERNATIONAL HOLDINGS	123,000	12.76	1,569,480.00
MEITUAN-CLASS B	497,240	128.60	63,945,064.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	17.68	2,220,608.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	14.16	1,543,440.00

TRIP.COM GROUP LTD	54,300	304.00	16,507,200.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,609,280	92.35	148,617,008.00
JD.COM, INC.	233,567	132.20	30,877,557.40
CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LIMITED	84,000	5.64	473,760.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CO LTD	6,100	114.10	696,010.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	11.88	2,088,504.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	25.45	1,135,070.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	6.46	1,304,920.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	23.35	1,681,200.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	4.70	2,284,200.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	42.65	4,559,285.00
PING AN HEALTHCARE AND TECHNOLOGY CO LTD	36,600	19.66	719,556.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	137.30	1,688,790.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	46.55	7,416,951.15
NONGFU SPRING LTD	175,400	43.80	7,682,520.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	66.50	3,990,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.84	1,960,200.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	26.70	8,250,300.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	11.50	1,932,000.00
UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS LTD	125,000	5.69	711,250.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.17	2,859,010.00
YIHAI INTERNATIONAL HOLDING LTD	55,000	15.16	833,800.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	7.91	1,162,770.00
VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	23,000	18.04	414,920.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	29.00	1,740,000.00
MICROPORT SCIENTIFIC CORP	82,000	12.96	1,062,720.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	7.62	1,889,760.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	42.60	1,678,440.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	12.50	1,237,500.00
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	21.15	2,800,260.00
3SBIO, INC	233,000	6.69	1,558,770.00
AKESO INC	45,000	34.50	1,552,500.00



BEIGENE LTD	70,120	125.30	8,786,036.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	104,000	34.75	3,614,000.00	
ZAI LAB LTD	87,700	22.95	2,012,715.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	11.50	1,817,000.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.13	920,835.00	
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	248,000	3.05	756,400.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	5.85	5,215,392.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	10.20	1,326,000.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	18.50	1,073,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	2.97	3,033,855.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	2.75	8,195,000.00	
BANK OF CHINA LTD-H	7,860,000	2.68	21,064,800.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	4.54	4,271,186.60	
CHINA CITIC BANK-H	810,000	3.58	2,899,800.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,424,000	4.28	40,334,720.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.31	593,670.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	386,692	32.95	12,741,501.40	
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.56	1,509,888.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	6,390,000	3.68	23,515,200.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	3.94	3,360,820.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.39	830,060.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	12.44	8,931,920.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	19.16	5,000,760.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	8.48	877,442.56	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	20.40	1,468,800.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.75	2,337,500.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	720,420	9.29	6,692,701.80	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	631,000	48.45	30,571,950.00	
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	24.15	1,400,700.00	
CHINASOFT INTERNATIONAL LIMITED	280,000	5.51	1,542,800.00	
GDS HOLDINGS LIMITED	84,200	11.48	966,616.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	11.84	3,125,760.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	63,000	37.20	2,343,600.00	
ZTE CORP-H	76,052	24.60	1,870,879.20	

LENOVO GROUP LTD	718,000	8.92	6,404,560.00
XIAOMI CORPORATION	1,525,000	11.60	17,690,000.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	15.12	1,391,040.00
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	18.10	1,086,000.00
KINGBOARD LAMINATES HOLDING	65,000	6.35	412,750.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	66.30	4,587,960.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	19.26	943,740.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	1.41	2,757,960.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	20.60	1,442,000.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	6.61	3,093,480.00
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.76	3,268,000.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	28.50	1,396,500.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	8.16	2,594,880.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	22.10	1,900,600.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	55.50	4,329,000.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	6.07	2,719,360.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.83	741,150.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.09	2,058,420.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	0.78	483,600.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	266,000	4.19	1,114,540.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	14.78	2,548,072.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	15.74	2,991,387.00
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	11.22	926,772.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	4.91	1,315,880.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	10.56	1,330,560.00
EAST BUY HOLDING LTD	35,500	38.00	1,349,000.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	45.35	6,757,150.00
CGN POWER CO LTD-H	980,000	1.99	1,950,200.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.23	2,280,180.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.05	1,494,500.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	15.30	2,937,600.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	3.87	1,586,700.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	18.58	2,080,960.00

	WUXI APPTTEC CO LTD	30,500	86.20	2,629,100.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	369,500	43.70	16,147,150.00	
	CHINA LITERATURE LTD	49,800	31.90	1,588,620.00	
	BILIBILI INC	19,120	119.00	2,275,280.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.17	1,683,920.00	
	KINGSOFT CORP LTD	91,000	30.35	2,761,850.00	
	NETEASE, INC.	189,550	160.80	30,479,640.00	
	BAIDU INC-CLASS A	217,460	142.00	30,879,320.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	226,800	65.00	14,742,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	657,500	329.00	216,317,500.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	20.95	1,529,350.00	
	CHINA JINMAO HOLDINGS GROUP LTD	410,000	1.14	467,400.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	17.22	6,543,600.00	
	CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	9.50	1,472,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	310,444	34.60	10,741,362.40	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	35.60	2,527,600.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	9.64	2,342,520.00	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	9.58	1,657,340.00	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	98,000	9.58	938,840.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	17.12	3,201,440.00	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	9.84	1,722,000.00	
	小計 銘柄数：189			1,191,021,119.21	
	組入時価比率：22.2%			(22,450,748,097)	
				24.2%	
リンギ	DIALOG GROUP BHD	313,044	2.13	666,783.72	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.70	681,000.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	244,000	7.14	1,742,160.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.95	1,975,050.00	
	GAMUDA BERHAD	177,000	4.37	773,490.00	
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.24	492,800.00	
	MISC BHD	125,960	7.09	893,056.40	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	7.63	926,739.80	
	GENTING BHD	187,000	4.30	804,100.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.58	590,820.00	
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.45	271,875.00	

	IOI CORP	247,000	4.02	992,940.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	21.30	903,120.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	129.90	948,270.00	
	PPB GROUP BERHAD	51,740	15.70	812,318.00	
	QL RESOURCES BHD	119,000	5.46	649,740.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.34	1,032,920.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	5.92	1,539,200.00	
	AMMB HOLDING	125,000	3.68	460,000.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	628,000	5.65	3,548,200.00	
	HONG LEONG BANK	60,960	19.90	1,213,104.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP	13,422	18.24	244,817.28	
	MALAYAN BANKING	562,000	9.13	5,131,060.00	
	PUBLIC BANK BHD	1,361,000	4.25	5,784,250.00	
	RHB BANK BHD	125,023	5.66	707,630.18	
	INARI AMERTRON BHD	271,000	3.03	821,130.00	
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	5.15	664,350.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.44	844,240.00	
	CELCOMDIGI BHD	286,000	4.38	1,252,680.00	
	MAXIS BHD	265,000	4.05	1,073,250.00	
	TENAGA NASIONAL	258,000	9.91	2,556,780.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.16	1,561,560.00	
小計	銘柄数 : 32			42,559,434.38	
				(1,346,065,534)	
	組入時価比率 : 1.3%			1.4%	
パーツ	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	780,000	8.10	6,318,000.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	161.00	21,735,000.00	
	PTT PCL-NVDR	996,000	34.75	34,611,000.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	48.75	7,653,750.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	28.50	5,357,059.50	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	36.50	8,321,781.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	312.00	25,334,400.00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	40.50	6,075,000.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	7.15	6,292,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	411,000	72.00	29,592,000.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	8.55	6,925,500.00	

ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	4.10	2,870,000.00	
MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	270,978	33.00	8,942,274.00	
CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	40.25	6,239,756.25	
HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	13.60	7,887,959.20	
PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	20.30	5,237,400.00	
BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	73,700	33.25	2,450,525.00	
CP ALL PCL-NVDR	573,000	64.00	36,672,000.00	
CP AXTRA PCL-NVDR	207,000	34.75	7,193,250.00	
OSOTSPA PCL-NVDR	112,000	29.00	3,248,000.00	
CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	21.00	8,946,000.00	
BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,033,000	27.00	27,891,000.00	
BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	255.00	15,045,000.00	
KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	130.00	6,370,000.00	
KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	19.00	5,073,950.00	
SCB X PCL-NVDR	81,000	116.00	9,396,000.00	
TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.68	3,986,640.00	
DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315,000	109.00	34,335,000.00	
TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	6.70	7,838,772.20	
ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	214.00	24,396,000.00	
INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	66,000	72.75	4,801,500.00	
KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	68,000	46.75	3,179,000.00	
MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	40.25	1,972,250.00	
B GRIMM POWER PCL-NVDR	104,000	33.25	3,458,000.00	
ELECTRICITY GENERATING PCL-NVDR	33,300	132.00	4,395,600.00	
ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	61.75	11,053,250.00	
GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	52.50	3,097,500.00	
GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	288,000	46.50	13,392,000.00	
RATCH GROUP PCL-NVDR	115,000	34.25	3,938,750.00	
CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	68.25	12,626,250.00	
LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	8.35	8,433,500.00	
小計 銘柄数：41			452,582,617.15	
			(1,882,743,687)	
			2.0%	
組入時価比率：1.9%				
フィリピンペソ				
ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	47.50	6,935,000.00	
AYALA CORPORATION	28,302	628.00	17,773,656.00	

	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	37.20	9,486,186.00	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	840.00	18,564,000.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	205.00	19,065,000.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	236.20	10,156,600.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	117.90	12,615,300.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	104.20	21,573,568.00	
	BDO UNIBANK INC	249,997	138.60	34,649,584.20	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	55.40	11,362,263.00	
	PLDT INC	7,000	1,202.00	8,414,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	16,900	345.00	5,830,500.00	
	AYALA LAND INC	768,000	28.60	21,964,800.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	29.75	31,712,756.25	
小計	銘柄数：14			230,103,213.45	
				(598,130,293)	
	組入時価比率：0.6%			0.6%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,740.00	3,205,800,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	27,200.00	3,999,760,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	1,145.00	3,308,707,645.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	6,975.00	2,630,126,025.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	1,950.00	1,482,000,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	3,440.00	3,838,396,720.00	
	VALE INDONESIA TBK	198,000	6,000.00	1,188,000,000.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	9,250.00	2,220,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,980,000	6,600.00	13,068,000,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	81,130,000	90.00	7,301,700,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,320,000	2,840.00	3,748,800,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	178,000	11,175.00	1,989,150,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,850.00	2,877,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	5,025.00	3,517,500,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	3,620.00	2,968,400,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,770.00	4,071,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,440,000	9,225.00	50,184,000,000.00	
	BANK MANDIRI	3,890,000	6,100.00	23,729,000,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	810,000	9,625.00	7,796,250,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,780,028	5,625.00	38,137,657,500.00	

	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	1,035.00	1,530,765,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	3,740.00	18,251,200,000.00	
小計	銘柄数：22			201,043,212,890.00	
				(1,950,119,165)	
	組入時価比率：1.9%			2.1%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	60,000.00	306,000,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	76,900.00	302,217,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	5,417	178,800.00	968,559,600.00	
	ECOPRO CO., LTD.	2,000	1,078,000.00	2,156,000,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	35,850.00	331,827,600.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	130,600.00	194,594,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	347,000.00	218,610,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,924	592,000.00	2,915,008,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	138,800.00	268,161,600.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	85,500.00	212,895,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	91,700.00	239,337,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	39,100.00	289,300,900.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	543,000.00	461,550,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	6,910	597,000.00	4,125,270,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,470	114,700.00	398,009,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	49,700.00	347,900,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	36,050.00	248,745,000.00	
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	14,400	33,000.00	475,200,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	16,970.00	831,530,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	4,790	306,500.00	1,468,135,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	4,590	536,000.00	2,460,240,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	2,920	452,000.00	1,319,840,000.00	
	GS HOLDINGS CORP	3,600	38,900.00	140,040,000.00	
	LG CORP	9,340	84,500.00	789,230,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	7,790	106,700.00	831,193,000.00	
	SK INC	3,370	149,300.00	503,141,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	8,699	43,950.00	382,321,050.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	6,550	54,100.00	354,355,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	4,300	35,450.00	152,435,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	126,400.00	351,392,000.00	

HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	120,100.00	589,691,000.00
HYUNDAI MIPO DOCKYARD CO., LTD.	2,100	87,200.00	183,120,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	8,310.00	523,530,000.00
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	84,300.00	438,360,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	176,200.00	318,922,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	22,850.00	399,875,000.00
HMM COMPANY LIMITED	27,100	16,730.00	453,383,000.00
PAN OCEAN CO LTD	32,000	4,435.00	141,920,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	38,650.00	359,445,000.00
HANON SYSTEMS	23,400	9,100.00	212,940,000.00
HYUNDAI MOBIS	6,100	237,000.00	1,445,700,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	13,480	186,600.00	2,515,368,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	102,100.00	421,673,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	101,100.00	293,190,000.00
KIA CORP	25,850	79,100.00	2,044,735,000.00
COWAY CO LTD	4,970	42,400.00	210,728,000.00
LG ELECTRONICS INC	10,300	102,200.00	1,052,660,000.00
F&F CO LTD / NEW	1,600	106,700.00	170,720,000.00
KANGWON LAND INC	7,900	15,650.00	123,635,000.00
HOTEL SHILLA CO LTD	3,680	88,400.00	325,312,000.00
BGF RETAIL CO LTD /NEW	485	154,800.00	75,078,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	299,500.00	245,590,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	122,400.00	353,736,000.00
KT & G CORP	9,190	87,200.00	801,368,000.00
AMOREPACIFIC CORP	2,460	131,700.00	323,982,000.00
LG H&H	1,002	476,500.00	477,453,000.00
HLB INC	13,125	28,300.00	371,437,500.00
CELLTRION HEALTHCARE CO LTD	9,972	65,400.00	652,168,800.00
CELLTRION INC	10,220	146,600.00	1,498,252,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	72,100.00	140,595,000.00
CELLTRION PHARM INC	1,135	68,400.00	77,634,000.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	508	280,500.00	142,494,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	81,300.00	269,916,000.00
YUHAN CORPORATION	4,190	70,000.00	293,300,000.00



HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	39,650.00	1,189,500,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	10,860.00	283,446,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	25,700.00	496,010,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	37,700	53,900.00	2,032,030,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	35,550.00	1,581,975,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	49,300	11,900.00	586,670,000.00
KAKAO PAY CORP	2,570	45,500.00	116,935,000.00
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	8,700	54,000.00	469,800,000.00
DB INSURANCE CO LTD	3,800	81,000.00	307,800,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	246,000.00	765,060,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	67,900.00	556,780,000.00
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	144,100.00	521,642,000.00
COSMO AM&T CO LTD	2,250	164,200.00	369,450,000.00
COSMOAM&T CO LTD-RIGHTS	117	41,400.00	4,843,800.00
SAMSUNG ELECTRONICS	468,040	70,700.00	33,090,428,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	80,700	57,600.00	4,648,320,000.00
L&F CO LTD	2,180	211,000.00	459,980,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,260	272,000.00	342,720,000.00
LG.DISPLAY CO LTD	23,500	13,920.00	327,120,000.00
LOTTE ENERGY MATERIALS CORP	2,150	48,300.00	103,845,000.00
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	144,800.00	831,152,000.00
SAMSUNG SDI CO, LTD	5,482	616,000.00	3,376,912,000.00
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	4,300	58,800.00	252,840,000.00
SK HYNIX INC	52,870	119,400.00	6,312,678,000.00
KT CORP	6,400	32,450.00	207,680,000.00
LG UPLUS CORP	17,400	10,440.00	181,656,000.00
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	17,860.00	475,076,000.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	52,400.00	279,816,000.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	6,720.00	166,232,640.00
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	10,200.00	190,740,000.00
SAMSUNG SECURITIES	6,800	37,000.00	251,600,000.00
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	736,000.00	1,253,408,000.00
HYBE CO LTD	2,010	251,000.00	504,510,000.00
JYP ENTERTAINMENT CORP	2,800	107,000.00	299,600,000.00
KAKAO GAMES CORP	2,810	28,550.00	80,225,500.00

	KRAFTON INC	2,990	155,300.00	464,347,000.00	
	NCSOFT CORPORATION	1,631	251,000.00	409,381,000.00	
	NETMARBLE CORP	1,470	43,300.00	63,651,000.00	
	PEARL ABYSS CORP	2,860	48,800.00	139,568,000.00	
	KAKAO CORP	30,420	48,900.00	1,487,538,000.00	
	NAVER CORP	13,080	212,000.00	2,772,960,000.00	
小計	銘柄数：105			110,246,873,990.00	
				(12,215,353,638)	
	組入時価比率：12.1%				13.1%
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	80.80	9,886,688.00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	63.80	21,181,472.40	
	FORMOSA PLASTIC	393,424	82.00	32,260,768.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	487,726	67.90	33,116,595.40	
	ASIA CEMENT	208,980	40.35	8,432,343.00	
	TAIWAN CEMENT	637,888	35.00	22,326,080.00	
	CHINA STEEL	1,119,544	27.10	30,339,642.40	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,440.00	8,640,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	37.60	10,092,930.40	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	28.85	9,043,147.90	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	12,464	951.00	11,853,264.00	
	CHINA AIRLINES LTD	219,000	23.05	5,047,950.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	31.80	9,635,400.00	
	EVERGREEN MARINE	101,950	108.50	11,061,575.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	47.30	4,083,645.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	43.30	8,270,300.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	29.75	7,348,250.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	40.00	8,881,440.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	310.00	4,340,000.00	
	GIANT MANUFACTURING	24,613	199.00	4,897,987.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	524.00	9,140,132.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	44,592	176.00	7,848,192.00	
	POU CHEN CORP	267,468	29.00	7,756,572.00	
	MOMO.COM INC	6,160	523.00	3,221,680.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,580	698.00	20,646,840.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	269.00	14,476,504.00	

UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	71.00	34,991,356.00	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	344.50	8,268,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	560,268	17.40	9,748,663.20	
CTBC FINANCIAL HOLDING	1,729,212	24.00	41,501,088.00	
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,423,300	24.50	34,870,850.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,046,996	26.60	27,850,093.60	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	20.65	17,030,261.50	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,110,956	36.00	39,994,416.00	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	986,360	17.35	17,113,346.00	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,170,341	17.95	21,007,620.95	
TAIWAN BUSINESS BANK	664,576	13.45	8,938,547.20	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,064,196	26.30	27,988,354.80	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	42.70	15,837,686.20	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	152,692	179.00	27,331,868.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,072,556	24.20	25,955,855.20	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	933,293	46.45	43,351,459.85	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,477,789	12.00	17,733,468.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	764,886	61.80	47,269,954.80	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	9.60	12,769,084.80	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	472.00	23,600,000.00	
ACER INC	256,767	38.30	9,834,176.10	
ADVANTECH CO., LTD.	42,620	346.00	14,746,520.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	66,805	394.00	26,321,170.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	180.00	9,871,200.00	
COMPAL ELECTRONICS	410,590	32.00	13,138,880.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	50,000	311.00	15,550,000.00	
INVENTEC CO., LTD	251,911	55.90	14,081,824.90	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	134.00	25,446,198.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	165.00	12,210,000.00	
PEGATRON CORP	199,692	77.70	15,516,068.40	
QUANTA COMPUTER INC	264,684	245.00	64,847,580.00	
WISTRON CORP	255,000	112.50	28,687,500.00	
WIWYNN CORP	8,000	1,560.00	12,480,000.00	
AUO CORP	573,606	17.55	10,066,785.30	

	DELTA ELECTRONICS INC	193,681	348.50	67,497,828.50	
	E INK HOLDINGS INC	77,000	185.00	14,245,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,237,649	107.00	132,428,443.00	
	INNOLUX CORP	984,937	14.30	14,084,599.10	
	LARGAN PRECISION CO LTD	10,040	2,165.00	21,736,600.00	
	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	248.00	4,960,000.00	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	61.30	7,513,295.80	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	135,000	186.50	25,177,500.00	
	WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	55.20	9,405,362.40	
	YAGEO CORPORATION	32,137	508.00	16,325,596.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	97.30	6,267,093.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	282,658	118.50	33,494,973.00	
	EEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	1,895.00	11,370,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	8,000	1,440.00	11,520,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	475.50	9,510,000.00	
	MEDIATEK INC	150,538	718.00	108,086,284.00	
	NANYA TECHNOLOGY CO	100,000	68.10	6,810,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	422.00	25,344,476.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	930.00	8,370,000.00	
	POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	28.05	8,471,100.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	43,417	449.00	19,494,233.00	
	SILERGY CORP	35,000	305.00	10,675,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,417,000	552.00	1,334,184,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,059,500	46.55	49,319,725.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	70.50	7,191,000.00	
	WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	242,000	27.20	6,582,400.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	372,065	117.00	43,531,605.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	144,000	70.90	10,209,600.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	149,200	93.60	13,965,120.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	169,668	36.40	6,175,915.20	
小計	銘柄数：90			3,143,726,024.80	
				(14,552,307,768)	
	組入時価比率：14.4%			15.6%	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	350.20	28,716,400.00	
	COAL INDIA LTD	142,000	255.35	36,259,700.00	

HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	254.65	16,394,367.00
INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	91.35	24,527,475.00
OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	183.10	62,803,300.00
PETRONET LNG LTD	77,000	229.15	17,644,550.00
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	298,600	2,423.60	723,686,960.00
ASIAN PAINTS LTD	38,800	3,223.30	125,064,040.00
BERGER PAINTS INDIA LTD	19,000	709.45	13,479,550.00
PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,609.40	25,265,800.00
PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,491.30	38,615,150.00
SRF LTD	14,200	2,419.55	34,357,610.00
SUPREME INDUSTRIES LTD	5,200	4,502.20	23,411,440.00
UPL LTD	43,200	608.05	26,267,760.00
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	440.20	25,091,400.00
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	1,853.80	47,086,520.00
SHREE CEMENT LIMITED	680	25,725.05	17,493,034.00
ULTRATECH CEMENT LTD	12,090	8,454.85	102,219,136.50
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	110,100	486.10	53,519,610.00
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	712.55	32,777,300.00
JSW STEEL LTD	66,000	815.95	53,852,700.00
TATA STEEL LIMITED	699,400	131.70	92,110,980.00
VEDANTA LTD	85,000	241.40	20,519,000.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	139.70	48,615,600.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	8,200	3,952.85	32,413,370.00
ASTRAL LTD	9,600	1,914.45	18,378,720.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	66,900	2,732.95	182,834,355.00
ABB INDIA LTD	4,700	4,440.80	20,871,760.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	437.45	25,809,550.00
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,359.40	33,033,420.00
SIEMENS LIMITED	10,200	3,900.35	39,783,570.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	118,500	183.40	21,732,900.00
CUMMINS INDIA LTD	11,000	1,720.15	18,921,650.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,494.05	41,151,825.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	701.90	15,582,180.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	15,200	2,450.05	37,240,760.00

CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	686.25	15,372,000.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	804.95	42,179,380.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,407.85	16,854,950.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,097.40	33,360,960.00
MRF LTD	200	108,520.00	21,704,000.00
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	236,000	99.95	23,588,200.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40,000	578.90	23,156,000.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	3,170.10	38,675,220.00
BAJAJ AUTO LIMITED	6,500	4,701.60	30,560,400.00
EICHER MOTORS LTD	14,300	3,403.45	48,669,335.00
HERO MOTOCORP LTD	12,400	2,935.35	36,398,340.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	89,100	1,571.15	139,989,465.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	13,300	10,262.10	136,485,930.00
TATA MOTORS LTD	172,700	611.15	105,545,605.00
TVS MOTOR CO LTD	27,400	1,457.90	39,946,460.00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	39,504.80	20,937,544.00
TITAN CO LTD	36,500	3,136.15	114,469,475.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	75,000	422.45	31,683,750.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	533.30	19,198,800.00
ZOMATO LTD	488,000	98.20	47,921,600.00
TRENT LTD	15,400	2,063.70	31,780,980.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15,800	3,776.90	59,675,020.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,031.65	33,734,955.00
VARUN BEVERAGES LTD	40,000	935.80	37,432,000.00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10,700	4,514.95	48,309,965.00
MARICO LIMITED	46,000	577.65	26,571,900.00
NESTLE INDIA LIMITED	3,400	21,954.45	74,645,130.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55,700	846.30	47,138,910.00
ITC LTD	297,000	443.10	131,600,700.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	10,200	1,988.95	20,287,290.00
DABUR INDIA LTD	59,800	559.85	33,479,030.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43,500	1,009.10	43,895,850.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	82,000	2,507.05	205,578,100.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10,870	4,984.50	54,181,515.00

MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	76,000	594.45	45,178,200.00
AUROBINDO PHARMA LTD	18,700	851.60	15,924,920.00
CIPLA LIMITED	46,300	1,238.95	57,363,385.00
DR. REDDYS LABORATORIES	11,160	5,578.90	62,260,524.00
LUPIN LTD	25,700	1,119.25	28,764,725.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	90,700	1,131.90	102,663,330.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	1,873.50	21,620,190.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	714.95	9,008,370.00
AXIS BANK LIMITED	218,400	981.45	214,348,680.00
BANDHAN BANK LTD	56,000	234.65	13,140,400.00
BANK OF BARODA	100,000	195.80	19,580,000.00
HDFC BANK LIMITED	273,488	1,574.90	430,716,251.20
ICICI BANK LTD	507,800	968.40	491,753,520.00
IDFC FIRST BANK LTD	266,000	99.20	26,387,200.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	106,900	1,771.05	189,325,245.00
YES BANK LTD	1,230,000	18.15	22,324,500.00
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,510.45	55,977,277.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	7,176.80	16,865,480.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303,500	255.05	77,407,675.00
POWER FINANCE CORPORATION	86,000	262.10	22,540,600.00
REC LTD	96,200	240.30	23,116,860.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	640.95	57,941,880.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,346.30	31,099,530.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	536.85	17,823,420.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,309.45	55,782,570.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	91,700	1,235.55	113,299,935.00
INFOSYS LTD	329,300	1,478.90	487,001,770.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,426.15	52,525,132.00
MPHASIS LTD	10,500	2,521.90	26,479,950.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	91,200	3,429.35	312,756,720.00
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,254.55	72,011,170.00
WIPRO LTD	126,700	431.85	54,715,395.00
TATA ELXSI LTD	4,000	7,405.30	29,621,200.00
BHARTI AIRTEL LIMITED	222,300	865.90	192,489,570.00

	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	341,000	254.30	86,716,300.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	258.45	35,924,550.00	
	GAIL INDIA LTD	273,000	123.40	33,688,200.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	459.15	15,702,930.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	27,160	7,345.10	199,492,916.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	1,096.75	43,870,000.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,283.00	12,830,000.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	833.80	20,011,200.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	25,200	1,913.50	48,220,200.00	
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	6,500	2,471.60	16,065,400.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	962.10	27,708,480.00	
	ADANI POWER LIMITED	61,000	342.45	20,889,450.00	
	NTPC LIMITED	460,000	234.60	107,916,000.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	10,400	3,642.30	37,879,920.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	4,477.40	29,864,258.00	
	DLF LIMITED	58,000	521.30	30,235,400.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	9,300	1,659.70	15,435,210.00	
小計	銘柄数：121			8,244,808,189.70	
				(14,758,206,659)	
	組入時価比率：14.6%			15.9%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	16.05	1,027,200.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.56	783,200.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	462,000	1.83	845,460.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	12.70	1,816,100.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	5.56	1,636,992.00	
	DUKHAN BANK	233,000	4.20	978,600.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.13	1,251,315.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	9.78	841,080.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	171,000	19.04	3,255,840.00	
	QATAR NATIONAL BANK	474,000	15.08	7,147,920.00	
	OOREDOO QSC	100,000	10.79	1,079,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	17.70	608,880.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.56	500,955.00	
小計	銘柄数：13			21,772,542.00	
				(884,400,656)	



	組入時価比率：0.9%			1.0%
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51,525	23.29	1,200,017.25
	EFG HOLDING S. A. E.	75,000	15.90	1,192,500.00
小計	銘柄数：2			2,392,517.25 (11,426,901)
	組入時価比率：0.0%			0.0%
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28,200	170.63	4,811,766.00
	SASOL LTD	57,900	254.86	14,756,394.00
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	10,100	172.01	1,737,301.00
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,330	606.91	3,234,830.30
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	40,800	319.20	13,023,360.00
	GOLD FIELDS LTD	82,800	235.77	19,521,756.00
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	79.08	5,377,440.00
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81,200	83.45	6,776,140.00
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	434.67	3,303,492.00
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	26,500	108.38	2,872,070.00
	SIBANYE STILLWATER LTD	273,000	27.11	7,401,030.00
	BIDVEST GROUP LTD	25,500	270.47	6,896,985.00
	NASPERS LTD-N SHS	19,510	3,342.05	65,203,395.50
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	71.83	6,752,020.00
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173,000	15.98	2,764,540.00
	BID CORP LTD	33,000	438.54	14,471,820.00
	CLICKS GROUP LTD	23,700	273.32	6,477,684.00
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	48,100	247.40	11,899,940.00
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	165.15	7,068,420.00
	ABSA GROUP LTD	88,700	181.16	16,068,892.00
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	7,890	1,632.98	12,884,212.20
	NEDBANK GROUP LTD	44,579	215.80	9,620,148.20
	STANDARD BANK GROUP LTD	131,700	193.75	25,516,875.00
	FIRSTRAND LTD	489,000	72.69	35,545,410.00
	REMGRO LTD	47,300	158.82	7,512,186.00
	DISCOVERY LTD	46,907	147.55	6,921,127.85
OLD MUTUAL LTD	434,000	12.93	5,611,620.00	
OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	40.00	3,240,000.00	
SANLAM LIMITED	190,000	68.88	13,087,200.00	

	MTN GROUP LTD	171,000	123.82	21,173,220.00	
	VODACOM GROUP	68,100	109.05	7,426,305.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	14,200	408.97	5,807,374.00	
	NEPI ROCKCASTLE N. V.	41,900	111.80	4,684,420.00	
小計	銘柄数 : 33			379,449,374.05	
	組入時価比率 : 2.9%			(2,921,760,180)	3.1%
U A Eディールハム	MULTIPLY GROUP	391,000	3.90	1,524,900.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	4.33	1,307,660.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.83	1,141,340.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.56	2,566,733.12	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	10.38	1,328,640.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.62	1,607,482.98	
	EMIRATES NBD PJSC	194,000	16.45	3,191,300.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	13.20	5,846,610.00	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	18.76	6,470,324.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	337,000	5.27	1,775,990.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	640,000	7.10	4,544,000.00	
小計	銘柄数 : 11			31,304,980.10	
	組入時価比率 : 1.2%			(1,258,147,150)	1.4%
クウェートディナール	AGILITY	134,400	0.56	76,070.40	
	BOUBYAN BANK K. S. C	135,628	0.60	82,190.56	
	GULF BANK	240,000	0.24	59,520.00	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	808,500	0.73	592,630.50	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	744,450	0.91	677,449.50	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.51	96,579.00	
	MABANEE CO SAKC	80,505	0.83	67,141.17	
小計	銘柄数 : 7			1,651,581.13	
	組入時価比率 : 0.8%			(792,858,037)	0.9%
サウジアラビヤリヤル	RABIGH REFINING AND PETROCHE	47,751	10.32	492,790.32	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	264,440	34.10	9,017,404.00	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	42.00	454,986.00	

NATIONAL INDUSTRIALIZATION C	28,000	12.66	354,480.00
SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,500	137.80	3,376,100.00
SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	36.50	1,481,900.00
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	148.20	948,480.00
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	88,200	89.80	7,920,360.00
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	24.48	718,928.64
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	12.58	842,860.00
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	42.60	1,231,140.00
SAUDI ARABIAN MINING CO	125,700	39.85	5,009,145.00
JARIR MARKETING CO	61,000	14.60	890,600.00
NAHDI MEDICAL CO	3,400	152.80	519,520.00
ALMARAI CO	26,300	63.00	1,656,900.00
SAVOLA	27,400	36.50	1,000,100.00
DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	141.60	453,120.00
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	7,800	252.00	1,965,600.00
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	113.20	1,132,000.00
AL RAJHI BANK	189,300	72.10	13,648,530.00
ALINMA BANK	94,300	36.10	3,404,230.00
ARAB NATIONAL BANK	60,800	25.30	1,538,240.00
BANK AL - JAZIRA	34,100	17.64	601,524.00
BANK ALBILAD	53,266	42.05	2,239,835.30
BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	38.45	2,406,970.00
RIYAD BANK	153,200	29.95	4,588,340.00
SAUDI AWWAL BANK	95,500	35.00	3,342,500.00
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	16.40	639,600.00
THE SAUDI NATIONAL BANK	290,084	35.60	10,326,990.40
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	212.00	1,643,000.00
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	134.00	964,800.00
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	347.80	730,380.00
ELM CO	1,900	815.00	1,548,500.00
SAUDI TELECOM CO	201,000	39.55	7,949,550.00
ETIHAD ETISALAT CO	34,300	43.90	1,505,770.00
MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	13.02	742,140.00
SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	19.98	1,538,460.00
POWER&WATER UTILITY CO FOR	5,100	68.60	349,860.00

	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	200.20	1,101,100.00	
	ACWA POWER CO	8,700	200.40	1,743,480.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	180.80	506,240.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	18.90	1,001,700.00	
	小計 銘柄数：42			103,528,153.66	
	組入時価比率：4.0%			(4,087,291,506)	4.4%
合計				93,053,895,942	(93,053,895,942)

(注1) 外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	6,136,100	27,072,473.20	
	小計	銘柄数：1	6,136,100	27,072,473.20	
		組入時価比率：4.0%		(4,002,935,887)	97.7%
合計				4,002,935,887	(4,002,935,887)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,805,930.00	
	小計	銘柄数：1	319,000	7,805,930.00	
		組入時価比率：0.1%		(66,250,489)	1.6%
	ランド	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	300,000	3,501,000.00	
	小計	銘柄数：1	300,000	3,501,000.00	
	組入時価比率：0.0%		(26,957,700)	0.7%	
合計				93,208,189	(93,208,189)
合計				4,096,144,076	(4,096,144,076)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,039,973,604	—	3,950,482,818	△89,490,786
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	372,248,100	—	373,832,535	1,584,435
米ドル	372,248,100	—	373,832,535	1,584,435
売建	372,248,100	—	371,490,606	757,494
メキシコペソ	213,387,500	—	212,100,000	1,287,500
ユーロ	28,470,600	—	28,519,506	△48,906
ランド	130,390,000	—	130,871,100	△481,100
合計	—	—	—	△87,148,857

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,027,780,187
コール・ローン	711,901,196
国債証券	767,443,657,649

派生商品評価勘定	1,464,145
未収利息	6,115,338,322
前払費用	1,186,963,477
その他未収収益	15,904,985
流動資産合計	778,503,009,961
資産合計	778,503,009,961
負債の部	
流動負債	
未払金	3,018,254,553
未払解約金	397,420,473
未払利息	1,333
その他未払費用	8,101,442
流動負債合計	3,423,777,801
負債合計	3,423,777,801
純資産の部	
元本等	
元本	282,030,878,760
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	493,048,353,400
元本等合計	775,079,232,160
純資産合計	775,079,232,160
負債純資産合計	778,503,009,961

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,7482円
(10,000口当たり純資産額)	(27,482円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	

181,587,575,640 円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

### 3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価

貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。

有価証券

190,678,793,435 円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022 年 9 月 7 日 至 2023 年 9 月 6 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 6 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (その他の注記)

### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 9 月 6 日現在	
期首	2022 年 9 月 7 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	260,941,309,106 円
同期中における追加設定元本額	55,309,651,072 円
同期中における一部解約元本額	34,220,081,418 円
期末元本額	282,030,878,760 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト 30	78,126,289 円
バランスセレクト 50	82,726,699 円
バランスセレクト 70	84,461,865 円
野村外国債券インデックスファンド	259,226,229 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	3,396,540,765 円

野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,960,467,259円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,576,393,204円
野村資産設計ファンド2015	19,501,685円
野村資産設計ファンド2020	22,223,426円
野村資産設計ファンド2025	34,372,307円
野村資産設計ファンド2030	50,487,533円
野村資産設計ファンド2035	39,226,288円
野村資産設計ファンド2040	65,301,105円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	80,074,273,240円
のむラップ・ファンド(保守型)	5,761,680,881円
のむラップ・ファンド(普通型)	30,036,658,507円
のむラップ・ファンド(積極型)	9,473,595,793円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	381,773,920円
野村資産設計ファンド2045	13,058,845円
野村インデックスファンド・外国債券	1,026,296,574円
マイ・ロード	6,922,250,337円
ネクストコア	59,627,978円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	355,414,025円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	5,676,842,760円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	957,137,846円
野村資産設計ファンド2050	11,872,286円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,254,116円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,992,562円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,913,851円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,684,147円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	976,970,914円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,587,922,490円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,590,869円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,736,341円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	9,078,282円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,328,491円
インデックス・ブレンド(タイプV)	8,454,841円
野村6資産均等バランス	3,676,803,798円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	8,111,193,598円
世界6資産分散ファンド	81,901,208円
野村資産設計ファンド2060	6,006,125円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	11,674,212,517円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	8,693,766,328円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,412,803円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	868,047,221円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	170,521,746円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	875,188,228円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	292,558,191円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,436,712円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	5,739,716円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	75,859円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	2,398,208,626円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	2,162,272円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	14,495,563円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	6,388,359円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	155,786,576円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	124,810,665円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,917,785,968円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	58,003,973円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	982,593,372円



ノムラ F O F s 用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,934,961,478 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	5,307,777 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,711,265 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,261,136 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	6,826,460 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	638,017,830 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,374,096,547 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,288,470,248 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,229,722,020 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	25,143,834,925 円
マイバランスDC30	2,314,782,696 円
マイバランスDC50	1,881,295,743 円
マイバランスDC70	1,475,956,536 円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,367,263,553 円
野村DC運用戦略ファンド	2,440,230,782 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	283,346,633 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	447,652,287 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,058,848,106 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	428,710,504 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	27,908,436 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	68,165,718 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	34,910,376 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	26,827,126 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	19,968,980 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	10,683,580 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	381,560,835 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	202,998,485 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	130,602,153 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	165,216,107 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,415,870 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	63,657,963 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	60,432,931 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	282,126,682 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	74,543,018 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	75,500,000.00	77,514,309.80	
		US TREASURY BOND	1,000,000.00	1,062,773.40	
		US TREASURY BOND	84,200,000.00	87,400,256.76	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,539.06	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,519,140.27	

	US TREASURY BOND	200,000.00	177,718.74
	US TREASURY N/B	14,950,000.00	14,443,205.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,020.20
	US TREASURY N/B	15,400,000.00	15,083,091.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,032.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,641.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,004.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,958.98
	US TREASURY N/B	300,000.00	289,693.35
	US TREASURY N/B	500,000.00	478,730.45
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	989,121.00
	US TREASURY N/B	8,850,000.00	8,536,447.15
	US TREASURY N/B	43,600,000.00	41,321,215.48
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,106,380.84
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,291,624.88
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,013.67
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,316,796.70
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,827,673.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,560.54
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,625,937.50
	US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,564,718.75
	US TREASURY N/B	300,000.00	284,554.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,513.67
	US TREASURY N/B	29,050,000.00	27,773,386.13
	US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,328,483.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,546.87
	US TREASURY N/B	300,000.00	282,808.59
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	30,981,458.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,226.56
	US TREASURY N/B	11,900,000.00	11,077,225.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,171.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,484.37
	US TREASURY N/B	49,800,000.00	46,107,793.14
	US TREASURY N/B	16,450,000.00	15,666,374.64
	US TREASURY N/B	16,000,000.00	15,398,124.80

US TREASURY N/B	1,000,000.00	963,750.00
US TREASURY N/B	43,400,000.00	39,958,514.54
US TREASURY N/B	100,000.00	96,328.12
US TREASURY N/B	19,850,000.00	19,071,506.82
US TREASURY N/B	200,000.00	183,601.56
US TREASURY N/B	300,000.00	289,359.36
US TREASURY N/B	200,000.00	192,363.28
US TREASURY N/B	100,000.00	91,492.18
US TREASURY N/B	36,750,000.00	34,738,797.45
US TREASURY N/B	40,800,000.00	39,104,250.00
US TREASURY N/B	50,650,000.00	46,186,468.75
US TREASURY N/B	48,500,000.00	46,673,669.45
US TREASURY N/B	200,000.00	181,953.12
US TREASURY N/B	450,000.00	444,041.01
US TREASURY N/B	54,500,000.00	52,398,768.85
US TREASURY N/B	28,200,000.00	25,563,959.88
US TREASURY N/B	56,500,000.00	53,438,846.95
US TREASURY N/B	100,000.00	99,191.40
US TREASURY N/B	14,450,000.00	13,847,728.33
US TREASURY N/B	40,200,000.00	36,429,678.18
US TREASURY N/B	26,720,000.00	25,441,405.24
US TREASURY N/B	200,000.00	180,906.24
US TREASURY N/B	18,100,000.00	17,212,674.65
US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,513,351.27
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,855,468.60
US TREASURY N/B	200,000.00	196,375.00
US TREASURY N/B	100,000.00	94,730.46
US TREASURY N/B	8,500,000.00	7,659,960.30
US TREASURY N/B	200,000.00	199,351.56
US TREASURY N/B	100,000.00	94,066.40
US TREASURY N/B	200,000.00	181,125.00
US TREASURY N/B	100,000.00	94,214.84
US TREASURY N/B	25,300,000.00	22,828,306.38
US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,660,992.12
US TREASURY N/B	300,000.00	280,382.79

	US TREASURY N/B	100,000.00	89,968.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,761.71
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,156.25
	US TREASURY N/B	7,800,000.00	7,216,218.36
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,183.59
	US TREASURY N/B	35,850,000.00	32,762,135.53
	US TREASURY N/B	47,300,000.00	43,030,985.80
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,277.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,570.31
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,484.37
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,369,599.60
	US TREASURY N/B	300,000.00	269,613.27
	US TREASURY N/B	64,600,000.00	59,613,687.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,146.48
	US TREASURY N/B	22,200,000.00	19,988,671.32
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,373.04
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,914.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,406.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,656.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,101.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,421.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,214.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,363.28
	US TREASURY N/B	71,200,000.00	61,626,932.16
	US TREASURY N/B	350,000.00	329,095.69
	US TREASURY N/B	750,000.00	695,273.40
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	43,322,991.56
	US TREASURY N/B	500,000.00	467,460.90
	US TREASURY N/B	10,400,000.00	8,950,500.00
	US TREASURY N/B	300,000.00	286,839.84
	US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,646,080.02
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,742.18
	US TREASURY N/B	600,000.00	551,625.00
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	22,842,578.91
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,015.62

US TREASURY N/B	100,000.00	84,878.90
US TREASURY N/B	100,000.00	98,636.71
US TREASURY N/B	8,300,000.00	7,060,835.73
US TREASURY N/B	100,000.00	98,621.09
US TREASURY N/B	1,000,000.00	915,390.60
US TREASURY N/B	300,000.00	255,867.18
US TREASURY N/B	100,000.00	97,695.31
US TREASURY N/B	500,000.00	425,390.60
US TREASURY N/B	100,000.00	97,695.31
US TREASURY N/B	6,700,000.00	5,718,031.25
US TREASURY N/B	100,000.00	93,210.93
US TREASURY N/B	63,100,000.00	54,657,907.79
US TREASURY N/B	16,500,000.00	14,345,652.75
US TREASURY N/B	100,000.00	86,746.09
US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,365,718.48
US TREASURY N/B	50,500,000.00	43,713,072.70
US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,166,780.84
US TREASURY N/B	100,000.00	85,076.17
US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,071,925.69
US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,627,805.82
US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,123,800.56
US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,842,898.19
US TREASURY N/B	26,200,000.00	24,657,679.36
US TREASURY N/B	100,000.00	86,562.50
US TREASURY N/B	100,000.00	85,853.51
US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,921,863.24
US TREASURY N/B	37,350,000.00	34,160,657.35
US TREASURY N/B	18,000,000.00	15,811,522.20
US TREASURY N/B	12,100,000.00	10,898,034.40
US TREASURY N/B	100,000.00	92,427.73
US TREASURY N/B	28,900,000.00	25,991,937.50
US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,926,011.64
US TREASURY N/B	8,300,000.00	7,813,995.99
US TREASURY N/B	100,000.00	90,908.20
US TREASURY N/B	300,000.00	257,871.09

	US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,301,363.60	
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,273.43	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,265.62	
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,215,991.80	
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,964,840.00	
	US TREASURY N/B	34,000,000.00	32,573,591.20	
	US TREASURY N/B	25,700,000.00	24,435,076.84	
	US TREASURY N/B	86,650,000.00	96,056,256.09	
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	8,335,491.26	
	US TREASURY N/B	20,100,000.00	15,688,206.78	
	US TREASURY N/B	82,500,000.00	88,155,754.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,417.96	
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,878.90	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,832.03	
	US TREASURY N/B	150,000.00	120,140.62	
	US TREASURY N/B	500,000.00	415,214.80	
	US TREASURY N/B	66,000,000.00	59,258,199.00	
	US TREASURY N/B	33,700,000.00	29,867,939.30	
	US TREASURY N/B	87,650,000.00	86,526,984.37	
	US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,050,000.00	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,863.28	
	US TREASURY N/B	150,000.00	161,238.27	
	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,558,515.45	
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,113.28	
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,081,222.56	
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,998.04	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,382.81	
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,314.45	
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,125.00	
	US TREASURY N/B	200,000.00	120,789.06	
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,902.34	
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,454,794.64	
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,364,671.84	
	US TREASURY N/B	24,100,000.00	15,007,426.68	
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,445.31	

US TREASURY N/B	200,000.00	135,492.18
US TREASURY N/B	100,000.00	98,605.46
US TREASURY N/B	5,600,000.00	4,029,046.56
US TREASURY N/B	34,300,000.00	31,070,973.99
US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,024,786.44
US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,802,875.00
US TREASURY N/B	9,300,000.00	6,350,518.95
US TREASURY N/B	100,000.00	82,070.31
US TREASURY N/B	600,000.00	435,539.04
US TREASURY N/B	100,000.00	80,117.18
US TREASURY N/B	500,000.00	416,845.70
US TREASURY N/B	200,000.00	153,507.80
US TREASURY N/B	100,000.00	84,738.28
US TREASURY N/B	100,000.00	76,535.15
US TREASURY N/B	1,000,000.00	927,226.50
US TREASURY N/B	290,000.00	235,245.50
US TREASURY N/B	800,000.00	727,250.00
US TREASURY N/B	100,000.00	87,318.35
US TREASURY N/B	100,000.00	87,105.46
US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,362,030.68
US TREASURY N/B	39,450,000.00	31,663,244.59
US TREASURY N/B	36,600,000.00	28,710,983.46
US TREASURY N/B	47,200,000.00	33,764,590.80
US TREASURY N/B	22,900,000.00	17,888,387.67
US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,343,065.75
US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,491,624.96
US TREASURY N/B	49,700,000.00	35,174,394.71
US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,871,474.56
US TREASURY N/B	36,500,000.00	24,456,423.50
US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,483,343.68
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,548,359.20
US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,547,460.80
US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,405,718.18
US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,640,097.42
US TREASURY N/B	100,000.00	77,240.23

	US TREASURY N/B	100,000.00	79,031.25	
	US TREASURY N/B	500,000.00	385,976.55	
	US TREASURY N/B	200,000.00	165,398.42	
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,183.59	
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,363.28	
	US TREASURY N/B	250,000.00	164,985.35	
	US TREASURY N/B	300,000.00	203,496.09	
	US TREASURY N/B	200,000.00	124,074.20	
	US TREASURY N/B	77,800,000.00	39,261,645.52	
	US TREASURY N/B	102,200,000.00	53,339,610.80	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,227,983.56	
	US TREASURY N/B	25,800,000.00	15,394,333.68	
	US TREASURY N/B	150,000.00	101,012.68	
	US TREASURY N/B	600,000.00	368,460.90	
	US TREASURY N/B	100,000.00	59,394.53	
	US TREASURY N/B	100,000.00	65,320.31	
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,234.37	
	US TREASURY N/B	200,000.00	154,546.86	
小計	銘柄数：233	2,866,610,000.00	2,515,162,161.15	
			(371,891,877,147)	
	組入時価比率：48.0%		48.4%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	1,124,065.77	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,574,845.12	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,500,000.00	32,767,499.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,010.76	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,672,450.48	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,320,804.15	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,937,627.58	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,356,681.76	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	315,959.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	627,867.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	278,692.56	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,500,000.00	12,279,621.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,444,832.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	179,371.58	



	CANADIAN GOVERNMENT	2,150,000.00	2,046,651.22	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	783,534.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	230,038.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,030,000.00	16,545,822.09	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	92,371.56	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	275,549.79	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,450,000.00	5,497,286.62	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,058,352.04	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	84,291.99	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	87,237.55	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	815,794.65	
	CANADIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	19,696,324.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,040,000.00	5,738,846.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	104,426.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,238,602.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	519,488.52	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	11,323,763.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	67,193.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,700,000.00	2,241,391.77	
小計	銘柄数：33	148,420,000.00	142,422,297.38	
			(15,431,455,921)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	40,500,000.00	39,278,706.30	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,500,000.00	50,923,313.30	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	94,000,000.00	87,111,680.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	118,000,000.00	106,770,400.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,530,740.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	30,598,050.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	147,600,000.00	137,298,996.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	73,993,879.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	96,622,240.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	355,080.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	45,300,000.00	47,251,071.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	76,600,000.00	70,296,586.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	57,541,704.00	

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	94,094,445.00
	銘柄数：14	976,500,000.00	897,666,890.80 (7,618,678,435)
	組入時価比率：1.0%		1.0%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	9,400,000.00	9,114,240.00
	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	575,493.54
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	9,931,824.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,690.26
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,694,340.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	90,729.20
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,323.40
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	9,786,814.50
	BELGIUM KINGDOM	7,500,000.00	7,998,780.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,630.00
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,199,400.00
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	81,966.43
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	610,000.00
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,484,112.19
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	3,696,098.40
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	3,793,647.00
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,289,398.50
	BELGIUM KINGDOM	3,050,000.00	2,826,925.44
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	2,655,846.00
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,535,300.80
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,230,000.00	13,674,363.00
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	13,315,942.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,086.64
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,099.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24,700,000.00	23,294,350.17
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,950,000.00	4,040,471.59
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,644.90
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,500.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,584.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,050,000.00	33,562,574.25	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,050,000.00	21,447,264.45	

BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,170.41	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,520.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,950.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,105.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,126.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,875.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,091.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,645.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,750,000.00	41,032,362.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,570.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	432,675.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,200,000.00	2,010,030.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,350.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,100,000.00	2,988,710.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,450.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	82,167.76	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	67,918.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4,600,000.00	4,549,212.78	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,400,000.00	3,772,507.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,100,000.00	10,992,769.30	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	913,813.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	13,000,000.00	15,002,156.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	82,484.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	78,144.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	15,400,000.00	13,060,744.62	
BUNDESobligation	100,000.00	96,385.00	
BUNDESobligation	200,000.00	185,946.00	
BUNDESobligation	850,000.00	781,320.00	
BUNDESobligation	10,700,000.00	10,605,198.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,270.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,191.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,465.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,308.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,081.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,450,000.00	44,784,034.50	

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,160.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	112,178.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,381.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	109,824.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	89,408.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	87,722.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	88,495.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,800,000.00	3,701,352.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,050,000.00	24,350,725.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,900,000.00	40,515,585.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,309,163.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,700,000.00	19,046,009.32	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	36,000,000.00	28,406,160.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,700,000.00	11,525,685.50	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,800,000.00	8,596,317.92	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	6,730,000.00	7,188,846.68	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,986.20	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,829.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	73,713.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,100,000.00	4,214,665.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,400,000.00	13,232,012.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	15,800,000.00	15,632,520.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	7,250,000.00	7,209,472.50	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,994.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,421.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,580.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,530.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	33,600,000.00	34,231,680.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	21,800,000.00	21,696,798.80	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,930.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	17,100,000.00	16,486,965.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,940.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,465.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	48,850,000.00	48,786,495.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	146,565.00	

BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,630.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,780.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,887.30	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,110.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	17,300,000.00	17,375,094.11	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	759,040.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	25,400,000.00	25,560,020.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	663,900.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,890.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	190,060.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	188,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,395.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,930.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	186,440.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	51,750,000.00	51,020,325.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,500,000.00	16,200,600.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,410.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,610.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	161,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000.00	54,027,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,740.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,290.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	113,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	124,110.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	77,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000.00	49,116,385.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,028,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	32,800,000.00	34,604,000.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	15,700,000.00	14,219,490.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,028,180.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	78,560.00	

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,610.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	431,850.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,920.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000.00	5,242,500.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	166,360.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,420,800.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	878,220.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,300,000.00	9,412,530.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	80,980.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,780.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	1,844,640.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	67,090.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,700,000.00	13,143,780.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,100,000.00	5,397,149.07	
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	607,566.00	
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	95,649.00	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,877,562.00	
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,270,646.50	
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,075,966.40	
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,100,417.50	
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,632,654.00	
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,036,060.00	
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	360,866.24	
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	690,570.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,250.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,141.50	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	143,249.55	
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	186,890.76	
	FRANCE (GOVT OF)	29,250,000.00	28,777,934.25	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,667.00	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	136,515.00	
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	139,759.65	
	FRANCE (GOVT OF)	5,500,000.00	5,002,360.00	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,499.80	
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	89,602.00	

	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000.00	2,770,745.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	87,433.87
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,500.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	82,499.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	78,720.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	80,254.25
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	74,925.30
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	130,321.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	50,431.00
	FRANCE (GOVT OF)	44,000,000.00	21,626,616.00
	FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	7,180,714.80
	FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	747,051.60
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	500,000.00	490,282.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	33,750,000.00	35,673,750.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	95,560.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	92,818.57
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	101,005.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	30,900,000.00	30,652,800.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	65,489,295.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	90,037.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000.00	46,167,985.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,050,000.00	54,901,689.75
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,800,000.00	11,671,560.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	17,422,250.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,450,000.00	23,458,640.52
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	150,000.00	163,875.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	907,498.45
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	753,644.26
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	182,826.96
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	543,756.00
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	7,774,472.16
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	89,329.98
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	1,912,616.70
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,551,364.48
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	95,021.80

	IRISH TSY 2.4% 2030	7,500,000.00	7,274,797.50
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,246,396.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	8,700,000.00	8,260,084.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	93,400.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,460.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,300,000.00	13,607,490.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	90,685.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	86,131.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	86,338.86
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	242,265.25
	NETHERLANDS GOVERNMENT	20,950,000.00	23,166,178.99
	NETHERLANDS GOVERNMENT	13,800,000.00	8,952,060.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	338,442.95
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	329,111.10
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,639,488.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,733,290.94
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	540,597.60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	686,107.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	854,893.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,600,000.00	4,424,694.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,215,210.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,869,280.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,600,000.00	8,481,197.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,143,620.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	576,382.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	9,608,467.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,300,882.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,100,000.00	2,999,845.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	4,835,600.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,079,440.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	2,875,583.90
	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	43,587,197.50
	SPANISH GOVERNMENT	33,050,000.00	38,678,415.00
	SPANISH GOVERNMENT	15,250,000.00	15,851,460.00
小計	銘柄数：240	1,576,630,000.00	1,587,624,981.72



			(251, 575, 054, 603)
	組入時価比率 : 32. 5%		32. 8%
英ポンド	UK TREASURY	100, 000. 00	93, 605. 60
	UK TREASURY	120, 000. 00	119, 922. 00
	UK TREASURY	200, 000. 00	185, 672. 00
	UK TREASURY	100, 000. 00	94, 292. 20
	UK TREASURY	100, 000. 00	91, 478. 72
	UK TREASURY	800, 000. 00	699, 377. 60
	UK TREASURY	400, 000. 00	394, 140. 00
	UK TREASURY	200, 000. 00	174, 050. 32
	UK TREASURY	100, 000. 00	106, 663. 80
	UK TREASURY	11, 800, 000. 00	9, 514, 340. 00
	UK TREASURY	200, 000. 00	162, 194. 40
	UK TREASURY	100, 000. 00	101, 947. 20
	UK TREASURY	160, 000. 00	158, 104. 00
	UK TREASURY	15, 000, 000. 00	14, 932, 500. 00
	UK TREASURY	14, 030, 000. 00	13, 571, 008. 55
	UK TREASURY	100, 000. 00	70, 147. 00
	UK TREASURY	29, 550, 000. 00	26, 535, 941. 37
	UK TREASURY	4, 250, 000. 00	4, 269, 301. 80
	UK TREASURY	22, 100, 000. 00	20, 875, 439. 00
	UK TREASURY	500, 000. 00	469, 748. 50
	UK TREASURY	320, 000. 00	308, 684. 80
	UK TREASURY	9, 890, 000. 00	8, 154, 839. 06
	UK TREASURY	8, 400, 000. 00	7, 737, 492. 00
	UK TREASURY	3, 000, 000. 00	1, 607, 529. 00
	UK TREASURY	100, 000. 00	55, 890. 00
	UK TREASURY	100, 000. 00	91, 888. 40
	UK TREASURY	7, 450, 000. 00	3, 456, 350. 02
	UK TREASURY	100, 000. 00	84, 198. 00
	UK TREASURY	800, 000. 00	400, 291. 36
	UK TREASURY	100, 000. 00	51, 066. 40
UK TREASURY	100, 000. 00	88, 589. 00	
UK TREASURY	100, 000. 00	61, 640. 00	
UK TREASURY	200, 000. 00	159, 360. 00	

小計	UK TSY 0 1/2% 2061	5,100,000.00	1,438,404.00	
	UK TSY 0 5/8% 2050	39,400,000.00	14,882,325.60	
	UK TSY 3 1/4% 2044	7,000,000.00	5,592,442.80	
	UNITED KINGDOM GILT	29,200,000.00	28,196,980.00	
	UNITED KINGDOM GILT	30,700,000.00	29,946,315.00	
	UNITED KINGDOM GILT	3,800,000.00	3,755,679.46	
	UNITED KINGDOM GILT	13,000,000.00	6,071,000.00	
	UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	156,836.05	
	銘柄数：41	258,940,000.00	204,917,675.01	
	組入時価比率：4.9%		(38,042,966,365)	5.0%
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	40,733,885.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	15,920,450.70	
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	16,587,875.79	
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,623,944.90	
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	10,712,826.30	
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	22,834,665.00	
	銘柄数：6	115,150,000.00	110,413,647.69	
組入時価比率：0.2%		(1,470,709,787)	0.2%	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,490,309.30	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,073,009.20	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,573,180.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,613,690.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	24,741,920.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	6,940,275.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	13,000,000.00	11,309,350.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,107,382.50	
	銘柄数：8	96,700,000.00	87,849,116.00	
組入時価比率：0.2%		(1,209,682,327)	0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,481,800.00	
	KINGDOM OF DENMARK	6,500,000.00	5,927,584.00	
	KINGDOM OF DENMARK	33,850,000.00	29,513,815.00	
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	52,538,695.68	

小計	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,665,364.75	
	銘柄数：5	116,850,000.00	116,127,259.43	
	組入時価比率：0.3%		(2,468,865,535)	0.3%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	21,500,000.00	20,767,796.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,721,490.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	964,069.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	50,989,814.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	4,200,000.00	4,578,947.52	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,860,522.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,617,436.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,877,835.00	
小計	銘柄数：8	118,800,000.00	110,377,911.12	
	組入時価比率：0.5%		(3,894,276,195)	0.5%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,950,000.00	8,858,230.28	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,430,000.00	16,611,745.37	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,250,000.00	7,479,955.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,069,096.64	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	284,417.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,644,346.25	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,679,690.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,284,708.32	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,620,995.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,742,065.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	1,882,560.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	475,781.46	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,049,598.25	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,000,000.00	17,511,902.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	271,901.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,645,965.63	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	11,800,000.00	11,152,937.56	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,343,695.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,456,844.54	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,428,330.00	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000.00	1,678,800.00	
	銘柄数：21	128,180,000.00	119,173,567.30	(11,215,424,418)
	組入時価比率：1.4%			1.5%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,924,930.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,037,690.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	723,901.95	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000.00	2,713,942.80	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,552,418.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	3,623,471.11	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,578,204.16	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	643,900.00	
	小計	銘柄数：8	23,400,000.00	19,798,458.02
	組入時価比率：0.2%			0.2%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	2,300,000.00	2,286,216.79	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,078,225.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,600,000.00	3,481,560.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	469,300.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,899,725.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	489,250.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	295,590.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,167,950.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,004,414.55	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	2,923,760.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	810,840.50	
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,377,750.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,363,700.00	
	小計	銘柄数：13	32,910,000.00	31,648,282.34
	組入時価比率：0.4%			0.4%
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	402,718.52	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,008,104.90	
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,563.64	
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,257,694.66	

	MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,522,867.10	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,929,177.77	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,600,000.00	16,959,612.44	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,646,260.36	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	11,548,888.08	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,204,536.84	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,817.30	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	281,743.58	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,067,968.84	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	367,917.32	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,535,431.46	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,146,230.70	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,322,057.72	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	13,350,000.00	14,554,539.79	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,186,749.35	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,731,462.64	
小計	銘柄数：20	123,930,000.00	128,299,343.01	
			(4,057,838,790)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	125,700,000.00	126,269,320.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	27,300,000.00	27,398,072.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	142,352,071.19	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000.00	13,542,425.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,978,787.11	
	CHINA GOVERNMENT BOND	56,000,000.00	55,855,811.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,413,931.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	156,620,364.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,288,332.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	68,571,445.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,548,743.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	22,000,000.00	21,944,630.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	32,963,208.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	85,052,856.64	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,167,875.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,510,476.90	

	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	94,566,690.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,466,344.90	
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,200,000.00	105,992,421.48	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	71,411,620.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	60,727,404.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	74,780,803.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	93,605,458.65	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	49,702,730.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	73,926,180.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	96,000,000.00	96,009,542.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	34,010,291.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,380,996.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,134,474.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	31,699,596.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,300,000.00	66,592,210.62	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	49,996,944.66	
	CHINA GOVERNMENT BOND	75,300,000.00	76,725,504.30	
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	76,599,222.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	17,007,795.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	39,675,326.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	93,265,801.57	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	67,919,792.49	
	CHINA GOVERNMENT BOND	47,800,000.00	50,150,708.40	
小計	銘柄数：39	2,494,700,000.00	2,522,826,211.54	
			(51,056,956,869)	
	組入時価比率：6.6%		6.7%	
新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,900,000.00	1,815,265.32	
	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	658,093.03	
	ISRAEL FIXED BOND	15,400,000.00	14,677,929.42	
	ISRAEL FIXED BOND	2,400,000.00	2,195,513.52	
	ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,925,865.70	
	ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,683,438.50	
	ISRAEL FIXED BOND	6,300,000.00	5,838,710.22	
	ISRAEL FIXED BOND	4,500,000.00	3,759,047.10	
	ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,339,288.34	

小計	ISRAEL FIXED BOND	8,800,000.00	10,334,286.16	
	ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,311,627.08	
	銘柄数：11	63,100,000.00	60,539,064.39	
	組入時価比率：0.3%		(2,354,915,119)	0.3%
合計			767,443,657,649	(767,443,657,649)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	21,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY N/B	45,877,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	13,000,000	
		US TREASURY BOND	1,175,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	2,125,000	
		US TREASURY N/B	7,225,000	
		US TREASURY N/B	43,000,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	15,300,000	
		US TREASURY N/B	12,707,000	
		US TREASURY N/B	10,877,000	
		US TREASURY N/B	20,300,000	
US TREASURY N/B	50,000,000			

	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	510,000
	US TREASURY N/B	5,605,000
	US TREASURY N/B	38,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	31,700,000
	US TREASURY N/B	21,200,000
	US TREASURY N/B	700,000
	US TREASURY N/B	14,600,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	41,200,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	13,000,000
	US TREASURY N/B	4,375,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	11,000,000
	US TREASURY N/B	31,000,000
	US TREASURY N/B	18,800,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,000,000
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,600,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,400,000
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,100,000
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000
	MEX BONOS DESARR FIX RT	570,000
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	13,765,000
	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000
ユーロ	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	13,300,000
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	6,100,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	28,800,000
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000
	BELGIUM KINGDOM	7,000,000
	SPANISH GOVERNMENT	7,800,000
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,200,000
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,700,000
	FINNISH GOVERNMENT	1,700,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,000,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,352,000



	BUONI POLIENNALI DEL TES	24,480,000
	BUONI POLIENNALI DEL TES	26,400,000

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	229,441,655	—	230,905,800	1,464,145
米ドル	73,462,995	—	73,906,350	443,355
ユーロ	79,107,810	—	79,211,650	103,840
新シェケル	76,870,850	—	77,787,800	916,950
合計	229,441,655	—	230,905,800	1,464,145

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

貸借対照表

(単位: 円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	115,847,653
コール・ローン	4,720,521
国債証券	9,068,243,768
派生商品評価勘定	241,808
未収入金	47,138,324
未収利息	124,405,526
前払費用	8,678,261
流動資産合計	9,369,275,861
資産合計	
9,369,275,861	
負債の部	
流動負債	

派生商品評価勘定	939,895
未払金	103,175,989
未払解約金	1,543,236
未払利息	8
その他未払費用	753,000
流動負債合計	106,412,128
負債合計	106,412,128
純資産の部	
元本等	
元本	5,499,890,927
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,762,972,806
元本等合計	9,262,863,733
純資産合計	9,262,863,733
負債純資産合計	9,369,275,861

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.6842円
(10,000口当たり純資産額)	(16,842円)

### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p>

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。  
 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。  
 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,948,433,877円
同期中における追加設定元本額	1,612,831,544円
同期中における一部解約元本額	1,061,374,494円
期末元本額	5,499,890,927円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	10,000,378円
野村資産設計ファンド2020	11,396,079円
野村資産設計ファンド2025	16,987,353円
野村資産設計ファンド2030	25,896,337円
野村資産設計ファンド2035	20,117,397円
野村資産設計ファンド2040	33,486,130円
野村資産設計ファンド2045	6,697,094円
野村インデックスファンド・新興国債券	650,761,960円
ネクストコア	11,485,873円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	577,330,560円
野村資産設計ファンド2050	5,945,858円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,182,104円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,488,907円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	981,689円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	863,866円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,587,940円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,025,493円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	10,525,279円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	3,152,094円
インデックス・ブレンド(タイプV)	10,290,550円
世界6資産分散ファンド	133,039,405円
野村資産設計ファンド2060	3,079,921円

ノムラ F O F s 用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	2,593,306,919 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	718,455 円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	304,855,634 円
野村DC新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	537,886,576 円
野村DC運用戦略ファンド	455,739,161 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	36,933,096 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	13,759,049 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	10,241,632 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	5,350,492 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	2,777,646 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,400,000.00	9,116,539.24			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,300,000.00	7,218,256.06			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,560,320.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	11,853,324.09			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8,800,000.00	7,693,224.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,350,000.00	8,697,463.50			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,300,000.00	9,859,469.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000.00	10,242,320.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,522,520.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,728,340.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,816,289.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,100,000.00	5,598,031.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,496,644.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	9,108,686.00			
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	2,042,052.00			
			小計	銘柄数：15	113,250,000.00	103,553,477.89 (878,879,077)	
				組入時価比率：9.5%		9.7%	
	リアル	LETRA TESOURO NACIONAL	4,900,000.00	4,497,269.98			
		LETRA TESOURO NACIONAL	4,100,000.00	3,430,380.62			

小計	LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000.00	4,774,808.40
	LETRA TESOURO NACIONAL	5,800,000.00	4,390,725.28
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	3,943,793.34
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	270,000.00	2,712,401.91
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	310,000.00	3,047,935.81
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	160,000.00	1,544,533.76
	NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000.00	2,376,764.75
	銘柄数：9	22,181,000.00	30,718,613.85 (912,812,826)
	組入時価比率：9.9%		10.1%
チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	180,000,000.00	170,937,000.00
	BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	155,208,000.00
	BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	59,118,648.00
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	60,301,500.00
	BONOS TESORERIA PESOS	150,000,000.00	141,457,500.00
	BONOS TESORERIA PESOS	85,000,000.00	89,202,536.00
	BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	78,975,848.00
	BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	226,753,536.00
	BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	120,847,750.00
	小計	銘柄数：9	1,130,000,000.00
	組入時価比率：2.0%		2.1%
コロンビアペソ	REPUBLIC OF COLOMBIA	490,000,000.00	476,138,292.00
	TITULOS DE TESORERIA	950,000,000.00	967,808,510.00
	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	831,213,275.00
	TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	542,775,484.00
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	768,928,500.00
	TITULOS DE TESORERIA	1,460,000,000.00	1,238,269,216.00
	TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,162,275,030.00
	TITULOS DE TESORERIA	800,000,000.00	657,129,120.00
	TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	780,530,553.00
	TITULOS DE TESORERIA	340,000,000.00	383,635,804.00
	TITULOS DE TESORERIA	1,850,000,000.00	1,426,311,150.00
	TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	611,035,560.00
	TITULOS DE TESORERIA	1,130,000,000.00	958,810,198.00

		TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	375,351,760.00	
小計		銘柄数：14	13,170,000,000.00	11,180,212,452.00	
				(404,746,051)	
		組入時価比率：4.4%		4.5%	
ソル		BONOS DE TESORERIA	200,000.00	198,372.14	
		BONOS DE TESORERIA	780,000.00	767,912.26	
		BONOS DE TESORERIA	1,200,000.00	1,149,122.76	
		BONOS DE TESORERIA	900,000.00	792,463.86	
		BONOS DE TESORERIA	700,000.00	588,576.17	
		PERU BONO SOBERANO	700,000.00	739,816.77	
		PERU BONO SOBERANO	500,000.00	507,866.80	
		PERU BONO SOBERANO	320,000.00	315,344.67	
		REPUBLIC OF PERU	600,000.00	605,636.88	
小計		銘柄数：9	5,900,000.00	5,665,112.31	
				(226,552,373)	
		組入時価比率：2.4%		2.5%	
ウルグアイペソ		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,893,687.60	
小計		銘柄数：1	4,000,000.00	3,893,687.60	
				(15,229,380)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
ドミニカペソ		DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	9,805,200.00	
小計		銘柄数：1	8,000,000.00	9,805,200.00	
				(25,536,662)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
セルビアディナール		SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	19,690,000.00	
小計		銘柄数：1	22,000,000.00	19,690,000.00	
				(26,613,535)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
トルコリラ		TURKEY GOVERNMENT BOND	810,000.00	722,927.43	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,020,000.00	865,733.16	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,542,600.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,308,000.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,120,600.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	373,500.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000.00	473,900.00	

小計	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	3,048,800.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,394,100.00	
	銘柄数：9 組入時価比率：0.7%	14,230,000.00	11,850,160.59 (65,448,436) 0.7%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	14,200,000.00	13,398,836.00	
	CZECH REPUBLIC	4,800,000.00	4,970,400.00	
	CZECH REPUBLIC	6,400,000.00	5,773,926.40	
	CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,153,105.00	
	CZECH REPUBLIC	9,800,000.00	8,920,058.00	
	CZECH REPUBLIC	6,600,000.00	6,926,700.00	
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,098,236.40	
	CZECH REPUBLIC	12,100,000.00	9,681,452.00	
	CZECH REPUBLIC	5,400,000.00	5,579,550.00	
	CZECH REPUBLIC	5,800,000.00	4,621,701.00	
	CZECH REPUBLIC	11,300,000.00	9,128,772.80	
	CZECH REPUBLIC	1,300,000.00	1,349,400.00	
	CZECH REPUBLIC	5,000,000.00	4,577,500.00	
	CZECH REPUBLIC	5,200,000.00	5,079,776.00	
小計	銘柄数：14 組入時価比率：6.0%	93,800,000.00	85,259,413.60 (558,474,736) 6.2%	
フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	44,000,000.00	41,919,680.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	14,876,800.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	53,852,916.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	62,498,950.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	50,874,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	38,446,800.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	55,000,000.00	46,915,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	35,647,500.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	55,859,538.30	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	75,000,000.00	59,278,912.50	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	110,000,000.00	86,163,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	75,000,000.00	62,655,000.00	
HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	54,023,200.00		

小計	銘柄数 : 13	798,000,000.00	663,011,296.80	
	組入時価比率 : 2.9%		(271,291,625)	3.0%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,868,859.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,448,916.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,046,660.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	300,000.00	289,220.85	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,298,780.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,317,042.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,137,984.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	723,120.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	718,166.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,308,270.72	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,293,935.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	2,536,400.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	517,725.00	
	小計	銘柄数 : 13	21,700,000.00	19,505,079.77
	組入時価比率 : 7.4%		(688,164,570)	7.6%
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28,300,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	



小計	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00
	銘柄数 : 18	427,400,000.00	0.00 (0)
	組入時価比率 : 0.0%		0.0%
レイ	ROMANIA	800,000.00	785,070.88
	ROMANIA	700,000.00	679,910.00
	ROMANIA	920,000.00	901,140.00
	ROMANIA	500,000.00	477,600.00
	ROMANIA	500,000.00	482,200.00
	ROMANIA	700,000.00	645,260.00
	ROMANIA	760,000.00	744,458.00
	ROMANIA	230,000.00	198,168.00
	ROMANIA	1,150,000.00	1,075,997.50
	ROMANIA	200,000.00	213,536.00
	ROMANIA	1,900,000.00	1,569,780.00
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	776,135.00
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	369,805.80
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	693,910.00
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	779,100.00
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	325,380.00
	小計	銘柄数 : 16	11,610,000.00
	組入時価比率 : 3.7%		3.8%
リング	MALAYSIA GOVERNMENT	800,000.00	805,437.04
	MALAYSIA GOVERNMENT	850,000.00	856,889.16
	MALAYSIA GOVERNMENT	2,850,000.00	2,881,684.02
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,200,000.00	1,184,616.24
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,504,573.42
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	427,782.32
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	700,000.00	710,647.77
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	600,000.00	585,323.76
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	500,000.00	536,147.65
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,076,134.39
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	800,000.00	808,311.20

	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,402,563.54	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	600,000.00	603,877.20	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,414,085.82	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,314,886.69	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	700,000.00	707,991.55	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,703,505.74	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,763,978.82	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,213,699.62	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,103,751.96	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,956,034.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,092,884.70	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,147,727.88	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	920,000.00	886,916.24	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	309,361.53	
小計	銘柄数：25	28,770,000.00	28,998,812.26	
			(917,171,534)	
	組入時価比率：9.9%		10.1%	
パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,209,645.37	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	6,893,727.40	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,900,000.00	12,772,954.35	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	11,725,456.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,300,000.00	12,713,510.01	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,100,000.00	6,099,526.03	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,300,000.00	13,174,446.67	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,739,897.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	11,500,000.00	11,551,158.90	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,400,000.00	9,530,785.02	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	11,459,267.52	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,700,000.00	11,972,483.04	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,800,000.00	13,573,760.00	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	11,455,583.04	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,312,560.80	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	7,006,759.50	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,145,953.24	
	THAILAND GOVERNMENT BOND	12,100,000.00	10,479,831.78	

小計	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,100,000.00	9,503,079.95
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,600,000.00	8,975,404.62
	THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,697,585.96
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,549,147.10
	THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,102,347.70
	THAILAND GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,201,073.30
	銘柄数：24 組入時価比率：9.7%	217,100,000.00	215,845,945.10 (897,919,131) 9.9%
ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,847,591,200.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,315,132,810.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,721,115,488.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,100,000,000.00	4,035,827,210.00
	INDONESIA GOVERNMENT	2,200,000,000.00	2,329,098,860.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,000,000,000.00	3,881,236,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,450,000,000.00	1,489,141,300.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,790,629,580.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,011,755,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,630,265,153.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,825,161,550.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,353,645,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,761,540,040.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,600,000,000.00	5,602,592,240.00
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,841,360,000.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,695,519,960.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,788,881,600.00
	INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,925,149,500.00
	INDONESIA GOVERNMENT	5,100,000,000.00	5,316,826,500.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,247,958,400.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,180,000,000.00	4,765,859,186.00
	INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,583,098,640.00
	INDONESIA GOVERNMENT	4,030,000,000.00	4,603,633,021.00
	INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,985,015,900.00
INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,797,089,760.00	
INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,811,928,600.00	

小計	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,161,777,400.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,543,817,880.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,934,497,160.00	
	INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,055,920,000.00	
	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	965,000,000.00	
	銘柄数：31	90,080,000,000.00	94,618,064,938.00	
	組入時価比率：9.9%		(917,795,229)	10.1%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,533,969.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	898,946.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,601,230.56	
	CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	803,604.16	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,284,368.16	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	401,243.52	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,517,750.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,813,324.14	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	898,240.86	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,400,000.00	3,468,564.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,214,548.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,402,706.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,183,689.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	503,168.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,833,834.92	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,222,717.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,927,550.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	425,385.64	
	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	924,777.81	
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	524,589.00	
	小計	銘柄数：20	44,600,000.00	45,384,208.21
	組入時価比率：9.9%		(918,485,605)	10.0%
エジプトポンド	EGYPT GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,784,360.00	
	EGYPT GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,066,059.20	
	EGYPT GOVERNMENT BOND	6,300,000.00	5,121,806.76	
	EGYPT GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	2,386,416.64	

	小計	EGYPT GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	3,440,135.50	
		銘柄数：5	22,500,000.00	17,798,778.10	(85,008,744)
		組入時価比率：0.9%			0.9%
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	13,525,850.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,900,000.00	15,923,392.50	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6,760,000.00	5,433,688.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,800,000.00	11,580,270.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,900,000.00	8,840,990.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00	3,021,840.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	8,118,360.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,600,000.00	7,235,520.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,050,000.00	2,931,020.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8,800,000.00	6,289,800.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,600,000.00	11,800,940.00	
小計	銘柄数：11	118,010,000.00	94,701,670.50	(729,202,862)	
	組入時価比率：7.9%			8.0%	
合計			9,068,243,768	(9,068,243,768)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	80,932,510	—	81,025,294	92,784
米ドル	23,239,750	—	23,367,943	128,193
チェココロンナ	9,192,333	—	9,168,320	△24,013
フォリント	8,262,990	—	8,180,200	△82,790
ズロチ	14,133,988	—	14,109,120	△24,868
レイ	9,572,507	—	9,585,870	13,363
パーツ	16,530,942	—	16,613,841	82,899
売建	80,932,510	—	81,723,381	△790,871
米ドル	57,692,760	—	58,375,111	△682,351
トルコリラ	4,370,400	—	4,414,480	△44,080

ルビア	8,245,000	—	8,245,000	—
人民元	6,022,350	—	6,070,770	△48,420
ランド	4,602,000	—	4,618,020	△16,020
合計	—	—	—	△698,087

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 海外REITインデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2023年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	884,136,342
コール・ローン	108,412,202
投資証券	65,319,756,162
派生商品評価勘定	1,849,224
未収入金	7,602,436
未収配当金	123,917,692
差入委託証拠金	237,801,420
流動資産合計	66,683,475,478
資産合計	66,683,475,478
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	43,768,039
未払解約金	2,365,538
未払利息	203
その他未払費用	412,400
流動負債合計	46,546,180
負債合計	46,546,180
純資産の部	
元本等	
元本	19,961,841,507
剰余金	

期末剰余金又は期末欠損金 (△)	46,675,087,791
元本等合計	66,636,929,298
純資産合計	66,636,929,298
負債純資産合計	66,683,475,478

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023年9月6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,3382円
(10,000口当たり純資産額)	(33,382円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2022年9月7日 至 2023年9月6日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。  
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

### 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

#### ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

#### ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

#### ○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月6日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

### (その他の注記)

#### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2023年9月6日現在	
期首	2022年9月7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	17,857,665,891円
同期中における追加設定元本額	5,998,951,931円
同期中における一部解約元本額	3,894,776,315円
期末元本額	19,961,841,507円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,389,554,780円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,878,583,828円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,054,024,951円
野村資産設計ファンド2015	10,497,779円
野村資産設計ファンド2020	11,962,893円
野村資産設計ファンド2025	15,284,796円
野村資産設計ファンド2030	18,116,175円
野村資産設計ファンド2035	16,892,252円
野村資産設計ファンド2040	35,151,652円
野村資産設計ファンド2045	6,092,248円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,601,212,706円
ネクストコア	4,938,266円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	581,613,427円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	719,478,301円
野村資産設計ファンド2050	4,539,291円
インデックス・ブレンド(タイプI)	535,724円
インデックス・ブレンド(タイプII)	861,119円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	6,441,287円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	2,222,787円
インデックス・ブレンド(タイプV)	7,968,670円
野村6資産均等バランス	3,008,425,659円
野村資産設計ファンド2060	3,233,101円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替	5,537,484,385円)



ヘッジなし) 連動型上場投信	
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	2,696,600,807 円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	990,514,276 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT (適格機関投資家専用)	69,187,990 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	361,893 円
野村DC運用戦略ファンド	197,481,844 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	14,146,618 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	11,417,588 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	5,577,440 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	14,282,143 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	9,626,652 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	10,749,137 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	4,084,810 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	2,915,306 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	19,778,926 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年9月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年9月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	33,200	490,032.00	
		AGREE REALTY CORP	33,020	1,987,143.60	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	25,300	441,738.00	
		ALEXANDERS INC	720	137,973.60	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	55,520	6,460,862.40	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	80,640.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	18,300	380,457.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	111,200	3,936,480.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	95,200	3,128,272.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	52,800	1,758,768.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	53,500	407,135.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	75,400	1,188,304.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	23,800	266,560.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	33,720.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	50,160	9,017,764.80	
		BLUEROCK HOMES TRUST INC	1,100	15,378.00	
		BOSTON PROPERTIES	50,290	3,364,401.00	

	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	54,800.00	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	59,700	296,709.00	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	106,100	2,299,187.00	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	66,300	1,061,463.00	
	BRT APARTMENTS CORP	4,200	76,398.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	37,770	3,976,047.90	
	CARETRUST REIT INC	34,800	694,260.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,900	190,371.00	
	CENTERSPACE	5,360	340,413.60	
	CHATHAM LODGING TRUST	16,300	158,273.00	
	CITY OFFICE REIT INC	12,800	62,848.00	
	CLIPPER REALTY INC	4,000	24,440.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	8,800	284,856.00	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	39,800	1,032,014.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	53,300	1,244,555.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	6,600	113,256.00	
	CUBESMART	79,200	3,213,936.00	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	74,600	596,054.00	
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	140,000	81,200.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	102,810	13,437,267.00	
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	211,560.00	
	DOUGLAS EMMETT INC	59,800	825,240.00	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	32,300	423,776.00	
	EASTGROUP PROPERTIES	15,680	2,738,668.80	
	ELME COMMUNITIES	30,500	459,330.00	
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	47,400	412,854.00	
	EPR PROPERTIES	26,600	1,170,666.00	
	EQUINIX INC	33,020	25,377,851.20	
	EQUITY COMMONWEALTH	38,600	732,628.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	61,920	4,073,097.60	
	EQUITY RESIDENTIAL	120,510	7,688,538.00	
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	52,300	1,236,895.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,680	5,347,717.20	

EXTRA SPACE STORAGE INC	74,600	9,526,420.00	
FARMLAND PARTNERS INC	17,600	193,248.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,900	2,500,386.00	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	46,700	2,380,299.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	30,900	757,050.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	58,590.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	92,910	4,457,821.80	
GETTY REALTY CORP	16,100	483,966.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,400	188,784.00	
GLADSTONE LAND CORP	11,600	181,424.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	21,800	206,010.00	
GLOBAL NET LEASE INC	37,000	398,490.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	134,600	2,300,314.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	193,500	3,947,400.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	11,200	110,096.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	37,400	896,852.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	251,600	4,000,440.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	45,600	324,216.00	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	78,900	1,291,593.00	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	93,600.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	9,770	838,070.60	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	23,500	567,290.00	
INVITATION HOMES INC	205,000	6,943,350.00	
IRON MOUNTAIN INC	103,000	6,517,840.00	
JBG SMITH PROPERTIES	34,500	551,655.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	52,500.00	
KILROY REALTY CORP	37,100	1,381,604.00	
KIMCO REALTY CORP	219,300	4,063,629.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	77,000	1,700,930.00	
LTC PROPERTIES INC	14,400	461,376.00	
LXP INDUSTRIAL TRUST	103,600	991,452.00	
MACERICH CO /THE	76,000	884,640.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	33,659.35	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	210,000	1,497,300.00	

MID-AMERICA APARTMENT COMM	41,210	5,848,523.20	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,900	974,219.00	
NATL HEALTH INVESTORS INC	15,290	773,826.90	
NETSTREIT CORP	21,700	364,560.00	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12,000	112,920.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,200	300,530.00	
NNN REIT INC	64,300	2,476,193.00	
OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	115,344.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	82,800	2,642,148.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	106,150.00	
ORION OFFICE REIT INC	20,800	113,152.00	
PARAMOUNT GROUP INC	59,000	300,310.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	75,900	974,556.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	43,300	632,613.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	41,200	1,403,272.00	
PHYSICIANS REALTY TRUST	83,900	1,123,421.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	43,800	303,972.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	14,000	315,140.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	6,600	94,314.00	
PRIME US REIT	212,000	28,408.00	
PROLOGIS INC	325,910	39,777,315.50	
PUBLIC STORAGE	55,830	15,140,537.70	
REALTY INCOME CORP	237,560	13,125,190.00	
REGENCY CENTERS CORP	57,863	3,615,280.24	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	45,100	602,085.00	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	70,790	3,684,619.50	
RLJ LODGING TRUST	56,300	564,126.00	
RPT REALTY	30,900	342,990.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20,910	1,823,352.00	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	81,400	1,026,454.00	
SAFEHOLD INC	14,000	270,900.00	
SAUL CENTERS INC	4,300	156,606.00	
SERVICE PROPERTIES TRUST	57,800	469,336.00	
SIMON PROPERTY GROUP INC	115,390	13,262,926.60	

	SITE CENTERS CORP	64,800	854,064.00	
	SL GREEN REALTY CORP	22,800	869,364.00	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	49,600	1,858,512.00	
	STAG INDUSTRIAL INC	63,500	2,300,605.00	
	STAR HOLDINGS	4,329	55,454.49	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	38,000	224,200.00	
	SUN COMMUNITIES INC	43,950	5,310,039.00	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	73,500	660,030.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	37,400	849,354.00	
	TERRENO REALTY CORP	26,040	1,555,629.60	
	THE NECESSITY RETAIL REIT WHERE AMERICA	46,800	325,260.00	
	UDR INC	109,500	4,316,490.00	
	UMH PROPERTIES INC	20,000	296,600.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,600	208,656.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	40,900	666,670.00	
	VENTAS INC	141,100	5,961,475.00	
	VERIS RESIDENTIAL INC	27,700	498,600.00	
	VICI PROPERTIES INC	354,400	10,922,608.00	
	VORNADO REALTY TRUST	56,800	1,374,560.00	
	WELLTOWER INC	175,380	14,181,226.80	
	WHITESTONE REIT	16,800	165,648.00	
	WP CAREY INC	75,590	4,818,862.50	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,800	457,452.00	
小計	銘柄数 : 142	9,056,497	345,411,746.48	
			(51,072,580,834)	
	組入時価比率 : 76.6%		78.2%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,700	473,749.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	21,200	148,188.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	6,000	62,160.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	7,900	547,233.00	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	5,700	94,335.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	48,600.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	28,900	1,421,591.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT	56,400	746,172.00	

	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	17,600	237,424.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	19,000	278,920.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	43,900	610,210.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	6,000	78,060.00	
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	17,000	42,670.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	36,900	516,969.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,120	838,448.00	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	45,600	473,784.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	4,000	13,160.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	25,000	314,250.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	20,600	377,186.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	6,400	83,904.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	115,048.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	101,808.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	287,280.00	
	PRIMARIS REIT	15,925	218,650.25	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	53,790.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	51,900	1,004,265.00	
	SLATE GROCERY REIT	9,400	119,568.00	
	SLATE OFFICE REIT	12,000	18,720.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	25,200	610,848.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	14,000	34,860.00	
小計	銘柄数：30	618,245	9,971,850.25	
			(1,080,449,974)	
	組入時価比率：1.6%		1.7%	
ユーロ	AEDIFICA	16,710	997,587.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	4,000	18,980.00	
	ALTAREA	1,700	151,810.00	
	CARE PROPERTY INVEST	12,533	151,649.30	
	CARMILA	20,000	290,400.00	
	COFINIMMO	10,800	750,060.00	
	COVIVIO	16,120	706,700.80	
	CROMWELL REIT EUR	126,000	181,440.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,000	334,500.00	

	GECINA SA	19,200	1,872,960.00	
	HAMBORNER REIT AG	24,400	157,624.00	
	ICADE	11,240	383,958.40	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	39,960.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	105,600	579,744.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	8,900	129,050.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	154,000	149,534.00	
	KLEPIERRE	69,100	1,671,529.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	114,200.00	
	MERCIALYS	28,000	247,660.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	117,200	950,492.00	
	MONTEA	4,760	342,720.00	
	NSI NV	6,400	119,680.00	
	RETAIL ESTATES	4,050	228,015.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	37,840	1,853,403.20	
	VASTNED RETAIL NV	6,200	121,024.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	54,900	1,374,696.00	
	WERELDHAVE NV	14,600	230,680.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	8,600	227,900.00	
小計	銘柄数：28	935,853	14,377,956.70	
			(2,278,331,018)	
	組入時価比率：3.4%		3.5%	
英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	65,870.00	
	AEW UK REIT PLC	48,000	46,944.00	
	ASSURA PLC	1,040,000	470,704.00	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	290,000	199,230.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	61,700	649,701.00	
	BRITISH LAND	333,000	1,038,294.00	
	CLS HOLDINGS PLC	70,000	88,340.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	129,280.00	
	DERWENT LONDON PLC	39,200	720,496.00	
	EDISTON PROPERTY INVESTMENT	70,000	48,860.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	221,000	191,165.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	89,400	369,043.20	

	HAMMERSON PLC	1,430,000	348,348.00	
	HELICAL PLC	38,000	87,020.00	
	HOME REIT PLC	267,000	101,593.50	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	139,000	125,100.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	265,000	1,523,750.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	344,000	595,808.00	
	LXI REIT PLC	605,000	550,247.50	
	NEWRIVER REIT PLC	100,000	80,700.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	135,946.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	469,000	435,232.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	135,228.00	
	REGIONAL REIT LTD	151,000	66,591.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	77,200	660,060.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	82,000.00	
	SEGRO PLC	430,900	3,080,935.00	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	688,000	787,072.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	439,000	328,372.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	67,920.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	663,000	912,288.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	168,707.00	
	UNITE GROUP PLC	153,600	1,403,904.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	168,000	191,856.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	128,495.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	49,000	237,748.00	
小計	銘柄数：37	10,404,000	16,252,848.20	
			(3,017,341,268)	
	組入時価比率：4.5%		4.6%	
豪ドル	ABACUS GROUP	144,000	164,880.00	
	ABACUS STORAGE KING	144,000	180,000.00	
	ARENA REIT	125,000	463,750.00	
	BWP TRUST	171,000	630,990.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	244,000	358,680.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	192,000	587,520.00	



	CENTURIA OFFICE REIT	161,000	201,250.00	
	CHARTER HALL GROUP	166,400	1,758,848.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	232,000	821,280.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	183,000	629,520.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	114,000	320,340.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	241,800.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	70,000	194,600.00	
	DEXUS/AU	379,500	2,933,535.00	
	GDI PROPERTY GROUP	160,000	102,400.00	
	GOODMAN GROUP	604,000	13,952,400.00	
	GPT GROUP	676,000	2,839,200.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	252,350.00	
	HEALTHCO REIT	160,000	248,000.00	
	HMC CAPITAL LTD	86,000	459,240.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	548,000	676,780.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	198,000.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	131,000	546,270.00	
	MIRVAC GROUP	1,393,000	3,371,060.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	428,000	980,120.00	
	RAM ESSENTIAL SERVICES PROPE	150,000	112,500.00	
	REGION RE LTD	403,000	862,420.00	
	RURAL FUNDS GROUP	140,000	295,400.00	
	SCENTRE GROUP	1,827,000	5,005,980.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	842,000	3,511,140.00	
	VICINITY CENTRES	1,370,000	2,561,900.00	
	WAYPOINT REIT	241,000	607,320.00	
小計	銘柄数：32	12,173,900	46,069,473.00	
			(4,335,598,104)	
	組入時価比率：6.5%		6.6%	
ニュージーランド ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	300,000	352,500.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	380,000	832,200.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	540,000	461,700.00	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	475,000	572,375.00	
	STRIDE PROPERTY GROUP	190,000	260,300.00	

小計	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	165,000	361,350.00	
	銘柄数：6	2,050,000	2,840,425.00	
	組入時価比率：0.4%		(246,605,698)	0.4%
香港ドル	CHAMPION REIT	700,000	1,799,000.00	
	FORTUNE REIT	515,000	2,528,650.00	
	LINK REIT	903,300	35,138,370.00	
	PROSPERITY REIT	430,000	640,700.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	330,000	861,300.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	1,261,296.00	
	小計	銘柄数：6	3,708,100	42,229,316.00
	組入時価比率：1.2%		(796,022,606)	1.2%
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	196,650	249,745.50	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,183,762	3,302,695.98	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	767,956	744,917.32	
	CAPITALAND CHINA TRUST	420,279	384,555.28	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,775,694	3,391,575.54	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	306,000	315,180.00	
	DAIWA HOUSE LOGISTICS TRUST	180,000	104,400.00	
	EC WORLD REIT	60,000	16,800.00	
	ESR-LOGOS REIT	2,260,272	711,985.68	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	247,040.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	420,000	102,900.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	382,838	861,385.50	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,028,746	1,213,920.28	
	KEPPEL DC REIT	465,211	1,004,855.76	
	KEPPEL REIT	692,000	602,040.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	670,000	371,850.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	701,900	1,614,370.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,175,980	1,975,646.40	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	810,716	1,232,288.32	
	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	890,216	209,200.76	

		PARAGON REIT	388,000	347,260.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	139,000	524,030.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	123,300.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	520,000	254,800.00	
		SUNTEC REIT	789,000	962,580.00	
	小計	銘柄数：25	16,790,220	20,869,322.32	
				(2,265,782,324)	
		組入時価比率：3.4%		3.5%	
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	66,990,000.00	
		E KOCREF CR-REIT CO LTD	8,000	40,080,000.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	54,000	216,000,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	16,800	72,912,000.00	
		JR REIT XXVII	53,000	214,120,000.00	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	15,000	83,250,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	45,000	153,000,000.00	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	35,000	142,450,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	45,500,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	24,850	156,306,500.00	
		SHINHAN SEOBU T&D REIT CO LTD	8,000	26,760,000.00	
		SK REITS CO LTD	26,000	118,300,000.00	
		SK REITS CO LTD-RIGHTS	9,732	2,822,280.00	
	小計	銘柄数：13	331,382	1,338,490,780.00	
				(148,304,778)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	220,000	330,220.00	
		REIT 1 LTD	70,000	1,092,700.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	601,280.00	
	小計	銘柄数：3	370,000	2,024,200.00	
				(78,739,558)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計			65,319,756,162	
				(65,319,756,162)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2023年9月6日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,263,097,007	—	1,220,208,735	△42,888,272
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	86,252,544	—	87,222,001	969,457
米ドル	86,252,544	—	87,222,001	969,457
合計	—	—	—	△41,918,815

(注) 時価の算定方法

### 1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

### 2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村インデックスファンド・海外5資産バランス

2023年9月29日現在

I 資産総額	5,736,187,474円
II 負債総額	5,411,541円
III 純資産総額 (I - II)	5,730,775,933円
IV 発行済口数	2,928,776,600口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.9567円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	1,782,587,235,480円
II 負債総額	9,826,208,340円
III 純資産総額 (I - II)	1,772,761,027,140円
IV 発行済口数	322,470,135,026口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.4974円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	99,575,720,239円
II 負債総額	540,544,098円
III 純資産総額 (I - II)	99,035,176,141円
IV 発行済口数	58,072,109,335口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7054円

(参考) 外国債券マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	771,662,804,367円
II 負債総額	3,852,613,471円
III 純資産総額 (I - II)	767,810,190,896円
IV 発行済口数	282,673,641,422口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7162円

(参考) 新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	9,185,168,205円
II 負債総額	15,465,929円
III 純資産総額 (I - II)	9,169,702,276円
IV 発行済口数	5,531,467,932口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6577円

(参考) 海外REITインデックスマザーファンド

2023年9月29日現在

I 資産総額	63,849,499,301円
II 負債総額	162,156,702円
III 純資産総額 (I - II)	63,687,342,599円
IV 発行済口数	20,027,382,127口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1800円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2023年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### **株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### **取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

###### **代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### **監査等委員会**

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。





## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年9月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,011	45,214,425
単位型株式投資信託	182	672,336
追加型公社債投資信託	14	6,751,050
単位型公社債投資信託	472	989,018
合計	1,679	53,626,829

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763



		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648



## 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 <hr/> 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 <hr/> 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - <hr/> 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 <hr/> 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日



## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、当社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16



◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>20,314</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>19,378</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,927</u>
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,387</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>653</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
期首残高		1,371		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-	
資産除去債務の履行による減少		△296		-
期末残高		1,123		1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。



## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 16,775円81銭 1株当たり当期純利益 4,835円10銭	1株当たり純資産額 17,016円74銭 1株当たり当期純利益 5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,904百万円 普通株式に係る当期純利益 24,904百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## (野村インデックスファンド・海外5資産バランス)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券および海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本（「基本投資割合」といいます。）とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数（※）の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：1/6

新興国株式マザーファンド受益証券：1/6

外国債券マザーファンド受益証券：1/6

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券：1/6

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：1/3

##### (※) 各マザーファンドの対象指数

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）

新興国株式マザーファンド：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）

外国債券マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス  
エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

海外 REIT インデックス マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）

② 前号に規定する合成指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。



④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
野村インデックスファンド・海外5資産バランス  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

**(信託の目的と金額)**

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡に係る記載または記録)**

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 22 条、第 23 条、第 27 条及び第 31 条に定めるものに限りません。）に係る権利

- ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

### ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド、新興国株式マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、および海外REIT インデックス マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第26条、第29条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商



品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引および株式にかかる有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。)

(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### （信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### （有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 60 以内の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものと

し、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### **(収益分配金および償還金の時効)**

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### **(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(信託の一部解約)**

第48条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。



#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 55 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 56 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 58 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第 1 条 第 45 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第3項および第48条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし) の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め



るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(運用の基本方針)**

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(投資する株式等の範囲)**

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### **(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)**

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(信用取引の指図範囲)**

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### **(先物取引等の運用指図・目的・範囲)**

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(同一銘柄の転換社債等への投資制限)**

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管されることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録されることがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金立替え)**

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**(信託報酬)**

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

**(利益の留保)**

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

**(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

**(信託の一部解約)**

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

**(信託契約の解約)**

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

**(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。



⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用報告書)**

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

**(公告)**

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超える

こととなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
新興国株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形
- ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産
  - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

18. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼



営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図)

第 18 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
  - ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期

間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとし、

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとし、

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとし、ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(有価証券売却等の指図)**

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### **(再投資の指図)**

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(損益の帰属)**

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**(信託報酬)**

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

**(利益の留保)**

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

**(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

**(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(償還金の支払いの時期)**

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

**(信託の一部解約)**

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

**(信託契約の解約)**

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除

き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)を受渡日として行った先



物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 35 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 1,000 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第 15 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

とができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第 17 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約の指図)**

第 18 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第 19 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### **(保管業務の委任)**

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することが

できます。

#### (有価証券の保管)

第 20 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第 22 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式



の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 16 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 31 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 32 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 33 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 34 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 35 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 36 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第 37 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 43 条 第 35 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 35 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 35 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第 46 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限りません。）に係る権利
  - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

#### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ



ます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### **(運用の基本方針)**

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(先物取引等の運用指図)**

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### **(スワップ取引の運用指図)**

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告等)**

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### **(信託事務の諸費用)**

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬)**

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### **(利益の留保)**

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### **(追加信託金および一部解約金の計理処理)**

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託の一部解約)**

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、受益者が第 39 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。



上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

## (海外 REIT インデックス マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

##### (2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
海外REITインデックス マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益証券の発行および種類)**

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

**(受益証券の発行についての受託者の認証)**

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**(投資の対象とする資産の種類)**

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(有価証券および金融商品の指図範囲等)**

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

#### **(運用の基本方針)**

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### **(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)**

第 14 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

#### **(先物取引の運用指図・目的・範囲)**

第 14 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。)ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

#### (公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとするを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 28 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第 33 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。



#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

#### (公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社